
第5期品川区障害福祉計画 第1期品川区障害児福祉計画

平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）

平成30年4月

品川区

だれもが尊厳をもって、

共に生きられる地域社会をめざして



品川区は、障害のある人もない人もお互いに尊重し合い、支え合いながら地域の中で共生する社会の実現をめざして、「品川区障害者計画」および「品川区障害福祉計画」を策定し、障害者施策を推進してまいりました。

近年の障害者差別解消法の施行や障害者総合支援法の見直しなど障害者施策が大きな変革期にある中で、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、こころのバリアフリーや、ユニバーサルデザインのまちづくりを一層推進する必要があります。一方では、少子高齢化の進行や区民の価値観・ニーズの多様化など、社会環境も変化しており、障害のある人のニーズも大きく変化しています。

このたび、こうした障害者を取り巻く環境の変化も考慮しながら、さらに積極的に障害者施策に取り組むため、「第5期品川区障害福祉計画」を策定いたしました。なお、今回の計画は、児童福祉法の改正により策定が義務づけられた「障害児福祉計画」を包含しています。策定にあたっては、障害者団体をはじめとした多くの方々から意見を頂戴しながら、品川区地域自立支援協議会での審議を重ね、幅広い視点から検討いただいたところです。

本計画を実効性のあるものとするためには、行政だけでなく、区民、事業者、関係団体等の皆様の連携や協働は欠かせないものです。皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

むすびになりますが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました自立支援協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた区民や関係者の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成30年4月

品川区長

濱野 健

目 次

第1章 計画策定の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画期間.....	4
4 計画の策定体制.....	4
(1) 品川区地域自立支援協議会.....	4
(2) 品川区障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための意見交換会等.....	5
(3) パブリックコメント.....	5
5 計画の推進に向けて.....	5
(1) 総合的な計画推進体制の強化.....	5
(2) 地域における連携・協力体制の活用.....	5
(3) 計画の点検・評価.....	5
(4) 計画の進行管理.....	6
第2章 障害者の現状.....	7
1 障害者手帳交付者数等の推移.....	7
2 身体障害者の状況.....	9
3 知的障害者の状況.....	11
4 精神障害者の状況.....	12
5 障害児の状況.....	14
第3章 障害者施策推進の取組みと課題.....	17
1 障害者施策推進の取組み.....	17
(1) 品川区障害者計画.....	17
(2) 障害者計画における施策の柱に対する前期（H27～29）の事業展開.....	22
2 今期の福祉計画における主要テーマと今後の取組み.....	29

(1) 相談支援の充実と適切な情報提供.....	29
(2) 障害福祉サービスと介護保険サービスの適切な運用.....	30
(3) 保健・医療との連携.....	31
(4) 地域生活支援拠点の整備.....	32
(5) 社会資源の開拓と地域による偏りの解消.....	34
(6) 人材育成.....	35
(7) 包括的な障害児支援の充実.....	36
第4章 計画における成果目標.....	39
1 施設入所者の地域生活への移行.....	39
(1) 国の基本指針.....	39
(2) 成果目標.....	39
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	40
(1) 国の基本指針.....	40
(2) 成果目標.....	40
3 地域生活支援拠点等の整備.....	40
(1) 国の基本指針.....	40
(2) 成果目標.....	40
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	41
(1) 国の基本指針.....	41
(2) 成果目標.....	41
5 障害児支援の提供体制の整備等.....	42
(1) 国の基本指針.....	42
(2) 成果目標.....	42
第5章 サービス見込量および確保のための方策.....	44
1 障害福祉サービス.....	44
(1) 訪問系サービス.....	44
(2) 日中活動系サービス.....	45
(3) 居住系サービス.....	49
(4) 相談支援.....	51
2 児童福祉法に基づく障害児サービス.....	53
(1) 障害児通所支援.....	53

(2) 相談支援.....	56
3 地域生活支援事業.....	57
(1) 必須事業.....	57
(2) 任意事業.....	63
第6章 資料編.....	66
1 品川区の障害者向け施設・サービスの現状.....	66
(1) 品川区の主な障害者支援施設一覧.....	66
(2) 品川区の主な障害者支援施設所在地.....	69
(3) 品川区の主な地域生活への支援事業一覧.....	71
2 策定体制.....	72
(1) 品川区地域自立支援協議会.....	72
(2) 庁内連絡会.....	75
3 策定経過.....	76
(1) 品川区地域自立支援協議会検討経過.....	76
(2) 障害者団体ヒアリング.....	76
(3) 計画策定意見交換会.....	76
(4) 庁内連絡会.....	76
(5) パブリックコメントの実施.....	77
4 品川区障害児実態・意向調査.....	78
(1) 調査概要.....	78
(2) 調査結果概要.....	78
(3) 調査票.....	94

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

近年、我が国においては長寿化が進み、障害者やその介護者の高齢化、障害の重度化・重複化という問題が顕在化している一方で、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、また、情報化の進展により障害者を取り巻く社会環境は大きく変化しています。このような状況下で障害者の意識も変化し、社会参加や就労、地域における自立した生活への意欲が高まっています。

障害者施策において国は、共生社会の実現が明記された平成23年の「障害者基本法¹」の一部改正に始まり、平成24年の「障害者虐待防止法²」施行、平成26年の「障害者総合支援法³」の完全施行、平成28年の「障害者差別解消法⁴」施行に至るまで、制度の集中的な改革を推進してきました。その後、「障害者総合支援法」施行3年後の見直しが行われ、平成28年には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正されました。この改正では、地域での生活を支える「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービス、高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減の仕組み等が新たに設けられました(平成30年4月施行)。加えて、障害児の多様化するニーズに対応し、計画的に支援の提供体制を整備していくための「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

区では、平成20年4月に「品川区基本構想」、平成21年4月に「品川区長期基本計画」(平成26年4月改定)を策定し、5つの都市像⁵の1つである「みんなで築

¹ 昭和45年法律第84号。障害者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めたものです。

² 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)。障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防および早期発見その他障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護等を定めたものです。

³ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)。障害児者や一定の難病患者が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業等の支援を総合的にを行うことを定めたものです。

⁴ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)。行政機関等および事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めたもので、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を求めています。

⁵ 「品川区長期基本計画」は、その上位計画である「品川区基本構想」における3つの理念(1.暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる 2.伝統と文化を育み活かす品川区をつくる 3.区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる)を具体化するために行う施策と実現の方向を明らかにし、5つの都市像(1.だれもが輝くにぎわい都市 2.未来を創る子育て・教育都市 3.みんなで築く健康・福祉都市 4.次代につなぐ環境都市 5.暮らしを守る安全・安心都市)を掲げています。

く健康・福祉都市」の実現に向け、障害者基本法第 11 条第 3 項⁶に基づく「品川区障害者計画」を平成 27 年に策定しました。合わせて、障害福祉サービス⁷等の見込量や確保のための方策を定める「品川区障害福祉計画」を策定しました。

本計画は、前計画で取り組んできた施策の評価および検証を行い、今後重点的に取り組むべき課題を明確にし、国の動向にも対応しながら障害者への支援施策を総合的かつ計画的に展開していくことを目的として策定したものです。また、本計画から「品川区障害児福祉計画」を包含する計画として策定します。

計画の策定にあたっては、品川区地域自立支援協議会において、前計画の評価および検証から計画の策定まで審議を行うとともに、障害児実態・意向調査⁸の実施、障害者団体へのヒアリング、パブリックコメント⁹の実施等により、幅広い区民意見や要望を聴取し、計画に反映させました。

⁶ 障害者基本法第 11 条第 3 項では、市町村は当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、障害者の施策に関する基本的な計画を策定することが定められています。

⁷ 障害福祉サービスには、障害者総合支援法で定める介護給付と訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付があります。利用者はサービスを選択し、市区町村に相談、支給申請を行います。その後の障害支援区分判定の結果に基づき、市区町村は支給決定を行います。障害福祉サービス受給者証交付の後、利用者はサービス提供事業者と契約を結んでサービスを利用することとなります。

⁸ P. 78 以降参照。区内 18 歳以下の障害児のいる世帯（平成 29 年 6 月末日現在）を対象としたアンケート調査を実施しました。

⁹ 行政機関が政令や省令等を定める際に、あらかじめその案を公表し、広く公（＝国民、住民等）から意見、情報を募集する手続きのことです。

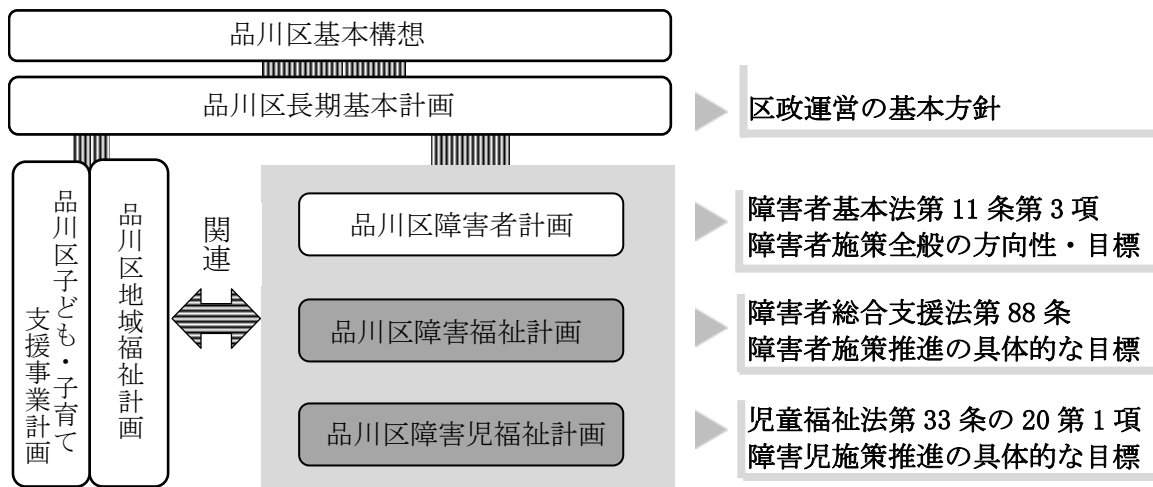
2 計画の位置づけ

「品川区障害福祉計画」は障害者総合支援法第 88 条¹⁰の規定に基づく市町村障害福祉計画として定め、平成 28 年の児童福祉法の改正に伴い義務付けられた「品川区障害児福祉計画」は児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項¹¹の規定に基づく市町村障害児福祉計画として定めるものです。

「第 5 期品川区障害福祉計画」は、「第 1 期品川区障害児福祉計画」と一体のものとして策定します。国が平成 29 年 3 月に策定した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針¹²」（以下「基本指針」といいます。）に即し、年度ごとに障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標および見込量、地域生活支援事業¹³の実施に関する事項を定めています。

本計画は、「品川区基本構想」および基本構想が掲げている区の将来像を実現するために策定された「品川区長期基本計画」の障害者施策に関する下位計画として位置づけられています。また、社会福祉法第 107 条¹⁴に基づく地域福祉計画である「品川区地域福祉計画」、子ども・子育て支援の取組み促進のための教育・保育施設等の整備計画である「品川区子ども・子育て支援事業計画」との調和と整合性を図っています。

■ 図表 1-1 品川区障害福祉計画の位置づけ



¹⁰ 障害者総合支援法第 88 条では、市町村は障害福祉サービス等の提供体制の確保および円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を策定することが定められています。

¹¹ 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項では、市町村は障害児通所支援、障害児相談支援等の提供体制の確保と円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）を策定することが定められています。

¹² 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的事項や成果目標、障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に関する事項、地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項等を国が定めたものです。（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）

¹³ 市区町村が地域の実情に応じて計画的かつ柔軟に実施する事業です。

¹⁴ 社会福祉法第 107 条では、地域における福祉サービスの適切な利用の推進および社会福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進についての事項を盛り込んだ市町村地域福祉計画を策定することが定められています。

3 計画期間

本計画は、国が定める基本指針に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間で計画期間とします。

■ 図表 1-2 品川区障害福祉計画の計画期間

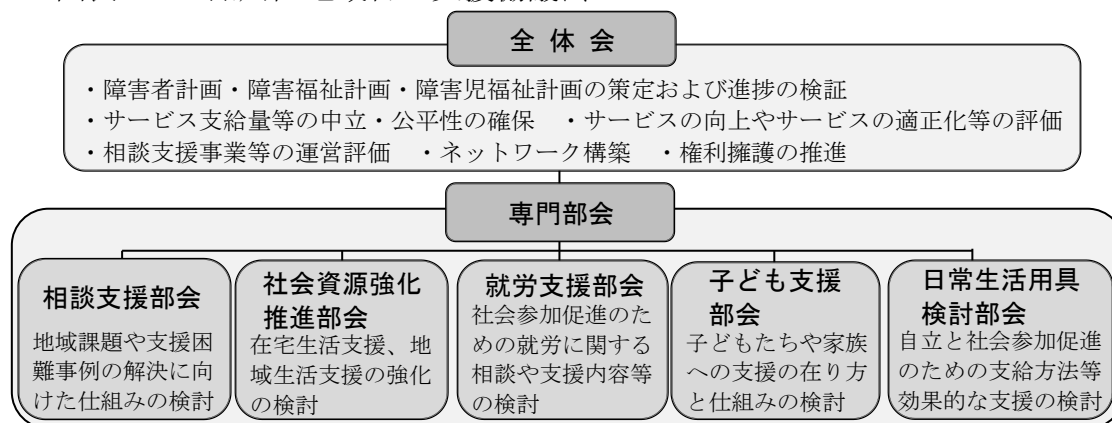
	年度（平成）															
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
品川区長期基本計画	21～30【10年】															
品川区障害者計画							27～35【9年】									
第5期品川区障害福祉計画										30～32【3年】						
第1期品川区障害児福祉計画										30～32【3年】						
品川区地域福祉計画			23～32【10年】													
品川区子ども・子育て支援事業計画							27～31【5年】									

4 計画の策定体制

（1）品川区地域自立支援協議会

区では、障害者への支援体制の充実のために、障害者総合支援法第 89 条の 3¹⁵に基づく「品川区地域自立支援協議会」を設置しています。協議会では、「相談支援部会」、「社会資源強化推進部会」、「就労支援部会」、「子ども支援部会」、「日常生活用具検討部会」を設置し、障害者団体代表、関連機関および事業者が参画し、課題解決に向けた協議を行っています。本計画は、協議会に意見聴取をしながら策定しています。なお、協議会は傍聴が可能であるととともに、議事録等は区のホームページにて公表しています。

■ 図表 1-3 品川区地域自立支援協議会



¹⁵ 障害者総合支援法第 89 条の 3 では、関係機関、関係団体、障害者等の福祉、医療、教育、雇用に関連する職務従事者等により構成される協議会の設置が求められています。

(2) 品川区障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための意見交換会等

平成 29 年 10 月～11 月にかけて障害者団体を対象としたヒアリング、11 月 17 日に品川区障害者七団体協議会¹⁶および障害者相談員¹⁷を対象とした意見交換会を実施しました。

(3) パブリックコメント

平成 29 年 12 月 11 日から平成 30 年 1 月 10 日まで、広報誌を通してパブリックコメントを実施しました。

5 計画の推進に向けて

(1) 総合的な計画推進体制の強化

障害福祉施策の総合的な推進のために、計画は全庁的な取組みとして捉え、各部署における障害福祉施策を推進するとともに、福祉・保健・教育・雇用・まちづくり等、関係部署が一体的な取組みを推し進めています。また、庁内にとどまらず、福祉・保健・医療・教育・雇用関係機関等との連携を強化します。

(2) 地域における連携・協力体制の活用

障害のある人の地域生活への支援や就労支援、障害への理解の醸成のために、サービス提供機関、ボランティア団体、地域の関係者・関係機関および障害者団体等と連携・協力し、障害のある人も参加した地域で支え合うまちづくりを進めていきます。

(3) 計画の点検・評価

定期的に障害福祉サービス等各事業の進捗状況や目標達成状況について点検・評価を行います。施策・事業の有効性について検証を行い、効果的かつ適切な施策・事業の実施に努めます。

¹⁶ 品川区視覚障害者福祉協会、品川区肢体不自由児・者父母の会、品川区重症心身障害児(者)を守る会、品川区身体障害者友和会、品川区知的障害者育成会、品川区聴覚障害者協会、品川区精神障害者家族会(かもめ会)の七団体で構成される協議会です。

¹⁷ 区長から委嘱された相談員(任期2年、平成28年～29年度25名)が、障害のある方の更生援護に関する相談と必要な指導・助言に応じています。

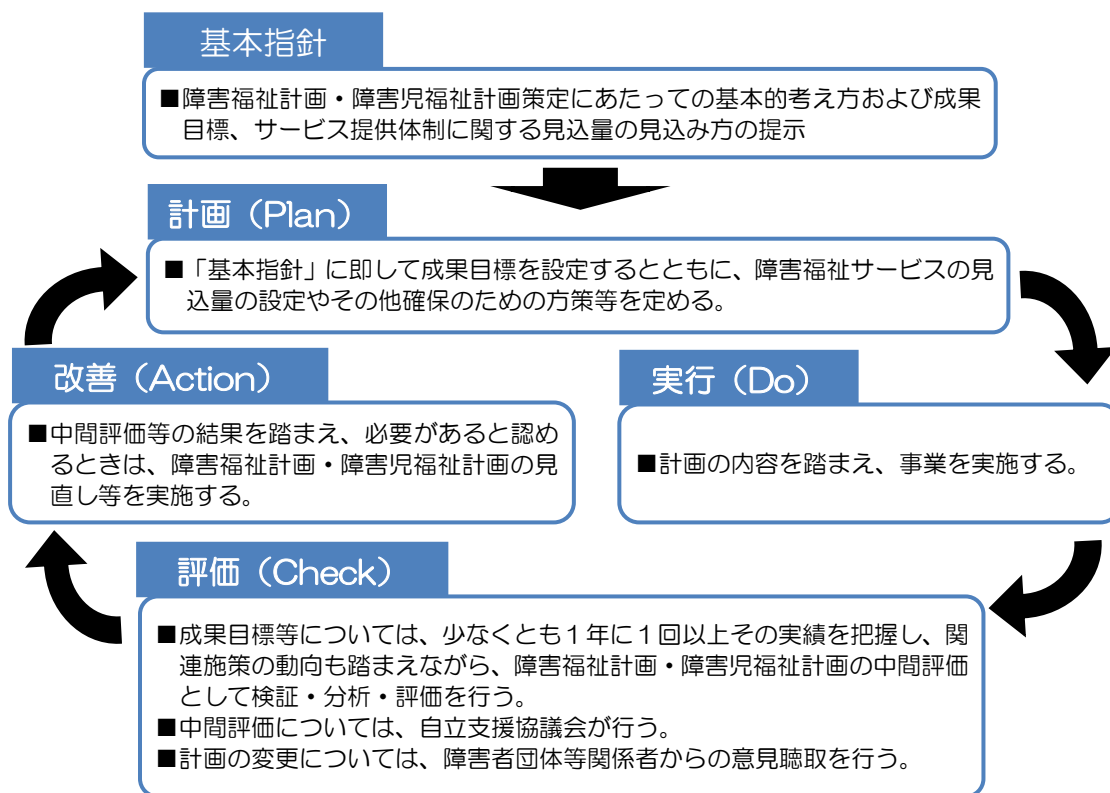
(4) 計画の進行管理

計画の円滑・着実な実行のためにPDCAサイクル¹⁸を導入し、本計画に定める成果目標および施策の進捗状況については少なくとも1年に1回以上その実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら計画の中間報告として分析・評価をし、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等を行います。

障害者総合支援法第88条第8項においては、市町村は「障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」とされています。

計画の進捗状況の検証・分析・評価の役割は、品川区地域自立支援協議会が担い、区として取り組むべき課題の明確化等を進めていきます。

■ 図表 1-4 PDCAサイクルのプロセス



¹⁸ PDCA サイクルとは、行動プロセスの枠組みの一つで、Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4つで構成されているためPDCA という名称になっており、4段階の活動を繰り返し行うことで継続的にプロセスを改善していく手法のことです。Planでは目標を設定してそれを達成するための行動計画を策定し、Doでは策定した計画を実行し、Checkでは実施した結果と当初の目標を比較して問題点の洗い出し等評価・分析を行い、Actionでは評価・分析を受けてプロセスや計画の改善、実施体制の見直し等を行います。

第2章 障害者の現状

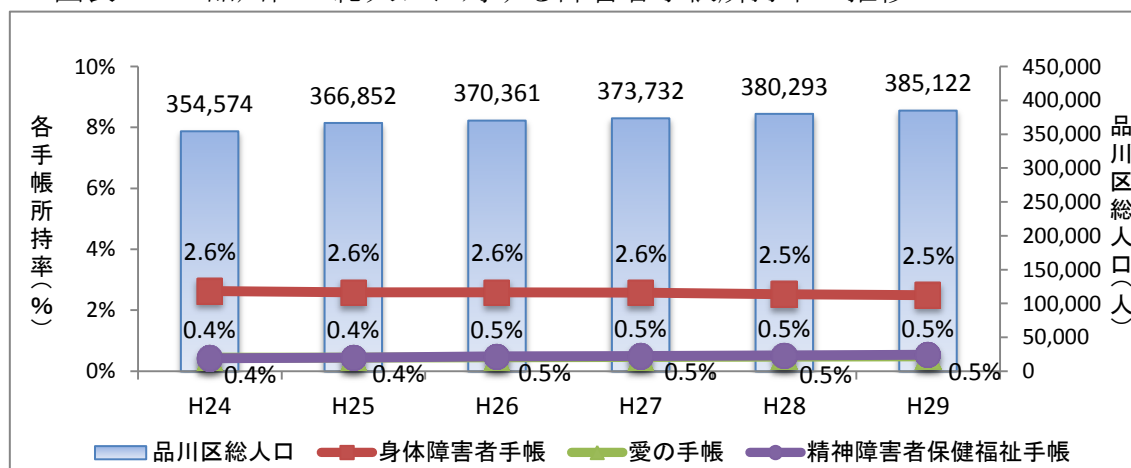
1 障害者手帳交付者数等の推移

品川区の総人口に対する障害者手帳所持者の割合は、平成29年4月1日現在、身体障害者手帳¹⁹2.5%、愛の手帳²⁰0.5%、精神障害者保健福祉手帳²¹0.5%となっています。過去6年の推移を見ると大きな変化はありません。(図表2-1)

また、身体障害者手帳と愛の手帳の両方を所持する、身体障害および知的障害の重複障害者は、平成29年4月1日現在、319人となっています。

障害福祉サービス受給者証²²発行者数については、平成28年度で1,624人となっており、平成24年度から平成28年度までの過去5年間の推移を見ると、11.0%増加しています。(図表2-2)

■ 図表2-1 品川区の総人口に対する障害者手帳所持率の推移



※ 精神障害者保健福祉手帳所持者数は、手帳の有効期限が2年であるため、当該年度と前年度の認定件数の合計値としています。

¹⁹ 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認定された方に対して交付されるもので、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。手帳の交付対象となる障害の範囲は身体障害者福祉法に定められ、障害程度等級表により1級から7級までの区分が設けられています。(ただし、7級の障害が1つのみでは手帳交付の対象にはなりません。)

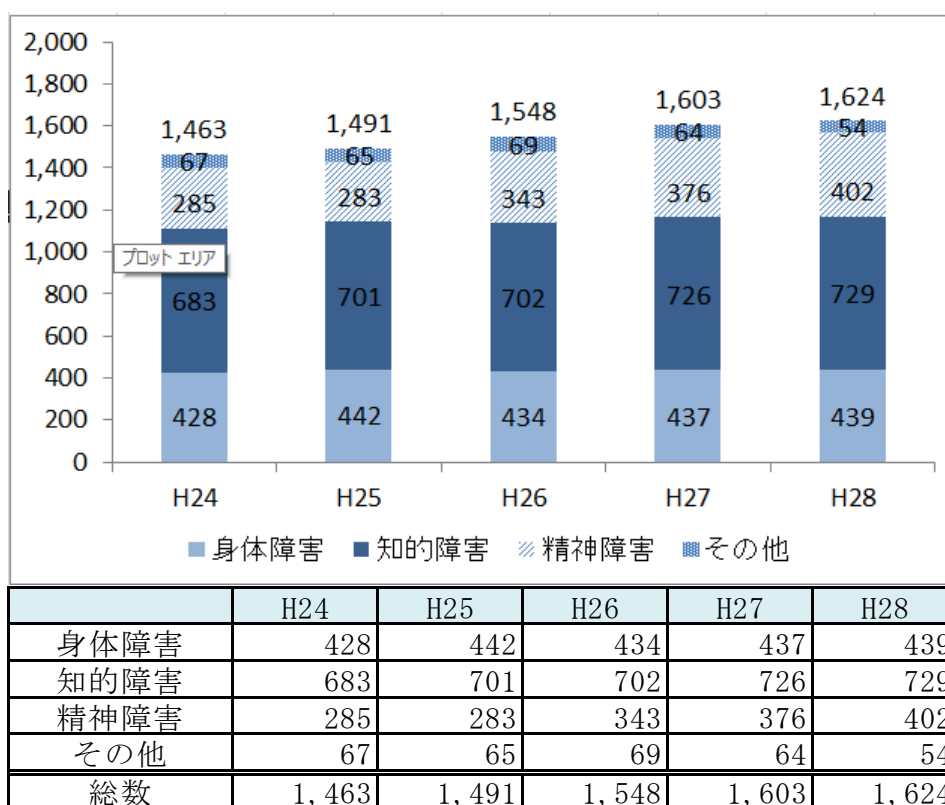
²⁰ 愛の手帳は、東京都愛の手帳交付要綱に基づき交付されているものです。東京都愛の手帳交付要綱で定められている判定基準に該当する方に、障害の程度によって1度から4度の区分で交付されます。この手帳を持つことで各種の手当や制度を利用することができます。

²¹ 精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあり日常生活または社会生活への制約のある方を対象として交付されるものです。障害の等級は1級から3級までであり、この手帳を持つことで福祉サービスが受けやすくなります。

²² 障害福祉サービス受給者証は、障害福祉サービスの利用を希望される方が市区町村に申請後、市区町村が障害支援区分調査と認定を行い、相談支援事業所作成のサービス等利用計画案を勘案してサービスの種類や量を決定した後、交付するものです。利用者は、利用計画に基づいてサービス提供事業所と利用契約を結び、サービスを利用することとなります。

■ 図表 2-2 障害福祉サービス受給者証発行者数の推移

(単位：人)



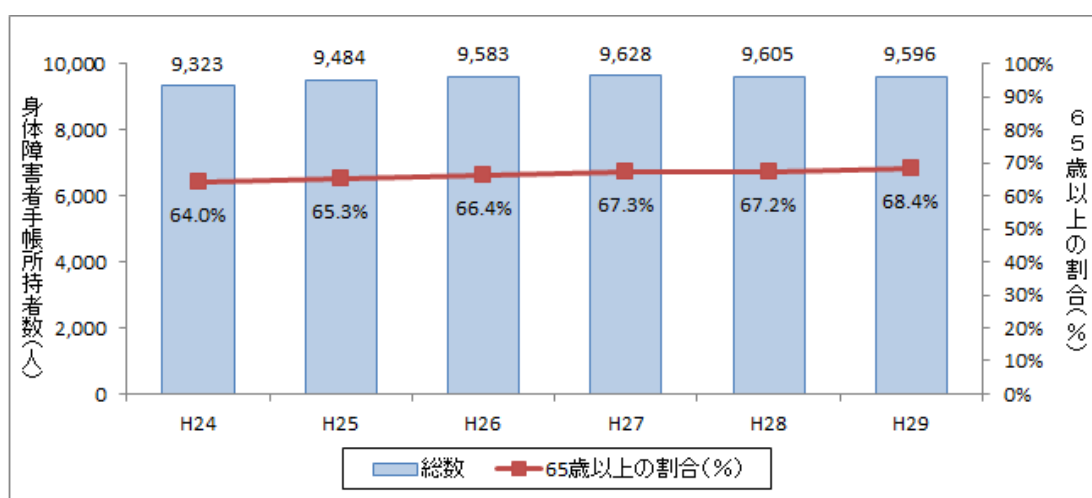
2 身体障害者の状況

品川区の身体障害者手帳所持者は、平成 29 年 4 月 1 日現在 9,596 人で、そのうち 65 歳以上の割合は 68.4%となっています。(図表 2-3)

平成 24 年度から平成 29 年度までの過去 6 年の推移を見ると、手帳所持者数は 2.9%、65 歳以上の割合は 4.4 ポイント増加しています。等級別割合には大きな変化はありません。(図表 2-3、4)

障害種別にみると、平成 29 年 4 月 1 日現在、最も多いのは肢体不自由²³4,632 人、次いで内部機能障害²⁴3,437 人、その後は聴覚平衡障害・視覚障害が続いています。(図表 2-5)

■ 図表 2-3 身体障害者手帳所持者数の推移

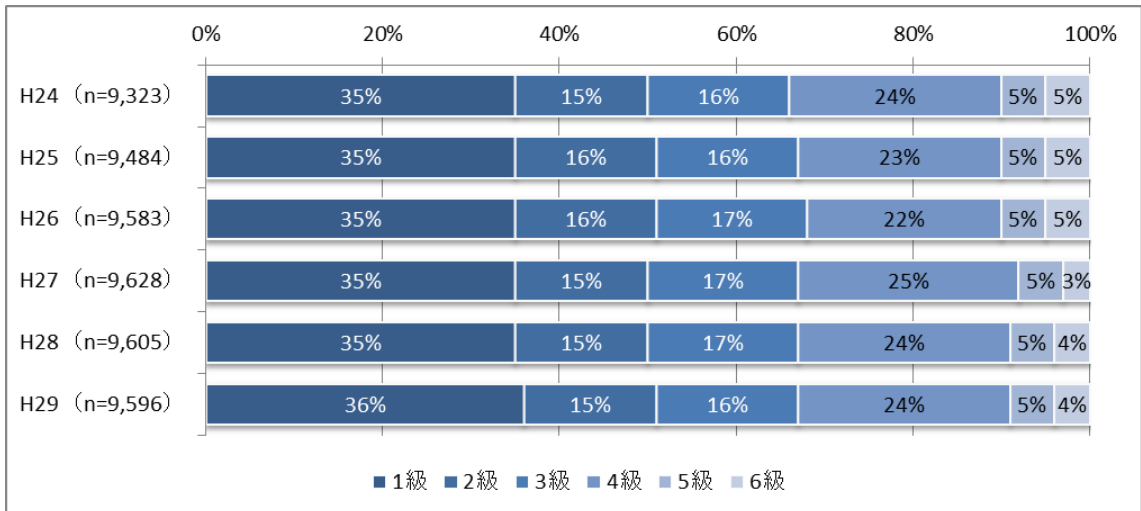


	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総数	9,323	9,484	9,583	9,628	9,605	9,596
65歳以上	5,967	6,194	6,362	6,484	6,455	6,563

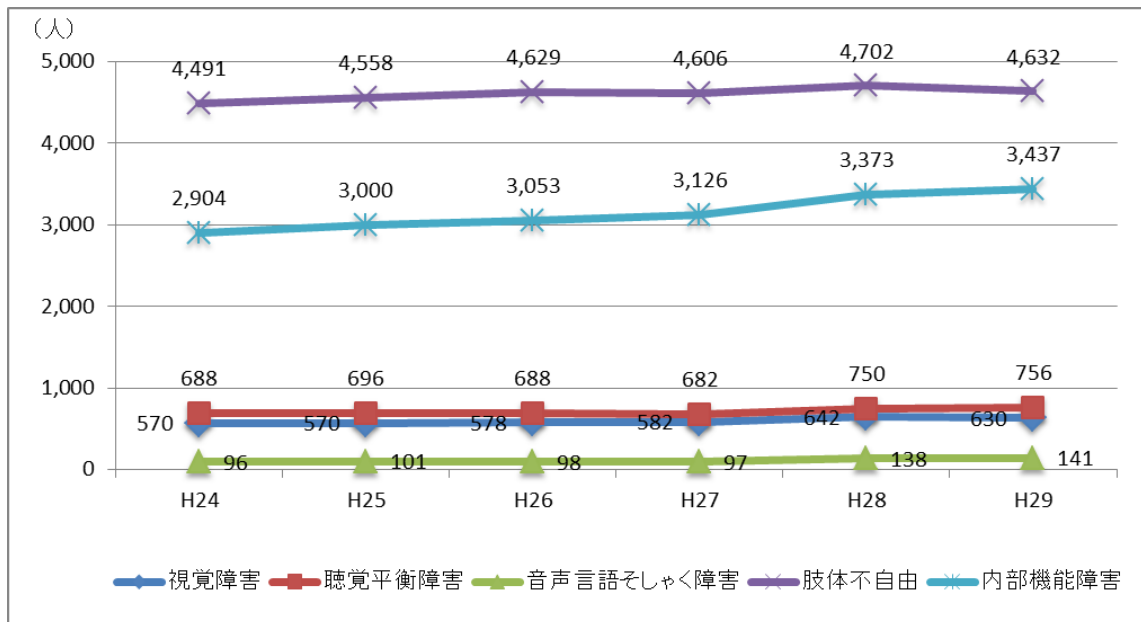
²³ 肢体不自由とは、四肢（上肢・下肢）、体幹（腹筋、背筋、胸筋、足の筋肉を含む胴体の部分）が病気や怪我等で損なわれ、長期にわたり歩行や筆記等の日常生活動作や、姿勢の保持に困難が伴う状態をいいます。

²⁴ 内部機能障害とは、疾患等による内臓の機能障害により、日常生活活動が制限されることです。身体障害者福祉法では、心臓、呼吸器、腎臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能障害が規定されています。外見は健常者と変わりがないため、周囲からの理解を得にくいともいわれています。

■ 図表 2-4 身体障害者手帳所持者の等級別割合の推移



■ 図表 2-5 身体障害者手帳保持者の障害種別推移



(参考) 平成 29 年度障害種別等級別人数

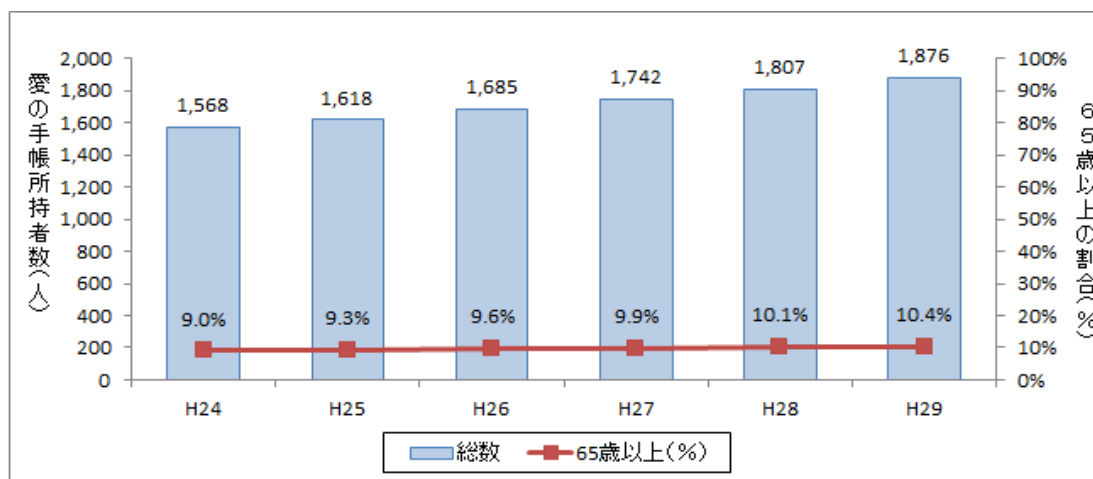
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚障害	177	181	55	60	113	44	630
聴覚平衡障害	37	252	86	175	3	203	756
音声言語そしゃく障害	12	7	80	42	-	-	141
肢体不自由	826	897	1,001	1,380	353	175	4,632
内部機能障害	2,390	82	341	624	-	-	3,437

3 知的障害者の状況

品川区の愛の手帳所持者は、平成 29 年 4 月 1 日現在、1,876 人で、そのうち 65 歳以上の割合は 10.4%となっています。(図表 2-6)

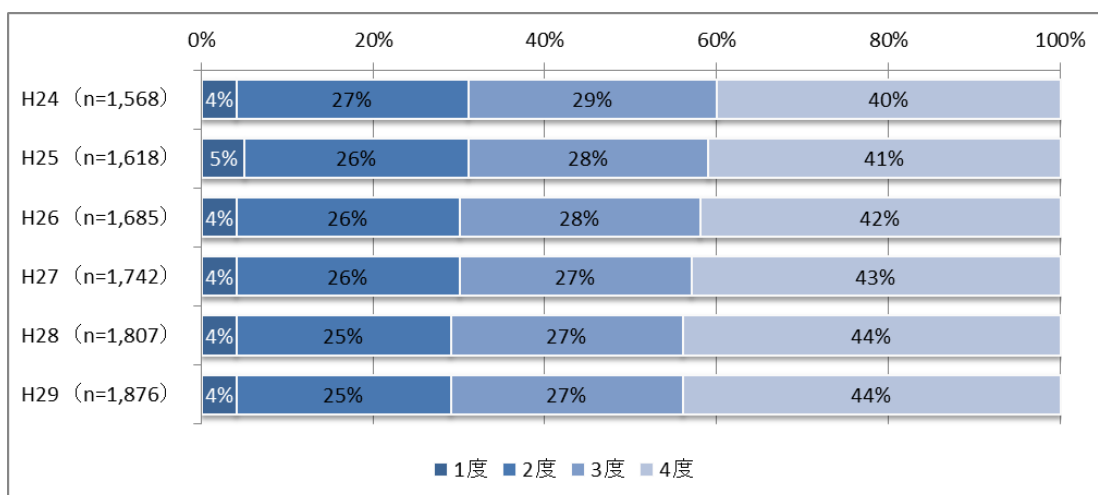
平成 24 年度から平成 29 年度までの過去 6 年間の推移を見ると、手帳所持者数は 19.6%、65 歳以上の割合は 1.4 ポイント増加しています。等級別割合では障害の程度が軽い人の割合が若干増えています。(図表 2-6、7)

■ 図表 2-6 愛の手帳所持者数の推移



	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総数	1,568	1,618	1,685	1,742	1,807	1,876
65歳以上	141	150	161	172	182	195

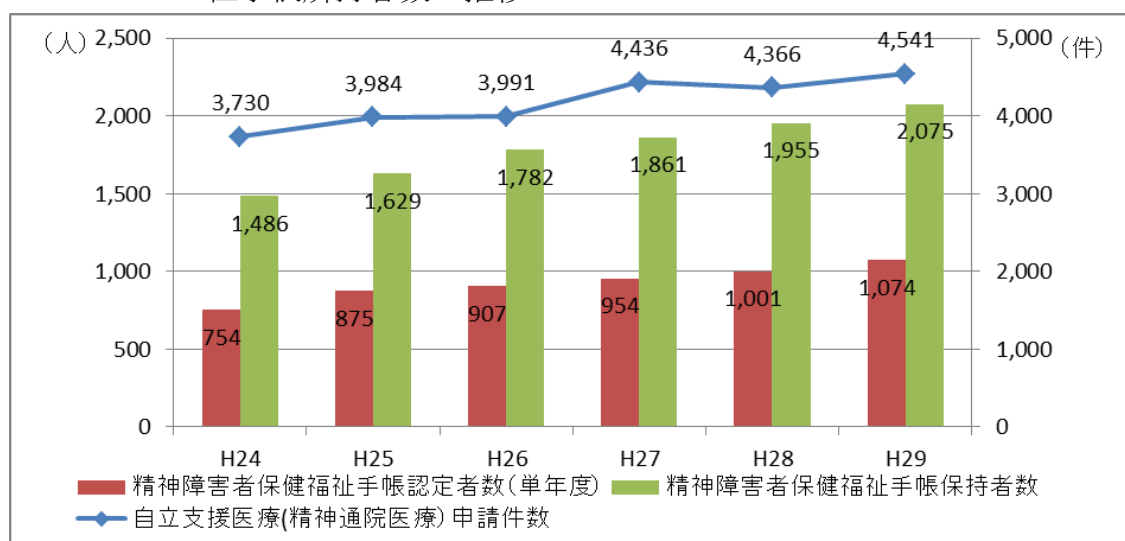
■ 図表 2-7 愛の手帳所持者の等級別割合の推移



4 精神障害者の状況

品川区の平成 28 年度の自立支援医療（精神通院医療）²⁵の申請件数は 4,366 件、精神障害者保健福祉手帳の認定者数は 1,001 人となっています。平成 24 年度から平成 28 年度までの過去 5 年間の推移を見ると、自立支援医療（精神通院医療）の申請件数は 17.1%、精神障害者保健福祉手帳の認定者数は 32.8%増加しています。等級別割合には大きな変化はありません。（図表 2-8、9）

■ 図表 2-8 自立支援医療（精神通院医療）申請件数および精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



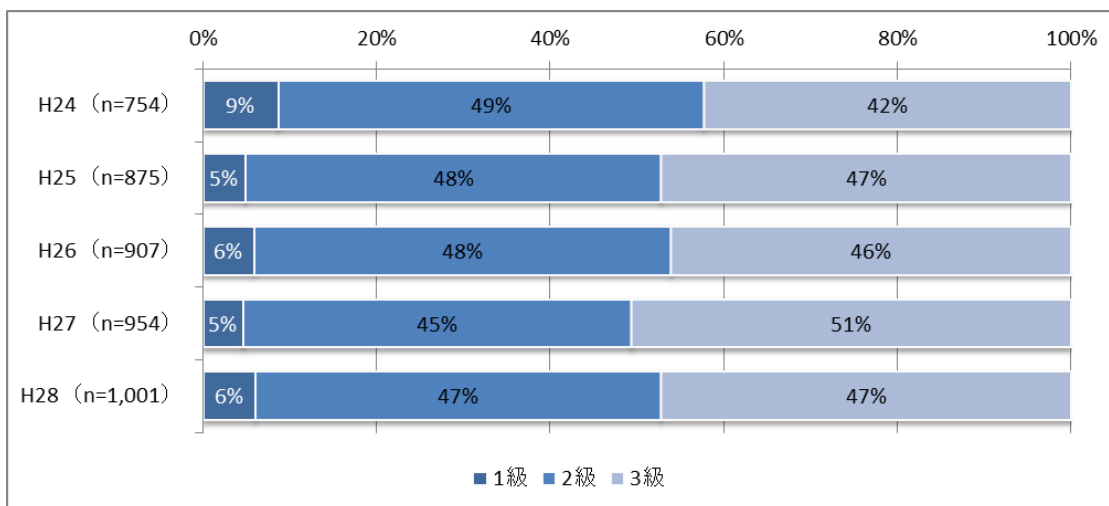
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
自立支援医療（精神通院医療）申請件数	3,730	3,984	3,991	4,436	4,366	4,541
精神障害者保健福祉手帳認定者数（単年度）	754	875	907	954	1,001	1,074
精神障害者保健福祉手帳保持者数	1,486	1,629	1,782	1,861	1,955	2,075

※平成 29 年度は推計値です。

※精神障害者保健福祉手帳保持者数は、手帳の有効期限が 2 年であるため、当該年度と前年度の認定者数の合計としています。

²⁵ 自立支援医療（精神通院医療）とは、精神保健福祉法第 5 条に規定する統合失調症等の精神疾患により、通院による精神医療を継続的に要する方を対象とした、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

■ 図表 2-9 精神障害者保健福祉手帳認定者の等級別割合の推移



5 障害児の状況

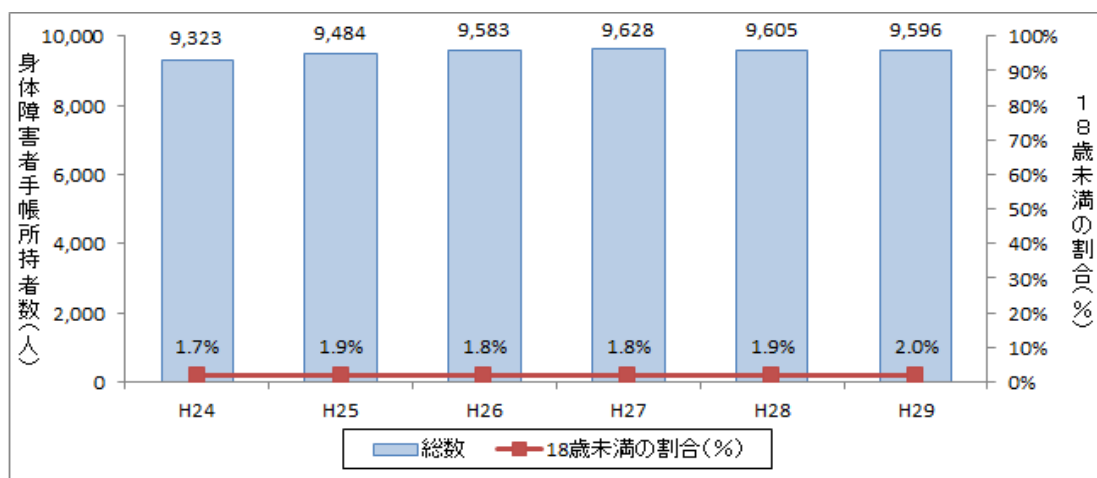
品川区の平成29年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数9,596人のうち、18歳未満の割合は2%となっています。平成24年度から平成29年度までの過去6年の推移を見ると、その割合に大きな変化はありませんが、18歳未満の手帳所持者数は、16.6%増加しています。(図表2-10)

愛の手帳所持者数については、平成29年4月1日現在の総所持者数1,876人のうち、18歳未満の割合は22.8%となっています。その割合は、過去6年の推移に大きな変化はありませんが、18歳未満の手帳所持者数は、24.5%増加しています。(図表2-11)

受給者証(児童発達支援、放課後等デイサービス)発行者数については、平成28年度で523人となっており、平成24年度から平成28年度までの過去5年間の推移を見ると、113.5%増加しています。未就学児、小学生は、それぞれ83.5%、106.7%増加しています。(図表2-12)

医療的ケア児²⁶については、平成29年10月1日現在で未就学児が17人、就学児が8人となっています。医療的ケアの内容は、最も多いのが吸引14人、次いで経管栄養²⁷9人、胃瘻²⁸7人が続いています。(図表2-13、14)

■ 図表2-10 身体障害者手帳18歳未満所持者数の割合の推移



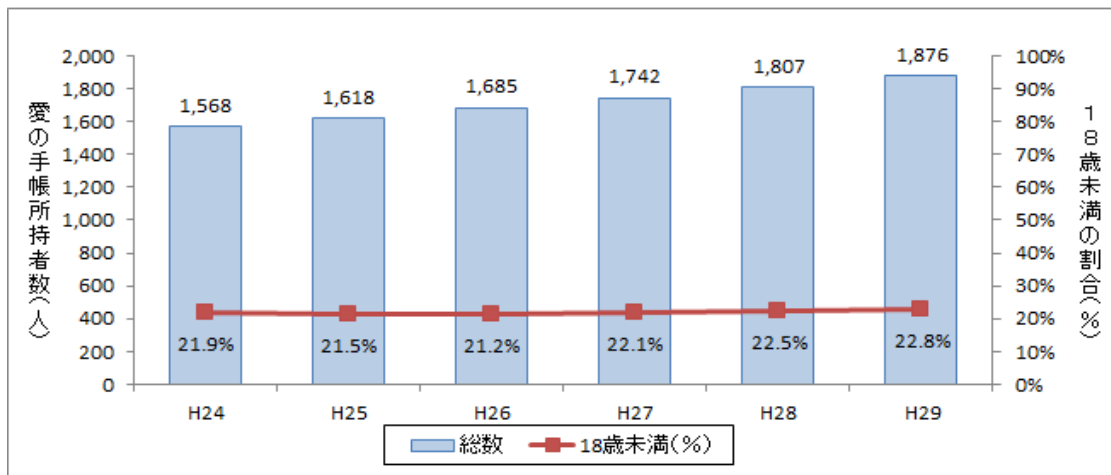
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総数	9,323	9,484	9,583	9,628	9,605	9,596
18歳未満	163	177	177	173	185	190

²⁶ 医療的ケア児とは、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃瘻等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な障害児のことをいいます。

²⁷ 経管栄養とは、食事を口から摂れない方に対して、鼻や腹部に形成した瘻孔(ろうこう)から管を使って栄養補給を行うことをいいます。

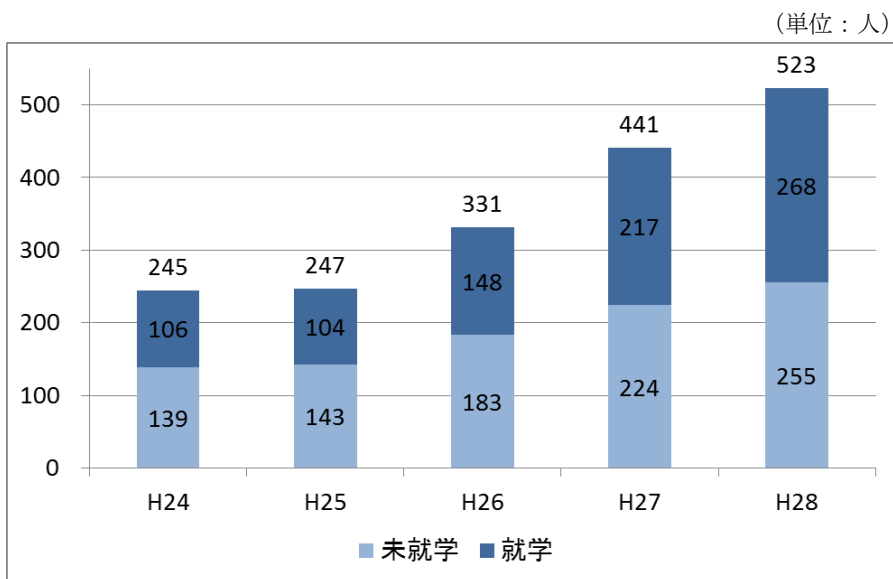
²⁸ 胃瘻とは、食事を口から摂れない方に対して、腹部外部から管を入れて胃と体表をつなぎ、管を通じて胃の内部に栄養や水分を送ることをいいます。

■ 図表 2-11 愛の手帳 18 歳未満所持者数の割合の推移



	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総数	1,568	1,618	1,685	1,742	1,807	1,876
18歳未満	343	348	358	385	407	427

■ 図表 2-12 受給者証 18 歳未満発行者数の推移

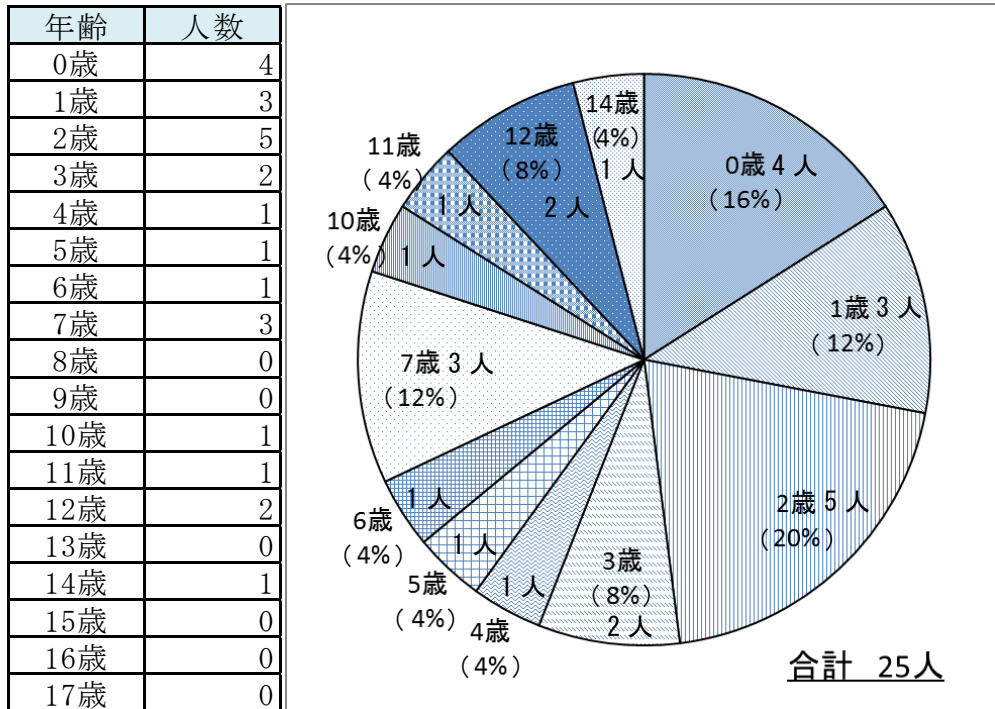


	H24	H25	H26	H27	H28
未就学	139	143	183	224	255
小学校	105	102	133	183	217
中学校	0	1	12	25	31
高校	1	1	3	9	20
総数	245	247	331	441	523

※受給者証・・・児童発達支援、放課後等デイサービス

■ 図表 2-13 18 歳未満医療的ケア利用年齢別実人数と割合

(カッコ内：18 歳未満医療的ケア児全体における年齢別割合)



※平成 29 年 10 月 1 日現在、障害者福祉課および保健センターで把握している人数です。

■ 図表 2-14 18 歳未満医療的ケアの内容・年齢別構成

(複数回答あり、単位：人)

医療的ケア	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	計
気管切開		2			1	1	1	1											6
人工呼吸器				1	1			1											3
経管栄養	2	1	2	1	1	1					1								9
在宅酸素	2	1	1	1															5
導尿			1					1											2
吸引	3	2		1	1	1	1	3			1				1				14
吸入		1				1	1								1				4
胃瘻			1				1	1				1	2		1				7
延人数	7	7	5	4	4	4	4	7			2	1	2		3				50

※平成 29 年 10 月 1 日現在、障害者福祉課および保健センターで把握している人数です。

第3章 障害者施策推進の取組みと課題

1 障害者施策推進の取組み

(1) 品川区障害者計画

区は、平成27年、「障害者基本法」第11条第3項に基づき、障害者施策全般の基本的な理念や方向性、目標について定める「品川区障害者計画」を策定しました。計画期間は平成27年から平成35年までの9年間です。

① 計画の基本理念

“自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ”
～人それぞれのライフステージを通し、自分らしく生きられる地域社会の実現～

② 計画の基本方針

a. 障害者のライフステージ²⁹を通じた総合的・継続的な支援

一人ひとりの人生が違うように、また人生に対する価値観が違うように、障害のある方のライフスタイルや価値観、その時々々のライフステージごとに求められる支援も変化していきます。障害者が自ら必要と考える支援を選択し、生活を組み立て、可能なかぎり地域で自立し、質の高い生活を送ることができるようになるためには、個々の障害特性やその時々々のニーズを的確に把握すると共に、本人をとりまく家族状況や家庭環境、社会生活面を含めた生活環境全体に配慮した上で、様々な社会資源³⁰・支援サービスに適切につなぐことが重要になります。乳幼児期から就学期、成人期、高齢期へとそれぞれのライフステージごとの支援が途切れることなく、総合的・継続的になされるよう、区全体の施策を展開していきます。

²⁹ ライフステージとは、人の一生のうち、年代にともない変化していく段階のことです。乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期等に分けられます。

³⁰ 社会資源とは、利用者のニーズを充足するために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物資・法律・情報・集団・知識・技術等を総称して指すものです。

b. 障害者の主体性の尊重

障害者支援で大切なことは、障害者が自ら主体的に生活のあり方を選択・決定していくことを最大限尊重することです。どんなに障害が重くても、その人らしく生きていくことが本人にとっての自立を意味すると考え、自らの選択によって一人ひとりがより豊かに生活の質を高めることができるよう、様々な社会資源を整備していきます。一方、障害者が主体的に働ける社会や文化・スポーツ活動等の余暇を楽しむ社会を推進していくことも重要です。障害特性に配慮した環境整備と共に、働き方を自己選択できるような就労メニューの工夫をすることで、障害者が安心して働きつづけられるような支援を充実させていきます。文化・芸術活動、スポーツ等についても、障害者が主体的に自らのライフスタイル³¹を豊かにできるような支援を進めます。

c. 共に生きる、共に暮らす地域社会の実現

障害者基本法の改正や障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の成立に至るまで、障害者の人権を守るための制度の整備が進んでいます。これらの法整備により、日本は平成 26 年 2 月に障害者の権利条約³²に批准しました。これらの制度・法整備は、障害者にとって大きな意義をもつものです。障害者基本法にもうたわれている「全ての国民が分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ためには、日常的に地域社会の中に交流の機会があることや、一般区民が利用する図書館、文化センター、体育館などの公共施設の利用が合理的配慮³³によりスムーズになっていくこと、児童福祉法や教育関連の施策についても障害のあるなしに関わらず地域で共に育つ・育てることを基本として捉えることが、共に生き、共に暮らしていく社会をつくっていく第一歩となります。障害者理解のための普及啓発活動の推進を図り、共に生きる社会の実現をめざします。

³¹ ライフスタイルとは、生活の様式や営み方、また、人生観や価値観、習慣等を含めた個人の生き方のことをいいます。

³² 障害者権利条約とは、障害者の人権および基本的自由の享有を確保し、障害者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める国際条約です。日本は平成 19 年に署名し、国内法等の整備後、平成 26 年に批准しました。

³³ 合理的配慮とは、障害者差別解消法において、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と定められているものです。これは、障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことであり、筆談による意思疎通、車いすでの移動の手助け、学校や公共施設でのバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものです。

③ 重点施策

a. 自立した地域生活実現のための在宅支援の強化

障害者の基礎調査³⁴結果からも、地域で独立して生活したいという希望が半数以上を占めているように、障害が重くても長く住み続けられるよう、地域支援・在宅支援を強化していく必要があります。

就労支援体制の強化により障害者の社会参加が進みつつありますが、今後は、合理的配慮の視点に立ち、障害特性を踏まえた教育体制、雇用体制等社会生活の基盤の見直しを進めることが、自立を促進していく大事な要素と考えます。その一方で、地域移行や地域定着支援の促進も含め、支援を受けながらその人らしい自立生活を地域で支えるには、多角的な視点が必要となります。

居住環境の整備や居宅介護等の障害福祉サービスによる在宅支援の強化とあわせ、地域センターや民生委員の協力といった身近な地域で日常的に支えていく環境を整えていきます。また、重度障害者が地域で暮らし続けるための保健医療部門と協働する仕組みなど、それぞれの暮らし方に合った支援が円滑に進められるよう、横断的なネットワーク体制を強化していきます。

b. 重度化・高齢化への対応

障害のある方の重度化・高齢化に伴い、「老障介護」といわれるように、支える家族も高齢化しています。支える家族が少ない場合、主たる介護者に何かあった時には、突然在宅生活が成り立たなくなることもあります。こうした老障介護の現状で、「親亡き後」を見据えた支援を構築していくためには、高齢化により心身の機能が低下した方や、重度の障害のある方、常に医療的なケアが必要な方でも安心して地域で暮らせる支援体制を整備する必要があります。在宅生活の見守りや困ったときの居宅介護サービスや宿泊できる体制、日中活動の場の組み合わせ等、地域生活コーディネートを基本とした新たな仕組み「地域生活支援拠点」の構築³⁵は欠かせないものです。

また、介護保険サービスとの連携や、訪問診療・訪問看護・訪問訓練といったアウトリーチ型サービス³⁶の提供には、福祉・保健・医療等関係機関の連携が欠かせないものであり、支援体制の整備・構築を合わせて進めていきます。

相談支援を中心に据えながら、個々のライフステージごとに変化する障害の状態像、家族の介護力や社会生活の環境の変化等、節目を見据え

³⁴ 平成 25 年度、区内障害者および 18 歳未満の障害児のいる世帯を対象としたアンケート調査を実施しました。配布数 5,299、有効回収数 2,961、回収率 55.9%。

³⁵ P. 32 参照。

³⁶ アウトリーチとは「手を伸ばす」という意味で、支援を必要とする人のもとへ訪問等により福祉サービスのスタッフが直接出向いて支援を行うことです。

た中長期的視点に立った継続した支援を進めます。

c. 療育支援体制の充実

児童福祉法改正（平成 24 年）以降、国においても、障害児支援のあり方が改めて見直され、「子どもの将来の自立にむけた発達支援」だけでなく、「ライフステージを通した一貫した支援」、「家族を含めた総合的な支援」、「できるだけ身近な地域における支援」が必要であるとうたわれています。

区においても、成長段階において切れ目のない支援のために、保健センター等医療保健部門、保育課等子育て支援部門、教育委員会等教育部門などの連携を強化し、組織横断的な支援・連携体制（ネットワーク）を構築していきます。

また、障害児の低年齢化・多様化に対応した早期からの発達相談や療育を充実させるためには、児童発達支援センターに障害特性に応じた専門職の配置が必須です。肢体不自由児も含めた療育体制をあらためて整備すると共に、障害児を育てる保護者（家族）支援を大切にし、成長段階を見守ることができる、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

④ 施策体系

基本理念	基本方針	施策の柱	施策の方向
<p>一人それぞれのライフステージを通して、自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ 自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ 一人それぞれのライフステージを通して、自分らしく生きられる地域社会の実現</p>	<p>障害者のライフステージを通しての総合的・継続的な支援</p>	1. 相談支援体制の充実	① 障害児・者一人ひとりに合ったケアマネジメント体制の充実 ② 障害の個別性に合わせた専門相談の充実 ③ 関係機関（保健・医療・教育等）との連携強化による相談支援体制の充実
		2. 地域生活支援体制の整備	① 地域で自立・安心した生活を送るための拠点施設や住環境の整備 ② 在宅サービスの充実 ③ 障害特性に応じた支援の強化
		3. 子どもの成長を支える療育と家族支援体制の充実	① 専門性の高い相談・療育支援体制の整備 ② 障害があっても地域で育てる仕組みの構築 ③ 障害児を育てる保護者のための子育て支援の充実
		4. 安心・安全な生活基盤の確保	① 重度化・高齢化した障害者とその家族への支援体制の構築 ② 地域の見守りと緊急時支援の取組みや対応力の強化 ③ 災害時における支援体制の整備
		5. 人材育成	① 障害特性を理解し、幅広い観点から支援できる人材の育成 ② 障害者支援の核となる人材の育成 ③ ボランティアや当事者参加による地域支援力の向上
	<p>障害者の主体性の尊重</p>	6. 豊かな日常生活を送るためのサービスの充実	① 障害者一人ひとりに即した日常生活の質を高める支援の充実 ② 文化・芸術活動、スポーツ等余暇活動の促進 ③ 地域における社会参加や社会活動への支援
	<p>障害者の主体性の尊重</p>	7. 就労機会の拡充、就労支援体制の充実	① 一般就労に向けての就労支援の強化 ② 福祉的就労の場におけるそれぞれの障害者の能力を活かせる多様な就労メニューの工夫 ③ 障害者の雇用拡大に向けた区の率先した取組みの推進
	<p>共に生きる、地域社会の実現</p>	8. 権利擁護体制の構築	① 障害者虐待防止対策事業の強化・推進 ② 成年後見制度の利用促進 ③ サービス向上に向けた取組みの推進
	<p>共に生きる、地域社会の実現</p>	9. 障害者理解と共感のやさしいまちづくり	① インクルージョン（地域社会への参加・包容）に基づく、障害者にやさしいまちづくりの推進 ② 合理的配慮を共通基盤とした行政サービスの整備 ③ 障害者理解のための普及・啓発活動の充実

(2) 障害者計画における施策の柱に対する前期（H27～29）の事業展開

< 1. 相談支援体制の充実 >

障害のある人が身近な地域において必要な支援を受けながら安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、区内に拠点相談支援事業所³⁷を4カ所（品川区障害者生活支援センター、福栄会障害者相談支援センター、グロー障害者相談支援センター、精神障害者地域生活支援センター）整備しました。障害者福祉課に設置している基幹相談支援センター³⁸が総合的な相談体制の中核としての機能を果たし、各相談支援機関に対して指導、助言、相談支援員等の人材育成を行い、相談支援の質の向上に向けた取組みを実施しています。また、発達障害³⁹や高次脳機能障害⁴⁰等の専門相談に取り組みました。

相談支援事業所、その他関係機関のネットワーク化が図られ、地域自立支援協議会ではケース事例を通して明確化した地域課題について検討を行いました。

前期において実施した主な取組み
障害者総合支援法における障害福祉サービス等受給者に対する計画相談導入実績は、平成29年3月時点で97.0%です。
高次脳機能障害について、積極的な周知と相談機能の充実により、相談件数は平成27年度440件から平成29年度には500件（見込み）へ増加しました。また、平成28年度より支援者養成講座を実施しています。
発達障害について、思春期から成人期にかけての各成長段階における発達特性に適した支援体制の構築を進め、成人期支援において就労系事業との連携強化を図っています。
平成29年6月、区内4カ所目の拠点相談支援事業所となるグロー障害者相談支援センターが開設されました。

³⁷ 拠点相談支援事業所は、地域の中核となる地域拠点相談支援センターとして位置付けられ、計画相談支援および基本相談支援等を行い、迅速かつ適切なケアマネジメント、円滑なサービス利用計画の策定等により、地域の障害者を支えています。

計画相談支援とは、ケアマネジメントプロセスにおけるインテークからアセスメント、プランニング、モニタリングまで全てを行い、障害福祉サービスおよび地域相談支援を利用する場合の相談支援（個別給付の対象）で、「サービス利用支援」と「継続サービス利用支援」に分けられます。

基本相談支援とは、全ての相談支援業務の土台となるもので、障害児者等からの相談に応じて必要な情報の提供および助言を行い、あわせて市区町村および障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他障害児者に必要な支援を総合的に供与する相談支援（個別給付の対象外）です。

³⁸ 基幹相談支援センターとは、障害者総合支援法に基づく地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり、障害者等の相談、相談支援事業者間の連絡調整等を行います。

³⁹ 発達障害とは、脳機能の障害等により、発達の遅れやゆがみ、機能獲得の困難等の心身の状態が、主に低年齢期に現れるものをいいます。

⁴⁰ 高次脳機能障害とは、外傷性脳損傷、脳血管障害等により、脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶、注意、遂行機能、社会的行動等の認知機能（高次脳機能）に不具合が生じた状態をいいます。

< 2. 地域生活支援体制の整備 >

地域生活への移行を促進する上で重要な住環境の整備のため、民間事業者によるグループホーム開設への支援を行い、障害者の住まいの確保に努めてきました。グループホームでは世話人による支援を受けながら社会生活能力を高め、アパートへの転居等地域生活の次のステップを目指すことができます。

障害のある人の生活支援や介護する家族等の負担軽減のため、居宅系サービスの提供とレスパイト支援⁴¹に取り組んできました。また、医療的ケアが必要な人や重症心身障害児者⁴²、その介護者への支援の充実に向けて検討を行いました。

高齢化の進行に伴う障害特性に応じた支援体制の構築のため、障害福祉サービスと高齢福祉サービス双方の適切な提供について検討しました。

障害者の地域生活を多方面から支える地域生活支援拠点について、社会資源の連携による面的整備を行いました。

前期において実施した主な取組み
グループホームを開設する民間事業者向けの整備助成制度を平成 27 年度、創設しました。助成制度を活用し、平成 28 年にはグループホームふくふく（精神障害者）、平成 29 年にグループホーム金子山（知的障害者）が開設されました。
在宅で生活する重症心身障害児者や医療的ケア児の家族等への支援のために、平成 28 年度より重症心身障害児者等在宅レスパイト事業を実施しています。
平成 29 年度、庁内において高齢障害者への対応の検討会を設置しました。利用者にとっての最適なサービス提供に向けて、障害福祉サービス、介護保険サービス双方の柔軟な運用についての検討を進めています。
平成 29 年度、地域生活支援拠点を 3 カ所（品川区障害者生活支援センター、福栄会障害者相談支援センター、グロー障害者相談支援センター）設置しました。地域生活支援拠点コーディネーターの役割を担う拠点マネージャーを配置し、地域における社会資源の連携による支援体制の強化を図っています。

⁴¹ レスパイト支援とは、障害者を一時的に預かることにより、家族等の介護者が休息する時間をつくり、心身の疲れを回復させる等、介護者の負担軽減を図るものです。

⁴² 重症心身障害児者とは、重度の身体障害（肢体不自由）の他に、様々な程度の精神遅滞（知的障害）やてんかん、行動障害等を合併している方々のことで、昭和 41 年の旧厚生省の定義では、「身体的・精神的障害が重複し、かつ、それぞれの障害が重度である児童および満十八歳以上の者」とされています。心身障害児の大島分類という障害児施設等で使用されている分類法では、重症心身障害児は区分 1～4 に該当するとされています。

＜3. 子どもの成長を支える療育と家族支援体制の充実＞

区においては、相談機関や子育て機関で把握している障害や発達に課題のある子どもの数が増加しています。それに伴い、支給決定している障害児通所支援事業の利用児童は増加傾向にあります。平成24年度に創設された「放課後等デイサービス事業」においても、民間事業者を主体としたサービス提供が増え、利用者は大幅に増加しています。平成29年度実施の障害児実態・意向調査によると、児童発達支援の現在の利用状況について、「利用している」が80.1%、「利用していない」が17.6%、「(今後も)利用したい」は66.5%となっています。また、放課後等デイサービスの現在の利用状況については、「利用している」が53.7%、「利用していない」が42.5%、「(今後も)利用したい」が49.4%となっています。今後もニーズの増加に伴う利用者の増加が見込まれます。

区は、早い段階から障害や発達の課題に気づき、相談から早期の支援へつなげる相談支援体制の構築に努めてきました。

障害や発達に課題のある子どもが地域で健やかに成長し、成人期においても円滑な地域生活を送ることができるよう、成長段階において切れ目のない一貫した支援体制の整備に向けて、関係機関と協議を行ってきました。

前期において実施した主な取組み
通所支援施設の整備が進み、児童発達支援については平成27年度2カ所、平成29年度6カ所、放課後等デイサービスについては平成27年度1カ所、平成28年度2カ所、平成29年度4カ所開設されています。
平成29年度に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所がそれぞれ1カ所設置されました。
平成27年度、医療的ケア児の受け入れ可能な児童発達支援を運営する民間事業者を対象とした助成制度を創設しました。
平成27年度に自立支援協議会に子ども支援部会を設置し、関係機関の連携強化を行い、支援体制整備・強化についての協議を進めています。
平成27年度から移動支援の対象範囲に学齢児の通学支援を含めました。
平成28年度から障害児計画相談を開始しました。
平成28年度、障害児を育てる保護者向けに、保健、福祉、保育・子育て、教育等の情報を掲載した「発達支援ガイドブック」を発行しました。
平成29年度、乳幼児期から学齢期まで途切れることなく各成長段階に応じた関係機関からの必要な支援を受けることができるよう、障害児の発達状況や生活状況、医療・福祉情報等を保護者が記録していく「しながわっこのサポートブック」を作成しました。

< 4. 安心・安全な生活基盤の確保 >

区では、障害者の高齢化や重度化、家族の高齢化による介護力の低下に対応した緊急時等における支援体制の整備を図ってきました。

災害時の安否確認や避難誘導を円滑かつ安全に実施できるよう、要配慮者名簿の作成、二次避難所⁴³の立ち上げ等支援体制の整備を進めています。障害者施設における防犯設備の整備等防犯対策に取り組んできました。

前期において実施した主な取組み
区立施設において、緊急ショート枠1床を設定しました。
平成29年度、地域生活支援拠点を3カ所設置し、安定した地域生活のための総合的な支援に向けて、事業者連携による地域の体制づくりを進めています。
平成28年度は区立障害者入所施設等に防犯カメラ等防犯設備を設置し、平成29年度は民間障害者施設を対象に、防犯カメラ等防犯設備の設置に対する助成を実施しました。
平成28年度より、区内二次避難所の立ち上げ訓練を実施し、災害時の避難行動や、要配慮者の円滑な受け入れ体制の整備に努めています。

< 5. 人材育成 >

障害特性を的確に捉えた適切なアセスメント⁴⁴による支援の組み立てのために、障害者一人ひとりの特性に応じた支援を行うことのできる人材の育成に取り組んできました。

前期において実施した主な取組み
平成27年度より、障害者版福祉カレッジ ⁴⁵ の障害者ケアマネジメントコースにおいて、強度行動障害 ⁴⁶ の特性に応じた支援やアセスメントの向上に向けた実践的なカリキュラムを実施しています。
居宅介護における介護者の介護技術および資質の維持向上に向けて、精神障害者ホームヘルパーステップアップ研修の充実に取り組んでいます。
同行援護従業者の安全かつ適切なガイドヘルプを行うための誘導技術や情報提供等の知識・技術向上に向けて、同行援護従業者養成研修の充実に取り組んでいます。

⁴³ 二次避難所では、災害時において、一般的な避難所では十分な救援や救護活動が実施できずに生活に支障をきたす高齢者や障害者、妊産婦、病弱者等の受け入れを行います。

⁴⁴ アセスメントとは、「評価・査定」という意味で、ここでは利用者の身体的・精神的状況だけでなく、日常生活や文化・余暇活動などの社会的生活の状況等を総合的に把握し、利用者のニーズを踏まえてその現状を評価することをいいます。

⁴⁵ 区では、区内事業者および職員を対象に、「障害者版福祉カレッジ」として、個々の支援技術力と地域全体の支援力向上のために各種研修および講座を実施しています。

⁴⁶ 強度行動障害とは、直接的な他害（噛みつき、頭づき等）や間接的な他害（同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態のことをいいます。

＜6. 豊かな日常生活を送るためのサービスの充実＞

障害者がすべてのライフステージを通じて、自立のために社会的な活動を展開できるよう、社会参加や余暇活動の促進のための取組みを進めてきました。

前期において実施した主な取組み
移動支援事業について、平成 27 年度より対象者に難病 ⁴⁷ 患者および高次脳機能障害者を含めるとともに、グループ型支援 ⁴⁸ および通学支援を取り入れました。また、支給時間数を 16 時間から 36 時間に拡大しました。
平成 27 年度より、障害者の芸術活動支援事業（アール・ブリュット ⁴⁹ 展の開催、障害者施設へのアート・ディレクター派遣）を実施しています。
平成 27 年度より、知的障害児者を対象として、社会参加のための外出支援事業を実施しています。
平成 27 年度より、障害のある人もない人も一緒に楽しめるスポーツレクリエーションイベントである「ユニバーサルスポーツ大会」を実施しています。
区立図書館では、マルチメディア・デイジー図書等の貸出、資料利用相談、区内特別支援学級への情報提供をはじめ、音声ガイドと字幕付きの「バリアフリー映画会」、手話通訳を配した「バリアフリーおはなし会」の開催等障害者への支援事業の充実に取り組んでいます。

＜7. 就労機会の拡充、就労支援体制の充実＞

障害のある人もない人も共に社会で暮らしていくことのできる共生社会の実現に向けて、障害者が当たり前に働くことのできる地域社会の実現を目指した取組みを進めてきました。

就労支援センターおよび、平成 29 年 10 月現在区内に 5 カ所設置されている就労移行支援事業所をはじめとする就労系事業所が障害者雇用推進への取組みを行ってきました。

品川区地域自立支援協議会における就労支援部会では、障害者の能力を活かせる多様な就労メニュー等課題の解決に向けての情報共有および効果的な取組みについての検討を行ってきました。

⁴⁷ 平成 25 年 4 月より障害者総合支援法における障害者の範囲に難病等の方々があり、平成 29 年 4 月からは対象となる難病等は 358 に拡大されました。対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能です。

⁴⁸ 移動支援事業のグループ型支援とは、屋外での移動が困難な複数の障害者または障害児（グループ）に対して、余暇活動等の社会参加のための外出を一人の支援者（ガイドヘルパー）が支援するものです。

⁴⁹ アール・ブリュット（Art Brut）とは、フランス語で「生の芸術」という意味です。画家のジャン・デュビュッフエが 1945 年に考案した概念で、正規の美術教育を受けていない人が、社会の潮流に流されることなく、独自の発想と方法により生み出した、既存の芸術の様式・形式に影響を受けていない絵画や造形のことをいいます。

障害者就労支援センターを中心に、就労移行支援施設から就職した人等に対し、一人ひとりの特性に応じて、日常生活の安定のための生活相談等総合的な就労相談支援に努めてきました。

前期において実施した主な取組み
平成 27 年 4 月以降、就労移行支援事業所が 3 カ所開設されました。利用者数は、就労への意欲喚起等により増加傾向にあり、一般就労への移行者数は、平成 27 年度 16 人、平成 28 年度 23 人となっています。
就労系事業所、相談支援事業所等関係機関の連携により、就労支援体制の整備・強化についての協議を進めています。
就労継続支援事業所を中心に、工賃向上に向けて商品価値を高める取組みを行ってきました。

< 8. 権利擁護体制の構築 >

障害者権利条約の批准をはじめ、障害者虐待防止法、障害者差別解消法等の施行により、障害者の権利を擁護する気運が高まっています。

区では、障害者への理解促進を図りつつ、障害者の社会的障壁⁵⁰を取り除き、一人ひとりがお互いの人格と個性を尊重し合い、支え合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者虐待の防止、成年後見制度⁵¹の活用等、障害者の権利擁護の取組みを推進してきました。障害者福祉課では障害者虐待防止センターとして、虐待の通報や届出を受け付けています。

また、成年後見制度の普及を図り、法人後見の活動支援や、費用助成等の利用者支援に取り組んできました。

前期において実施した主な取組み
障害者福祉課に設置している障害者虐待防止センターにおいて、虐待通報に対して関係機関との連携等による迅速な対応を行いました。
成年後見制度の啓発と利用を促進しています。
障害者の権利擁護に係る相談について、必要な支援に向けて事業所との連携を図っています。

⁵⁰ 社会的障壁とは、障害者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

⁵¹ 成年後見制度とは、判断能力が不十分であるため、契約等の法律行為における意思決定が困難な成年者（知的障害者、精神障害者、認知症の高齢者等）を、代理権等を付与された後見人が本人の意思を尊重しつつ保護（財産管理、身上監護等）する制度のことです。自らの意思で後見人を選任する「任意後見」と、家庭裁判所に後見人、補佐人、補助人の選任を申し立てる「法定後見」があります。

<9. 障害者理解と共感のやさしいまちづくり>

平成 28 年 4 月、障害者差別解消法が施行されました。区では、障害者理解の促進とともに、国の定める基本方針⁵²等に基づき、障害当事者等の意見を取り入れながら、障害者の社会的障壁を取り除くための取組みを進めてきました。合わせて、区有施設のバリアフリー化に向けての整備計画を進めています。

前期において実施した主な取組み
平成 28 年 4 月、「品川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 ⁵³ 」を制定しました。
区全職員向けに、障害者理解促進のための研修および講演会を実施しました。
平成 28 年、社会的障壁除去の視点から、区役所窓口等の改善の検証により「合理的配慮の庁内統一ルール ⁵⁴ 」を作成しました。
障害者理解促進と合理的配慮の浸透に向けて、「障害者差別解消法ハンドブック」を作成し、区施設およびイベントでの配布等積極的な周知を行いました。
平成 27 年度より、障害者および障害をテーマとした映画祭を実施しています。なお、平成 29 年度は「障害者週間 ⁵⁵ 記念のつどい」内で開催しました。

⁵² 基本方針は、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すものとして、平成 27 年 2 月 24 日に閣議決定されました。

⁵³ 「品川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」は、障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取扱いの禁止および合理的配慮の提供に関して区の職員が適切に対応するために、平成 28 年に決めました。

⁵⁴ 「合理的配慮の庁内統一ルール」は、合理的配慮の視点から庁内における障害者への接遇対応向上のために、平成 28 年に定めたものです。窓口配置すべき備品類や、車椅子利用者負担の少ないカウンター仕様等について記載されています。

⁵⁵ 障害者週間とは、広く人々の間に障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に定められた週間です。障害者基本法の公布日である 12 月 3 日を起点とし、障害者の日である 12 月 9 日までの 1 週間と定められ、平成 16 年の障害者基本法改正により明記されました。

2 今期の福祉計画における主要テーマと今後の取組み

(1) 相談支援の充実と適切な情報提供

<現状と課題>

今後ますます多様化が進むと想定される障害者のニーズに適切に対応するためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、それらサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠となっています。

区においては、基幹相談支援センターが相談支援体制の中核となり、拠点相談支援事業所4カ所が地域に配置され、身近な地域でのきめ細かな相談と合わせ、計画相談を実施しています。さらなる地域全体の相談支援の充実に向けて、民間の相談支援事業所との連携等ネットワークの強化が課題となっています。

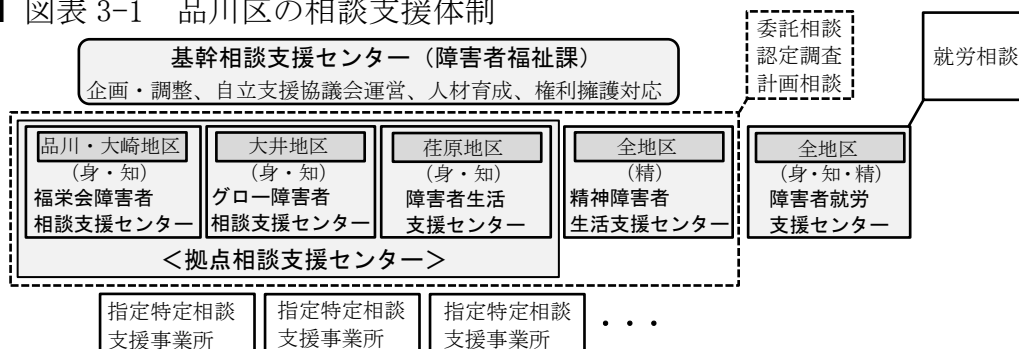
情報格差⁵⁶が生まれることなく、利用者が障害福祉の制度およびサービスをよりよく知ることのできる環境づくりが大切となっています。多様な事業者が提供する多くのサービスから、利用者が必要なサービスを自ら選択し、利用するためには、サービスについての適切な情報提供が重要です。

<取組みの方向性>

一人ひとりのニーズとライフステージに応じたサービス提供の実現に向けて、基幹相談支援センターが区の相談支援体制の中核となり、拠点相談支援センターを中心とする相談支援事業者間のネットワークを構築・活用し、利用者への情報提供およびニーズに適切に対応した相談等地域全体の相談支援の充実を図ります。

ホームページや「障害者福祉のしおり」等を中心に情報提供に工夫を凝らし、サービスを利用するために必要な情報を必要な人に確実に届ける仕組みづくりを進めていきます。また、情報を得ることが困難な人に対しては、個々の状態に合わせ、手話、筆記、点字、音声・文字の拡大、色使いの配慮、インターネット等適切な伝達方法による情報提供を行います。

■ 図表 3-1 品川区の相談支援体制



⁵⁶ 情報格差とは、個々人の有するパソコン、インターネット等情報技術の差により生じる格差のことをいいます。情報格差から生じる格差としては、情報量・質の格差、得られる収入の格差、利用できるサービスの格差、機会の格差等があげられます。

(2) 障害福祉サービスと介護保険サービスの適切な運用

<現状と課題>

障害の種別にかかわらず高齢化が進んでおり、障害特性に応じた支援の充実とともに、高齢福祉施策との連携が重要な課題となっています。障害福祉サービス利用者が介護保険⁵⁷の被保険者となった場合には、障害福祉サービスと介護保険サービスの併用等様々なケースが生じます。双方において同様のサービス利用が可能な場合は介護保険が優先されることとなります。サービス併用の場合においては、ケアマネージャー（介護保険）と相談支援員（障害福祉）との密な連携等利用者が安心して引き続き生活を送れるような支援体制の整備が求められています。

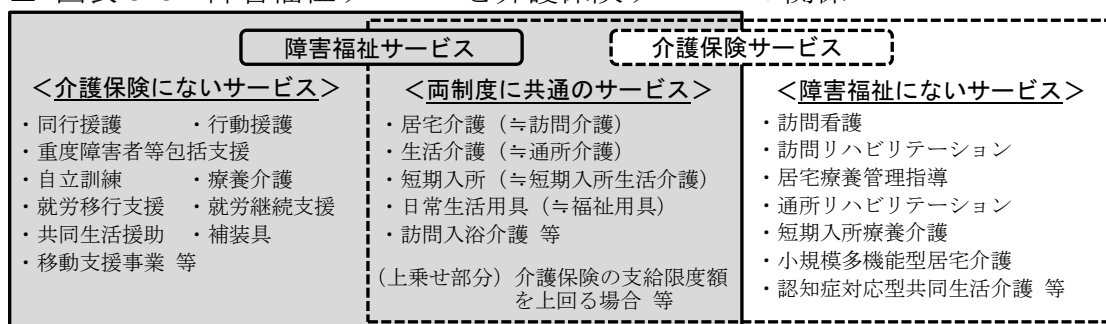
<取組みの方向性>

障害福祉サービス利用者にも計画相談支援が導入され、定着が進んでいます。サービス等利用計画に基づいた一人ひとりの生活状況を踏まえたサービス提供を行い、介護保険制度の利用開始の前後で利用者視点のサービスが大きく変化することのないよう、個々のケースに応じた柔軟な対応を行います。柔軟かつ適正なサービスの提供に向けて、高齢福祉施策との連携とともに、支援に係る者が制度等への理解を深め、適切な運用を行います。

■ 図表 3-2 障害者総合支援制度と介護保険制度の比較

	障害者総合支援制度	介護保険制度
給付目的	基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な給付を行う（障害者総合支援法第1条）	尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な給付を行う（介護保険法第1条）
区分	障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして定める区分（障害者総合支援法第4条第4項）	日常生活における基本的な動作の全部または一部について、その介護の必要の程度に応じて定める区分（介護保険法第7条第1項）

■ 図表 3-3 障害福祉サービスと介護保険サービスの関係



⁵⁷ 介護保険とは、市区町村が保険者となり運営を行い、被保険者（加入者、利用者等）がサービス事業者の提供する介護に関するサービスを選択して利用できる制度です。被保険者は第1号被保険者（原因を問わず所定の介護や支援が必要と認定された65歳以上の人がサービスを利用可能）と第2号被保険者（特定疾病が原因で所定の介護や支援が必要と認定された40歳以上65歳未満の医療保険加入者がサービスを利用可能）に分かれています。

(3) 保健・医療との連携

<現状と課題>

障害者が地域で安心して生活していく上では、地域における保健・医療分野と福祉分野の連携による、個々の障害の状況に応じたきめ細かな支援が必要です。ライフステージや症状の変化に合わせた支援、アウトリーチ支援、通所施設や短期入所における医療ニーズの高い利用者の受け入れ体制の整備、介護する家族の負担を軽減するための支援の充実が求められています。また、障害の高齢化・重度化の進行に伴い増加する医療的ケアを必要とする障害者への支援の必要性が高まっています。

<取組みの方向性>

精神障害者を支える地域社会の実現に向けて、保健センター等関係機関間の連携のもと、相談支援の充実、地域生活安定化支援事業における精神科医・精神保健福祉士等の家庭訪問等により、地域における支援体制の充実を図ります。

医療的ケアの必要な重症心身障害児者等については、通所施設や短期入所において医療ニーズの高い利用者を安全かつ安定的に受け入れるための体制整備と、家族支援のためのレスパイト支援を進めていきます。

発達障害児については、ライフステージに応じた支援体制の充実のため、保健センター、保育園、幼稚園等関係機関と連携した早期発見・早期支援へつながる体制整備の検討を進めていきます。成人期の発達障害者については、相談支援の充実や支援の質の向上に向けての取組みを検討していきます。

意思疎通の支援等を要する失語症⁵⁸のある障害者や高次脳機能障害者、その家族に対する相談支援の充実により、医療機関や就労支援機関等との連携を図り、発症後の急性期治療から地域生活、就労等社会参加に至るまでの切れ目のない支援に取り組んでいきます。

平成31年度開設の(仮称)品川区立障害児者総合支援施設では、医療的ケアの必要な重症心身障害児者の受け入れを行います。また、精神科のクリニック・デイケア・訪問看護ステーションを併設し、医療連携を図ります。

⁵⁸ 失語症とは、脳出血、脳梗塞等主に脳血管障害によって脳の言語機能の中枢に損傷を受けることにより、獲得した言語機能(「聞く」、「話す」といった音声に係る機能および「読む」、「書く」といった文字に係る機能)に支障をきたしている状態のことをいいます。

(4) 地域生活支援拠点の整備

<現状と課題>

地域には障害児者を支える様々な資源があり、区においても地域生活支援のための機能の充実に継続的に取り組んできました。しかしながらそれらの間の結びつきは必ずしも十分ではなく、重症心身障害、強度行動障害等の支援が難しい障害児者への対応をはじめ、事業者間でそれぞれの機能を活かした効果的な連携を行い、地域生活を多面的に支える体制の構築が求められています。今後のさらなる障害者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据えると、障害児者が地域生活を続ける上では、①相談、②地域生活体験の機会・場、③緊急時の受け入れ体制・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり、これら5つの視点からの機能整備が課題となっています。

■ 図表 3-4 地域生活支援拠点イメージ（面的整備型⁵⁹）



<取組みの方向性>

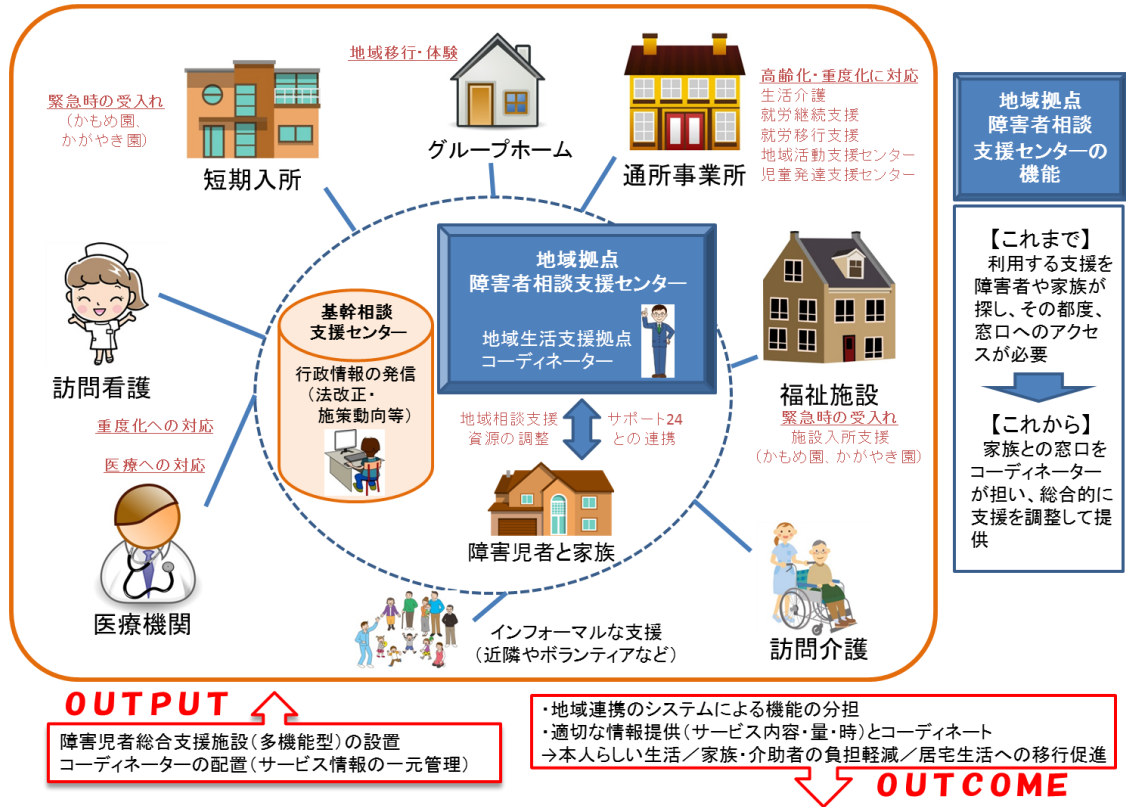
区では前述の5つの視点から、障害児者の地域生活のための機能整備を進め、平成29年度には3つの地域生活支援拠点を設置しました。各拠点には、地域の社会資源の活用や相談支援事業所等関係機関との連携を行う相談拠点として、障害者相談支援センター（品川区障害者生活支援センター、福栄会障害者相談支援センター、グロー障害者相談支援センター）が置かれ、各々に地域生活支援拠点コーディネーターが配置されています。

既存の施設や機能の効果的な連携を検証し、相談機能の充実をはじめ、施設およびサービス等との連携体制の強化を図ります。また、インフォ

⁵⁹ 地域生活支援拠点の構築には、各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための5つの機能（①相談、②地域生活体験の機会・場、③緊急時の受け入れ体制・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）を集約して整備する「多機能拠点整備型」と、地域において機能を分担して担う「面的整備型」の2手法が国により示されています。

マルな支援⁶⁰の体制づくりについても検討していきます。合わせて、多機能拠点整備型の施設機能が果たす役割の検討を進め、平成31年4月に開設予定の（仮称）品川区立障害児者総合支援施設に障害者の地域生活を総合的に支援する機能を持たせます。

■ 図表 3-5 品川区における地域生活支援拠点（面的整備型）のイメージ



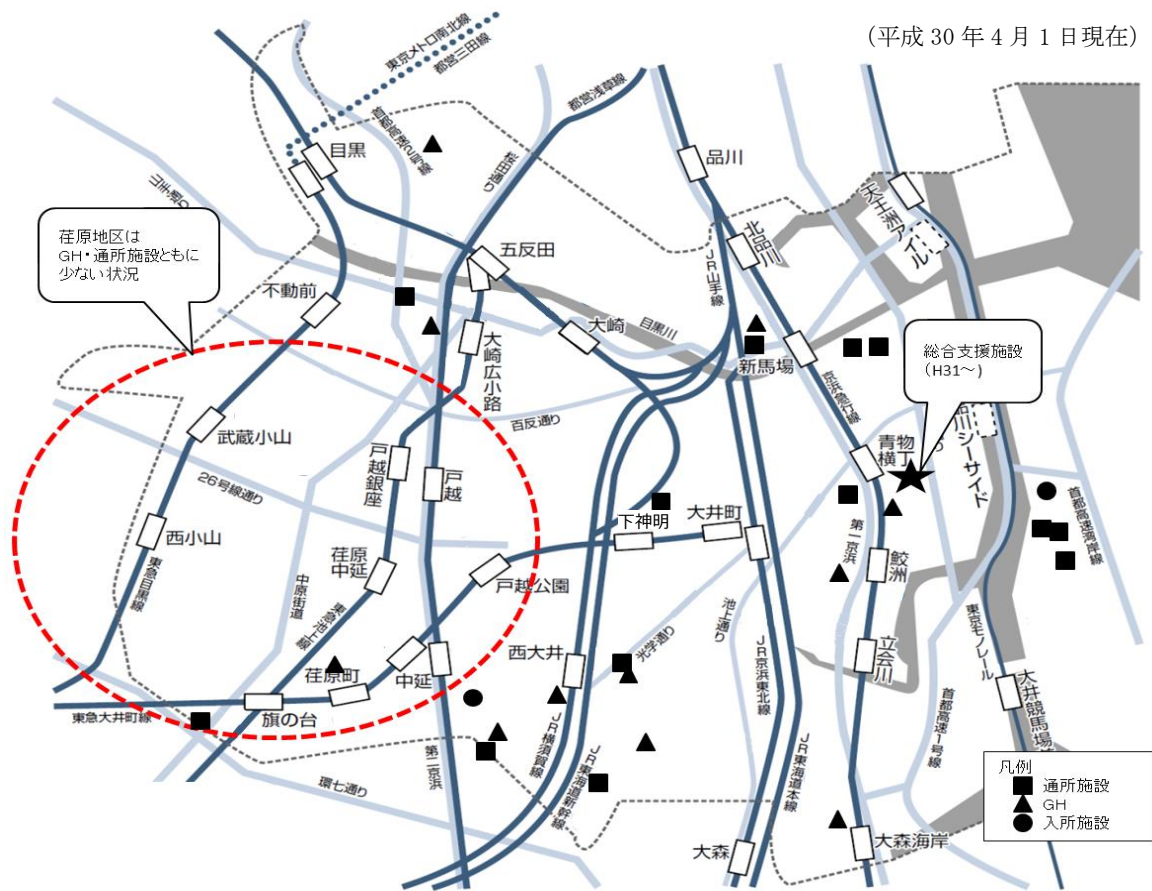
⁶⁰ インフォーマルな支援とは、自治体や専門機関など、フォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援以外のことです。具体的には、家族や友人、地域住民、民生委員、ボランティア、NPOなどによる援助を指します。

(5) 社会資源の開拓と地域による偏りの解消

<現状と課題>

区内の障害者事業所の所在は地域によって偏りが見受けられ、区内全域におけるサービス提供体制のバランスに配慮した社会資源の整備を行う必要があります。特に荏原地域は区内他地域に比べ、グループホーム、通所施設ともに不足している状況にあります。サービスの担い手の開拓や同地域での事業所開設が課題となっています。

■ 図表 3-6 品川区における通所・入所施設、グループホームの設置状況



※ 通所施設・・・生活介護、就労継続支援A型およびB型
 ※ GH・・・グループホーム

<取組みの方向性>

地域による偏りの解消に向けて、グループホーム開設助成や社会福祉法人への支援等により、荏原地域での事業所開設を推進していきます。合わせて、地域生活支援拠点および既存施設の機能強化に向けた取組みを進め、区内全域においてバランスの取れたサービス提供体制を目指します。

(6) 人材育成

<現状と課題>

身近な地域において相談支援や障害福祉サービスが提供できるよう、多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の維持・向上のための人材の育成・確保が求められています。

重度の障害者の在宅や施設での安定した生活を支えるためには、たんの吸引等の医療的ケアや、重症心身障害、強度行動障害への適切な対応が必要です。多様な障害特性に応じた専門性のある支援を提供できる人材の育成が重要となっています。

<取組みの方向性>

多様な障害特性や障害者の状態像の変化に対応できる専門性を有する人材を育成し、地域の福祉人材の底上げに取り組んでいきます。

地域社会で精神障害者を支えるために不可欠な訪問介護員の養成という課題に対応するため、居宅介護のための知識や技術の習得、介護者の介護技術および資質の維持向上を目的とした精神障害者ホームヘルプステップアップ研修を実施します。また、同行援護従業者養成研修の充実により、同行援護従業者が安全かつ適切なガイドヘルプを行うための誘導技術や情報提供等の知識・技術向上への取組みを進めます。

地域の支援力向上のための福祉カレッジの障害者ケアマネジメントコースでは、強度行動障害の特性に応じた支援やアセスメントの向上に向けた実践的なカリキュラムを実施しています。

障害の高齢化・重度化の進行に伴い増加する医療的ケアが必要な障害者や、NICU（新生児集中治療室）などから退院してくる医療的ケア児への対応の必要性が高まることを視野に入れ、在宅や障害者施設において適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことのできる介護職員の養成を検討していきます。

また、利用者自らがサービスを選択して利用できるよう、福祉サービス第三者評価⁶¹の受審助成を行い、サービスの質の向上に向けた事業者の取組みを促進します。

⁶¹ 第三者評価とは、事業者が事業運営の問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、利用者のサービス選択に役立つ情報を提供するため、事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な立場の第三者機関が専門的・客観的な立場から評価することです。

【第1期品川区障害児福祉計画】

(7) 包括的な障害児支援の充実

<現状と課題>

児童福祉法には、障害のある子ども等しく「児童」であることを踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方が基本にあります。平成28年の障害者総合支援法および児童福祉法の一部改正の際は、国において障害児支援の在り方の検討がなされ、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、インクルージョン（地域社会への参加・包容）の推進のため、障害児福祉計画と子ども・子育て支援事業計画の調和とともに、子育て支援施策との緊密な連携が示されました。保育園や幼稚園、小学校就学後の日中活動の場においては、配慮が必要な子どもが過ごす場所における合理的配慮の提供に向けた取組みが求められています。

医療的ケア児や、発達・発育に関する子どもの特性が早期発見されるケースが増えることに伴い、障害児の相談は低年齢化・多様化が進み、その件数は増加傾向にあります。区では、発育・発達に関して支援の必要な子どもに対する早期発見や早期療育につながる体制整備を進めています。

障害児の発達支援を強化していくとともに、障害児を育てる保護者支援のさらなる充実が課題となっています。

<取組みの方向性>

① 専門性の高い相談・療育支援体制の整備

児童発達支援センターに位置付けられている品川児童学園は、平成31年度開設の（仮称）品川区立障害児者総合支援施設の持つ総合的機能を活かした運営により、医療依存度の高くない肢体不自由児の相談や療育の実施等医療面との連携を強化する仕組みを構築し、その機能と役割を拡充します。また、未就学児から引き続き学齢期の相談を実施し、子どもの成長を切れ目なく支援する相談体制の充実を図ります。

児童発達支援センターは、多様な障害特性に応じた療育の専門性を有し、障害のある子を育てる保護者支援の拠点施設としての役割を担っています。相談と療育の一体的な支援をより身近な地域で提供できるよう、児童発達支援センター1カ所の増設を目指します。

アウトリーチ型の相談支援と療育機能を併せ持つ保育所等訪問支援の利用ができる体制を構築します。療育の専門支援員が、保育園や幼稚園、学校等、障害児の基礎集団に定期的に訪問し、障害児の特性に応じた支援の工夫や適切な保育環境の整備についての助言等を行い、保育所等関係機関間における効果的な連携ができるような体制整備を進めていきます。

② 地域で育てる仕組みの構築

a. 保育園・幼稚園

保育園と幼稚園は、異年齢の乳幼児が集団生活する中で子どもたちの健やかな育ちを支援する施設です。いずれの施設も配慮の必要な子どもの受け入れを行っています。

保育園については、入園を希望する子どもについて入園選考および面接を実施し、受け入れを行っています。また、集団保育を行う上で配慮が必要な子どもの適切な保育環境について専門家からの助言を得るなどして、障害の特性や年齢等個々の状況に応じた保育に取り組んでいます。

幼稚園については、区立幼稚園では入園前に面接や行動観察を行い、入園が可能かどうかを判断し、子どもに適した環境での受け入れを行っています。教諭等は配慮の必要な子どもへの接し方等について専門家からの助言を得るなどして、障害の特性や年齢等個々の状況に応じた幼児教育に取り組んでいます。私立幼稚園でも配慮が必要な子どもを受け入れており、区では、心身障害児を受け入れている私立幼稚園を対象に、教職員人件費等の補助等受け入れ環境の整備への支援を行っています。

医療的ケア児については、平成 29 年度より区立保育園にて受け入れを行っています。今後も子どもの状況に応じた適切な受け入れ体制や緊急時の対応等を個別に検討していきます。

今後においても関係機関の連携により、集団生活が可能な配慮を必要とする子どもの受け入れ環境の整備に向けての取り組みを進めていきます。

b. 放課後児童健全育成事業（すまいるスクール）

すまいるスクールは、放課後や土曜日、夏休み等の長期休業日に、小学校・義務教育学校前期課程に就学している児童に対して、学習や遊び、スポーツができる場を提供するものです。

希望する児童が自由に参加し、活動できる居場所となっており、特別支援学級の児童や特別支援学校⁶²の児童等を「特別支援児童」として受け入れています。今後も配慮を必要とする児童に適切に対応するために、職員の障害に対する理解を促進するとともに、特別支援児童の利用状況に応じた従事スタッフの加配に努めていきます。

⁶² 特別支援学校とは、心身に障害のある児童・生徒に対し、幼稚園・小中学校・高等学校に準ずる教育を行い、障害による学習上または生活上の困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的とした学校です。区内には都立品川特別支援学校があります。

■ 図表 3-7 子ども・子育て支援等における障害児の利用ニーズを踏まえた見込量

(単位：人)

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込量	定量的な目標（見込み）		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所	399	322	354	399
認定こども園	26	24	24	26
放課後児童健全育成事業（すまいるスクール）	408	389	397	408

※必要な見込量については平成 32 年度の見込量を設定しています。

■ 図表 3-8 医療的ケア児の保育園等希望者数

(平成 29 年 10 月 1 日現在、単位：人)

保育園希望者	幼稚園希望者	認定こども園希望者
5	1	1

③ 障害児を育てる保護者のための子育て支援の充実

a. 日中一時支援事業や短期入所等預かり事業の充実

障害児を育てる保護者の就労率の高まりや、障害児を抱えているがゆえに兄弟姉妹への保護者の子育てに影響を与えているケース、障害児以外にも被介護者を抱えて子育て・介護負担が増しているケースが顕在化しており、預かり事業のニーズは増加しています。短期入所や日中一時支援事業等の預かり事業の充実を図ります。

平成 31 年度開設の（仮称）品川区立障害児者総合支援施設では、短期入所および日中一時支援事業において障害児の受け入れを行います。

b. 居宅系サービスの充実

障害児を育てながら在宅生活を送る上では、子育ての難しさや成長過程の中で子どもの変化に苦勞している家族が多く、子どもと向き合うための在宅支援の充実について検討していきます。

社会参加を目的とした移動支援事業の対象者を小学校 4 年生からに拡大する等、自立に向けて、社会体験増加のための取組みを進めます。

c. 障害児を育てる保護者同士のつながりの強化、親育ちのための支援

障害児を育てる保護者には、互いに寄り添うことのできる理解者の存在が重要です。同じ障害を持つ子の保護者同士のつながりや交流を通して保護者が孤立感を無くし、子育てに前向きになるケースは少なくありません。親の会等との連携を組み入れた地域で障害児を育てる体制づくりを検討していきます。

第4章 計画における成果目標

障害者総合支援法第 88 条に基づき策定する障害福祉計画および児童福祉法第 33 条に基づき策定する障害児福祉計画では、国の基本指針に即して、成果目標を定めることとされています。本計画においては、区における障害者の現状および支援体制の整備状況を勘案し、成果目標を設定します。

1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 国の基本指針

平成 32 年度末時点で平成 28 年度末の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行すること、平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本とし、地域の事情およびこれまでの実績を踏まえて目標を設定する。

(2) 成果目標

品川区では、平成 25 年度末時点における施設入所者 300 人のうち、平成 28 年度末までに、地域生活に移行した人は 0 人、施設入所者数は 6.3% (19 人) の削減となりました。施設入所の実態を把握し、これまでの実績を踏まえて区としての目標値を設定します。障害の重度化・高齢化の状況や入所待機者の存在および状況等を考慮し、平成 32 年度末における地域生活移行者数については平成 28 年度末の施設入所者数の 2% (6 人)、施設入所者数については基準値である平成 28 年度末時点の 281 人を超えないという目標を設定します。

目標項目	基準値	目標値
平成 32 年度末までの地域生活移行者数 目標：平成 28 年度末時点における入所者数の 2%以上が地域移行	281 人	6 人
平成 32 年度末時点における施設入所者数 目標：平成 28 年度末時点の入所者数を超えない	281 人	281 人

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 国の基本指針

長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら差別や偏見のないあらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要がある。このため、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すものとする。

(2) 成果目標

精神障害者および保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、関係部署で協議を行い、平成 32 年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

精神障害者の区内への地域移行について、東京都が算出する平成 32 年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は、54 人が見込まれています。精神障害者の地域移行後の安定した地域生活を支えるための社会資源等の連携による体制づくりを進めていきます。

3 地域生活支援拠点等の整備

(1) 国の基本指針

地域には障害児者を支える様々な社会資源が存在しているが、それらの間の有機的な結びつきは必ずしも十分ではないことから、今後の障害者の重度化・高齢化を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の整備を推進することが必要である。地域生活支援拠点等については、障害福祉計画における成果目標として平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

(2) 成果目標

区では平成 29 年度より、拠点相談支援センター3カ所（品川区障害者生活支援センター、福栄会障害者相談支援センター、グロー障害者相談支援セン

ター)にそれぞれ地域生活支援拠点マネージャーを配置し、面的整備型地域生活支援拠点を運営しています。今後はさらに相談機能の充実をはじめ、既存事業の再構築、事業所間連携の強化により、地域生活支援拠点の機能を高めていきます。また、平成31年度開設の(仮称)品川区立障害児者総合支援施設には、多機能拠点整備型としての地域生活支援拠点の機能を持たせません。

4 福祉施設から一般就労⁶³への移行等

(1) 国の基本指針

就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援)の利用を経て一般就労へ移行した者の数を、平成32年度末までに平成28年度実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

また、福祉施設から一般就労への移行推進のため、就労移行支援事業の利用者数および事業所ごとの就労移行率に関する目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。

一般就労に移行後の障害者の就労定着推進のため、各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。

(2) 成果目標

区では、平成15年4月に障害者就労支援センター(げんき品川)を設置し、関係機関との連携を密にして、就労支援の充実に努めています。平成28年度に、福祉施設から一般就労へ移行した人は23人です。

障害福祉計画の策定にあたっては、これまでの実績および地域の実情を踏まえて区としての目標値を設定します。福祉施設から一般就労への移行者については平成28年度実績の1.5倍以上の35人、就労移行支援事業の利用者数は平成28年度末の利用者から2割以上増加の100人、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを成果目標値として設定します。

一般就労後の支援については、各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを目標値とします。

⁶³ 一般就労とは、就労継続支援等の福祉的就労を除いた一般的な就労のことをいいます。一般企業等への就職のほか、在宅就労や起業なども含まれます。

目標項目	基準値	目標値
平成 32 年度の一般就労への移行者数 目標：平成 28 年度の就労移行実績の 1.5 倍以上	23 人	35 人
平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数 目標：平成 28 年度末から 2 割以上増加	74 人	100 人
就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合 (平成 28 年度末時点 5 事業所)	—	5 割以上
各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率	—	80%

【第 1 期品川区障害児福祉計画】

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 国の基本指針

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とする。また、障害児のインクルージョン（地域社会への参加・包容）を推進するため、各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等、平成 32 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成 32 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とする。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、平成 30 年度末までに各都道府県、各圏域および各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

(2) 成果目標

障害児福祉計画の成果目標については、これまでの実績および地域の実情を踏まえて、区として以下の取組みを進めていきます。

区では、品川児童学園を区内の療育拠点の児童発達支援センターとして設置し、相談機能の強化、療育の充実、保護者支援に取り組んできました。今後は、国が推奨する基準（概ね人口 10 万人規模に 1 カ所以上）を考慮し、平成 32 年度末までに児童発達支援センター 1 カ所の増設を目指します。

保育所等関係機関との連携により、保育所等訪問支援を利用できる体制を

構築します。

区内には現在、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所がそれぞれ1カ所設置されています。医療的ケアの必要な重症心身障害児を受け入れる事業者を対象として一定の条件のもと運営費および開設準備経費の一部助成を行い、区内の重症心身障害児の受け入れを促進します。

平成30年度末までに、区内において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。医療的ケア児が地域で必要な支援を受けるための課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を行い、医療的ケア児の成長を支える連携体制の構築を目指します。

目 標 項 目	現 況	目 標
平成32年度末までに、児童発達支援センターを区内に少なくとも1カ所以上増設	1	2
平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	有	有
平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を区内または圏域内に1カ所以上確保	児童発達支援1 放課後等デイ1	児童発達支援1 放課後等デイ1
平成30年度末までに、区内において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	無	有

第5章 サービス見込量および確保のための方策

1 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく、自立支援給付の対象となるサービスです。区は、過去の実績および今後の障害者のニーズ、事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度の各年度における障害福祉サービスの見込量を設定し、その確保に努めていきます。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障害者および精神障害者で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助ならびに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつおよび食事等の介護、その他必要な援助を行います。

④ 行動援護

障害のある人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

重度の障害がある人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援を包括的に提供します。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
居宅介護	利用者数	126	138	136	140	142	136	143	151	159
	利用時間数	1,505	1,607	1,695	1,746	1,801	1,636	1,788	1,888	1,988
重度訪問介護	利用者数	46	47	52	48	48	45	48	52	56
	利用時間数	5,998	5,836	5,611	5,656	6,023	5,634	6,240	6,760	7,280
同行援護	利用者数	57	61	63	66	71	70	71	75	80
	利用時間数	1,490	1,545	1,683	1,667	1,764	1,761	1,988	2,100	2,240
合計	利用者数	229	246	251	254	261	251	262	278	295
	利用時間数	8,993	8,988	8,989	9,069	9,588	9,031	10,016	10,748	11,508

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～12月分の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

居宅介護、重度訪問介護については、将来的には障害者の高齢化に伴う介護保険サービスの活用により減少・横ばいとなる可能性はあるものの、当面はさらなる重度化の進行や利用ニーズの増加、重度訪問介護に関しては平成26年4月より知的障害者および精神障害者に対象が拡大されたこと等により、徐々に増加傾向となると見込んでいます。同行援護については、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスであるため、高齢化の進行に伴い利用ニーズの増加が見込まれます。利用者およびサービスの担い手となる事業者等に制度の周知を図り、必要としている人にサービスが行き届く体制の整備に努めます。

行動援護、重度障害者等包括支援については、利用者ニーズの把握に努めながら、サービスの担い手となる事業者の確保等、サービスの提供体制について検討していきます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護を必要とする人に、主に昼間において、障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事等の介護、創作活動または生産活動の機会の提供等のサービスを提供します。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
生活介護	利用者数	451	454	499	475	490	477	489	497	509
	利用実日数	8,666	8,665	10,110	9,726	9,705	9,327	9,780	9,940	10,180

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～12月分の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

過去の実績や特別支援学校卒業生からの新規利用者増を勘案し、増加傾向を見込んでいます。平成 30 年 4 月 1 日現在、区内には 8 事業所（定員 300 人）が整備されています。なお、平成 31 年 4 月、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設開設により、定員 20 人の増加となります。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、身体機能・生活能力の維持・向上等の支援の必要な身体障害者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。

生活訓練は、生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
自立訓練 （機能訓練）	利用者数	16	14	5	7	7	7	11	15	19
	利用実日数	240	219	71	84	96	103	154	210	266
自立訓練 （生活訓練）	利用者数	73	50	25	34	24	26	28	31	31
	利用実日数	1,281	912	416	511	415	518	504	558	558

※実績・見込量は各年度 3 月の数値です。ただし、平成 29 年度は 4～12 月の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

平成 30 年 4 月 1 日現在、区内には自立訓練事業所 1 カ所（機能訓練定員 6 人、生活訓練定員 6 人）が整備されています。利用者のニーズ把握に努めるとともに、訓練内容が利用者にとって適切かつ魅力あるものとなるよう検討していきます。

③ 就労移行支援

一般就労を希望する対象者に、定められた期間、生産活動その他活動の機会を通して、一般就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を提供します。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
就労移行支援	利用者数	45	53	62	66	74	90	90	95	100
	利用実日数	658	754	996	1,125	1,360	1,434	1,440	1,520	1,600

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～12月の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

平成30年4月1日現在、区内には5事業所（定員90人）が整備されています。就労継続支援事業の利用者における本事業の潜在的なニーズ等利用者ニーズの増加により、増加傾向を見込んでいます。

就労移行支援事業所のうち5割以上が就労移行率30%以上を目指す成果目標の達成に向け、事業者間連携の取組みを推進していきます。

④ 就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援A型（雇成型）は、一般就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供します。また、一般就労に必要な知識および能力の向上を図る支援を行います。

就労継続支援B型は、一般就労が困難な人や一定年齢に達している人に対して、就労や生産活動等の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
就労継続支援（A型）	利用者数	46	50	62	74	76	72	75	75	75
	利用実日数	896	1,066	1,305	1,524	1,553	1,415	1,575	1,575	1,575
就労継続支援（B型）	利用者数	297	305	312	363	347	357	359	369	379
	利用実日数	4,656	4,801	5,071	6,202	6,032	6,431	6,103	6,273	6,443

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～12月の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

平成30年4月1日現在、区内にはA型2事業所（定員60人）、B型10事業所（定員270人）が整備されています。特別支援学校卒業生のニーズ等、利用者ニーズは増加傾向にあります。なお、平成31年4月、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設開設により、B型は定員20人の増加となります。

⑤ 就労定着支援（平成 30 年度より新設）

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者を対象として、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/月	見込量		
		30年度	31年度	32年度
就労定着支援	利用者数	88	97	105

b. 見込量の確保等にあたって

就労移行支援利用後の一般就労の定着が課題となっています。就労関係機関の連携により、効果的な支援の在り方について検討していくとともに、サービスの提供体制の確保を図りながら制度の周知に努め、利用の促進を図ります。

⑥ 療養介護

病院等への長期入院による医療的ケアを要する障害児者で、常時介護を要する人に対し、主に病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
療養介護	利用者数	28	29	28	27	28	28	28	28	28

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～12月の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

平成30年4月1日現在、区内に事業所はありません。利用ニーズ状況から、サービス量については横ばいを見込んでいます。利用希望者については、状況に応じて施設との連携を図り、対応していきます。

⑦ 短期入所（福祉型・医療型）

介護を行う人の疾病、事故、出産等の理由により、障害児者を一時的に居宅において介護できなくなったときに、施設等への短期間の入所により、入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な援助を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
短期入所 （福祉型）	利用者数	67	92	90	81	93	95	104	137	155
	利用実日数	434	675	656	655	642	682	728	959	1,085
短期入所 （医療型）	利用者数	3	2	2	3	1	3	3	3	3
	利用実日数	11	8	7	10	31	24	21	21	21

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～12月分の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

福祉型の短期入所については、障害者の高齢化・重度化の進行に伴い家族支援利用（レスパイト）等のニーズの増加が予測されるため、利用量増を見込んでいます。

医療型の短期入所については、区内で医療的ケアを提供できる体制が未整備のため、病院を活用した宿泊型の預かり事業の実施を含めた検討を行っていきます。

なお、平成31年4月、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設開設により、短期入所（福祉型）は定員12人の増加となります。

（3）居住系サービス

① 自立生活援助（平成30年度より新設）

障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等を対象として、本人の意思を尊重した地域生活を支援するために、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から適時のタイミングで適切な支援を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/月	見込量		
		30年度	31年度	32年度
自立生活援助	利用者数	1	1	2

b. 見込量の確保等にあたって

障害者が安心して自立生活するための支援が課題となっています。障害者支援施設、グループホーム等関連サービス間の連携により、効果的な支援について検討していきます。

② 共同生活援助

障害のある人に対して、主に共同生活を営む住居において、世話人等が日常生活上の援助や相談・助言を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
共同生活援助	利用者数	123	116	126	150	148	150	157	163	169

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～12月の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

平成30年4月1日現在、区内には11事業所（定員73人）が整備されています。過去の相談実績等から引き続き増加傾向を見込んでいます。

地域生活への移行や「親亡き後」の課題については、障害のある人の居住の場を適切に確保していくことにより対応していきます。

グループホームの整備推進にあたっては、事業者に対し補助金に係る情報提供や家賃補助等必要な支援を行っていきます。

③ 施設入所支援

障害者支援施設において、生活介護または自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の対象者に対し、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護を提供します。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	利用者数	291	300	298	273	281	274	281	281	281

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～12月の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

平成 30 年 4 月 1 日現在、区内には 2 事業所（定員 130 人）が整備されています。障害者の高齢化・重度化に伴い、施設入所支援の利用ニーズは増加傾向にあります。利用者の死亡や入院等による退所により、利用者数の推移は概ね横ばいを見込んでいます。

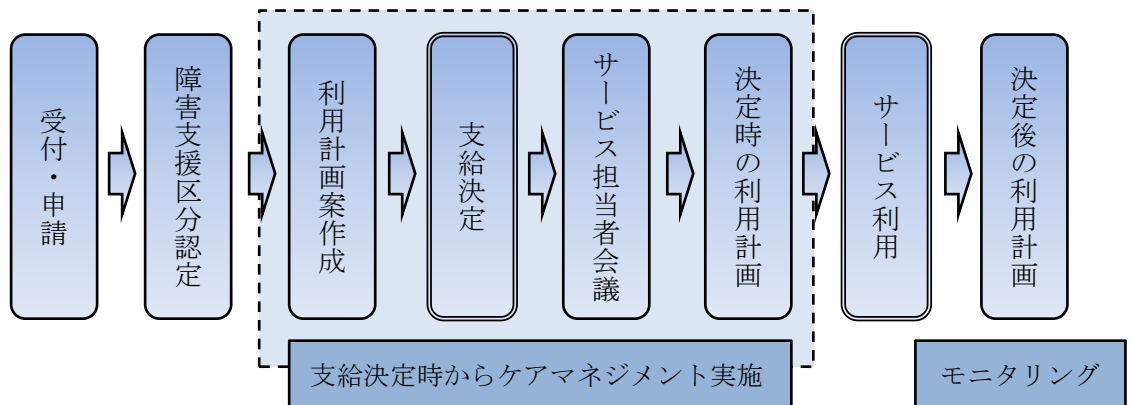
「親亡き後」に施設入所を必要としている人については、地域で生活を続けていくための居場所を適切に確保していくことにより対応していきます。施設入所者の地域移行を推進する国の観点からは、本人の意思や希望を勘案した上で、グループホームへの移行やそれに伴う障害福祉サービスの利用調整等を行っていきます。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障害のある人が障害福祉サービスや地域相談支援を利用するために、サービス等利用計画を作成します。この計画案を勘案して支給決定を受けることができます。その後一定期間ごとに支給決定されたサービスの利用状況を検証し（モニタリング）、サービス等利用計画の見直し等を行います。

■ 図表 5-1 支給決定プロセス



a. 見込量

サービス名	単位/年	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	利用者数	96	357	740	1,009	1,756	1,814	1,852	1,894	1,940

※実績・見込量は各年度の年間累計値です。ただし、平成 29 年度は実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

平成 30 年 4 月 1 日現在、区内には指定特定相談支援事業所が 8 事業所あります。平成 27 年度以降、原則として障害福祉サービスの利用者にはサービス等利用計画の作成が求められており、今後も増加が見込まれます。基幹相談支援センターおよび拠点相談支援事業所、指定特定相談支援事業所が役割分担と連携を図りながら、地域の相談支援体制を充実させていきます。

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人、または精神科病院に入院している精神障害のある人が、地域での生活に移行するための居住の場の確保等の支援を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/年	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域移行支援	実利用者数	1	3	1	1	2	1	2	3	4

※実績・見込量は各年度 3 月の数値です。ただし、平成 29 年度は実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

支援対象者の把握、意向の確認に努めるとともに、地域移行のための社会資源の連携等地域での体制整備を進めていきます。また、保健・医療・福祉関係者等が地域移行施策について協議、検討できる場の設置を検討します。

③ 地域定着支援

入所施設や精神科病院から退所・退院した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等の安定した地域生活を図るため、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態において相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/年	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域定着支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0	1	1	2

※実績・見込量は各年度 3 月の数値です。ただし、平成 29 年度は実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

支援体制の整備が課題となっています。相談事業等関連サービス間の連携による効果的な支援の在り方について検討していきます。地域定着支援は地域移行の促進に有効なサービスであり、サービスの提供体制の確保を図りながら制度の周知に努め、利用の促進を図ります。

【第1期品川区障害児福祉計画】

2 児童福祉法に基づく障害児サービス

障害児通所支援および障害児相談支援は、児童福祉法に基づく、自立支援給付の対象となるサービスです。区は、過去の実績および今後の障害児のニーズ、事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度の各年度における障害児通所支援および障害児相談支援の見込量を設定し、その確保に努めていきます。

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導や、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	利用者数	137	150	177	252	234	317	324	352	383
	利用実日数	738	784	1,090	1,183	1,279	1,851	2,592	3,168	3,830

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～12月の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

平成27年度以降、民間の指定事業所が増加したことに合わせて利用児が増加しています。利用児の増加に比べて利用実日数の伸びが抑えられている背景には、保育園や幼稚園に通いながら療育を受けている児童の増加が考えられます。一方で、就学前を療育機関のみで過ごす受け皿が少なく、早期からの療育体制の整備が求められています。今後も需要の伸びが見込まれるため、障害児のニーズの多様化に対応できるよう事業の充実について検討していきます。

② 居宅訪問型児童発達支援（平成 30 年度より新設）

重度の障害等の状態にあつて、外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/月	見込量		
		30年度	31年度	32年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	1	1	1
	利用実日数	4	4	4

b. 見込量の確保等にあつて

利用ニーズを見極めながら、事業者の確保等サービスの提供体制の整備を進めていきます。

③ 放課後等デイサービス

就学している障害児を対象として、授業の終了後、または休校日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
放課後等 デイサービス	利用者数	74	74	105	217	265	325	370	425	480
	利用実日数	106	223	408	1,048	1,406	1,782	2,220	3,400	4,800

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～12月分の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあつて

平成27年度以降、民間の指定事業所が増加し、平成30年4月1日現在、区内には11事業所（定員109人）が整備されています。特別支援学校等の学齢児による学校以外の社会体験の場のニーズが増え、利用児が増加しています。需要の伸びが今後も見込まれ、学校教育との連携や家族支援の在り方を踏まえながら事業の充実を図ります。

④ 保育所等訪問支援

専門スタッフが保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、障害児本人および訪問先のスタッフに適切かつ効果的な支援を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
保育所等 訪問支援	利用者数	0	0	1	0	0	0	2	4	6
	利用実日数	0	0	2	0	0	0	4	8	12

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～12月分の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

サービスを提供する事業者の確保や、保育所等関係機関の連携体制の整備が課題となっています。保育所等訪問先による障害児への特性理解や環境設定等の工夫を踏まえた支援を重要な視点と捉え、サービスの提供体制の構築を図ります。

⑤ 医療型児童発達支援

肢体不自由児等重度で理学療法等の機能訓練が必要、または医療管理下での支援が必要な未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適應訓練等を行うとともに、身体状況により治療を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
医療型 児童発達支援	利用者数	3	7	10	17	13	12	15	13	13
	利用実日数	31	59	88	159	142	129	180	156	156

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～12月分の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

都立北療育医療センター城南分園の利用児が主な利用者となっています。東京都との連携のもと、必要なサービス提供のできる体制整備を進めます。

なお、平成31年度開設の（仮称）品川区立障害児者総合支援施設で予定している医療的ケア児の受け入れに伴い、医療型児童発達支援から児童発達支援（P.53）への利用者の移行が見込まれるため、平成31年度は前年度に比べて減少した見込量となっています。

(2) 相談支援

① 障害児相談支援

障害児が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用するために、障害児支援利用計画を作成します。その後一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/年	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障害児相談支援	利用者数	0	0	0	1	166	438	532	791	877

※実績・見込量は各年度の年間累計値です。ただし、平成29年度は実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

障害児相談支援は、平成24年の障害者自立支援法（平成25年より障害者総合支援法に改正）・児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援を利用する全ての障害児が対象となりました。平成24年度から段階的に全ての対象者に実施することとなっています。障害児通所支援の需要増加に合わせ、相談支援の増加が見込まれます。障害等の早期発見および早期支援に努め、育ちに支援を必要とする子どもが地域で安心して成長していくためのライフステージにおける切れ目のない一貫した支援体制構築に向けて、民間事業所を含めた体制整備を行い、相談支援機能の充実を図っていきます。

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、市区町村や都道府県が主体となって、地域の特性や障害者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施するものです。地域生活支援事業には、法定必須事業と、任意事業である都の基準において実施する福祉サービスおよび区が独自で基準を定めて実施する福祉サービスがあります。区は、過去の実績および今後の障害者のニーズ、事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度の各年度における地域生活支援事業の見込量を設定し、その確保に努めていきます。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障害者が日常生活および社会生活を営む上で生じる社会的障壁をなくすために、障害者への理解を深めるための啓発事業等を通じて地域住民への働きかけを行い共生社会の実現を目指すものです。

a. 見込量

事業名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有

b. 見込量の確保等にあたって

「障害者週間 記念のつどい」と「ふくしまつり」を対象事業としていきます。今後も継続して実施していきます。

事業名	内容
障害者週間 記念のつどい	区民が障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、毎年障害者週間中に開催しています。
ふくしまつり	障害者とその家族が区内の施設、ボランティア団体と共に区民との交流、親睦を図ることおよび、区民の障害者への理解を深めることを目的とし、インクルージョン（地域社会への参加・包容）を基本としたまちづくりに向けて毎年実施しています。

② 相談支援事業

障害のある人の自立した日常生活および社会生活を支えるため、障害のある人自身、その家族その他障害のある人の介護を行う人からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用についての相談や必要な情報の提供等を行います。

a. 見込量

事業名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障害者相談支援事業所	設置数	2	3	3	3	3	4	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	無	有	有	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有

b. 見込量の確保等にあたって

品川区では、区立障害者生活支援センター、精神障害者地域生活支援センター「たいむ」、福栄会障害者相談支援センター、グロー障害者相談支援センターの4カ所で相談支援事業を実施しています。

平成25年には、障害者福祉課を基幹相談支援センターに位置づけました。基幹相談支援センターは、地域の支援力の向上をめざし、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援体制の強化や、相談支援事業者等への助言・指導、人材育成、権利擁護・虐待防止の取組みを行います。

名称	所在地	開設
品川区障害者生活支援センター	品川区旗の台5丁目2番2号 (心身障害者福祉会館内)	平成14年9月
精神障害者地域生活支援センター「たいむ」	品川区西五反田2丁目24番2号	平成17年10月
福栄会障害者相談支援センター	品川区東品川3丁目1番8号	平成25年4月
グロー障害者相談支援センター	品川区南品川5丁目10番43号	平成29年6月

③ 成年後見制度利用支援事業

障害のある人の権利擁護の視点から、成年後見等開始審判を受けた障害者で、成年後見人等および監督人への報酬の支払いが困難な人に当該費用の一部または全部を助成しています。

a. 見込量

事業名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
成年後見制度利用支援事業	年間実利用者数	-	4	4	4	4	4	5	6	7

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成29年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。なお、この事業は平成25年度から実施しているものです。

b. 見込量の確保等にあたって

介護者の高齢化に伴い、ニーズは増加傾向にあります。成年後見支援の安定を図り、障害者の権利擁護を推進します。

④ 成年後見制度法人後見支援事業

障害のある人の権利擁護の視点から、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保し、法人後見の活動を支援する事業です。

a. 見込量

事業名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	有	有	有	有	有	有	有	有

b. 見込量の確保等にあたって

(福)品川区社会福祉協議会品川成年後見センターに委託し、本事業を推進することで障害者の権利擁護を図ります。

⑤ 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に手話通訳、要約筆記の方法により、意思疎通の円滑化を図ります。

・手話通訳者派遣事業

a. 見込量

事業名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話通訳者派遣事業	年間利用件数	713	664	555	548	711	700	710	720	730

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成29年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

必要に応じてサービスが提供できるよう、手話通訳登録者の確保と事業の周知を図ります。

・要約筆記者派遣事業

a. 見込量

事業名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
要約筆記者派遣事業	年間利用件数	36	35	17	22	13	25	28	31	34

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成29年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

必要に応じてサービスが提供できるよう、要約筆記登録者の確保と事業の周知を図ります。

・手話通訳者設置事業

a. 見込量

事業名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話通訳者設置事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有

b. 見込量の確保等にあたって

区役所に来庁する聴覚障害者に対し、手話通訳者による対応を実施しています。利用者のニーズに合ったサービス提供を行います。

⑥ 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

a. 見込量

事業名	単位	実績						見込量			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
日常生活用具給付等事業	年間給付件数	5,178	5,303	5,469	5,685	5,661	5,781	5,908	6,038	6,171	
内訳	介護・訓練支援用具	年間給付件数	13	4	16	12	8	11	11	11	
	自立生活支援用具	年間給付件数	43	25	52	45	24	38	38	38	
	在宅療養等支援用具	年間給付件数	23	35	35	35	32	32	32	32	
	情報・意思疎通支援用具	年間給付件数	44	47	49	39	73	50	50	50	
	排泄管理支援用具	年間給付件数	5,051	5,189	5,309	5,546	5,521	5,645	5,772	5,902	6,035
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	年間給付件数	4	3	8	8	3	5	5	5	5

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成29年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

利用者の意向やニーズの的確な把握を図り、新たな需要に対応した給付用具の追加等、サービスについて引き続き内容を充実させていきます。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人との交流活動の促進、区の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

a. 見込量

事業名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話奉仕員養成研修事業	研修修了者数	12	16	6	28	40	11	20	20	20

※実績・見込量は各年度年間の数値です。なお、平成26年度より養成に重点をおいた研修に変更したため、平成25年度以前の実績値は養成コースのみの修了者数としています。

b. 見込量の確保等にあたって

利用者の必要に応じてサービスが提供できるよう手話奉仕員の養成に努めます。

⑧ 移動支援事業

屋外での活動が困難な人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促すことを目的とした事業です。

a. 見込量

事業名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
移動支援事業	年間延利用者数	538	735	785	953	1,217	1,300	1,450	1,550	1,650
	年間延利用時間数	3,566	4,810	5,547	9,251	11,636	12,000	14,500	15,500	16,500

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成29年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

需要については増加が見込まれます。事業者等サービスの担い手の確保とともに、利用者のニーズを的確に把握し、対象者の拡大等サービスについて内容を充実させていきます。

⑨ 地域活動支援センター

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な支援を行います。区内には現在2カ所の地域活動支援センターがあります。

名称	所在地	開設
区立地域活動支援センター「逢（あえる）」	品川区旗の台5丁目2番2号 (心身障害者福祉会館内)	平成24年4月
精神障害者地域生活支援センター「たいむ」	品川区西五反田2丁目24番2号	平成17年10月

a. 見込量

事業名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域活動支援センター	設置数	2	2	2	2	2	2	2	3	3
	年間延利用者数	12,069	11,378	11,859	10,438	9,984	10,000	10,100	11,200	12,300

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成29年度実績はこれまでの利用実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

利用者のニーズを踏まえた機能強化と支援内容の充実を図っていきます。なお、平成31年度開設の（仮称）品川区立障害児者総合支援施設に1カ所設置の予定です。

(2) 任意事業

① 巡回入浴サービス事業（日常生活支援）

障害者の健康保持と家庭の負担軽減を図るため、入浴が困難な在宅の重度心身障害児者に巡回入浴車を派遣しています。

a. 見込量

事業名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
巡回入浴サービス事業	年間利用件数	911	987	1,055	1,129	1,256	1,300	1,350	1,400	1,450

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成29年度実績はこれまでの利用実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

需要に合わせてサービスが提供できる体制を継続していきます。

② 日中一時支援事業（日常生活支援）

特別支援学校等に通学する障害児を介護している家族の就労を支える預かりや一時的休息のため、放課後や夏休み等長期休暇中の活動の場を提供します。

a. 見込量

事業名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
日中一時支援事業	年間延利用者数	4,269	4,712	5,495	4,597	4,389	4,828	5,865	7,797	8,073

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成29年度実績はこれまでの利用実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

就労しながら障害児を育てる家庭の増加や、家族介護・兄弟姉妹支援等によるニーズの増加が見込まれます。需要に合わせてサービスの提供体制を充実させていきます。なお、平成31年度開設の（仮称）品川区立障害児者総合支援施設に1カ所設置の予定です。

③ 障害者世帯ハウスクリーニング事業（日常生活支援）

障害のある人の世帯の衛生と健康保持を図るため、本人または家族によるハウスクリーニング（大掃除）が困難な世帯に、日常の清掃では手の及ばない箇所の清掃を実施しています。

a. 見込量

事業名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障害者世帯ハウスクリーニング事業	年間利用件数	49	48	45	50	48	50	50	50	50

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成29年度実績はこれまでの利用実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

需要に合わせてサービスが提供できる体制を継続していきます。

④ 住宅設備改善費給付事業（日常生活支援）

身体に障害のある人の住宅を改造することにより、本人や介護者の負担の軽減を図ります。

a. 見込量

事業名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
住宅設備改善費給付事業	年間実施戸数	8	8	4	4	3	4	4	4	4

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成29年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

需要に合わせてサービスが提供できる体制を継続していきます。

⑤ 障害者緊急通報システム（日常生活支援）

障害のある人の世帯に、緊急通報システムを設置し、緊急時（救急・火災等）の安全確保を図ります。

a. 見込量

事業名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障害者緊急通報システム	年間設置戸数	21	22	14	14	17	16	18	20	22

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成29年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

利用者のニーズの把握に努めながら事業の周知を図り、需要に応じたサービスの提供を行います。

⑥ 自動車運転免許取得助成（社会参加支援）

障害のある人が自動車運転免許を取得する際、運転教習料の一部を補助することで、障害のある人の生活の利便および生活圏の拡大を図ります。

a. 見込量

事業名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
自動車運転免許取得助成	年間助成者数	1	1	1	2	2	2	2	2	2

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成 29 年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

需要に合わせてサービスが提供できる体制を継続していきます。

⑦ 自動車改造経費助成（社会参加支援）

上肢、下肢または体幹機能障害のある身体障害者手帳 1・2 級の人が、就労等に伴い自動車を取得し、自ら運転するために改造を必要とする場合、改造経費の一部を助成します。

a. 見込量

事業名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
自動車改造経費助成	年間助成者数	3	2	2	3	0	2	2	2	2

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成 29 年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

需要に合わせてサービスが提供できる体制を継続していきます。

第6章 資料編

1 品川区の障害者向け施設・サービスの現状

(1) 品川区の主な障害者支援施設一覧

平成30年4月1日現在

区分	種別	施設数 (定員)	名称	所在地	定員	開設
相談支援	指定特定相談支援事業所	8	①区立障害者生活支援センター (心身障害者福祉会館内)	旗の台 5-2-2	—	H14.9
			②精神障害者地域生活支援センター 「たいむ」	西五反田 2-24-2	—	H17.10
			③福栄会障害者相談支援センター	東品川 3-1-8	—	H25.4
			④(株)ハート・トータルサービス	東五反田 4-8-7	—	H25.6
			⑤ケアサークル恵愛 障害者相談支援センター	大井 3-17-8	—	H26.5
			⑥ケアメイト品川 居宅介護支援事業所	西大井 2-4-14	—	H26.6
			⑦相談支援事業所パルレ	八潮 5-9-11	—	H27.1
			⑧グロー障害者相談支援センター	南品川 5-10-43	—	H29.6
	障害児相談支援事業所	5	⑨品川区障害者福祉課	広町 2-1-36	—	H27.9
			⑩ケアサークル恵愛 障害者相談支援センター	大井 3-17-8	—	H26.5
			⑪ケアメイト品川 居宅介護支援事業所	西大井 2-4-14	—	H26.6
			⑫相談支援事業所パルレ	八潮 5-9-11	—	H27.1
			⑬グロー障害者相談支援センター	南品川 5-10-43	—	H29.6
	障害者就労支援センター	1	⑭障害者就労支援センター「げんき品川」	大崎 4-11-12	—	H15.4
居住の場の確保	施設入所支援 (短期入所)	2 (130) (短8)	⑮区立かがやき園	西大井 6-2-14	30 (短3)	H16.5
			⑯(福)品川総合福祉センター かもめ園	八潮 5-1-1	100 (短5)	S58.4
	共同生活援助	11 (73)	⑰区立北品川つばさの家	北品川 3-7-21	12	H3.10
			⑱区立西大井つばさの家	西大井 5-7-24	7	H6.4
			⑲区立上大崎つばさの家	上大崎 1-20-12	5	H26.4
			⑳わいわいてい	西大井 6-9-3	5	H14.11
			㉑旗の台つばさの家	旗の台 3-5-11	6	H15.7
			㉒海老沢寮	東大井 4-8-11	4	H15.7
			㉓グループホーム森前	西大井 1-8-7	6	H22.3
			㉔鮫洲なぎさの家	東大井 1-3-10	6	H23.4
			㉕かもめハウス	南大井 3-20-14	6	H11.10
㉖ふくふくホーム ふくふく五反田	西五反田 7-12-4	6	H28.3			
㉗グループホーム金子山	西大井 4-10-16	10	H29.11			

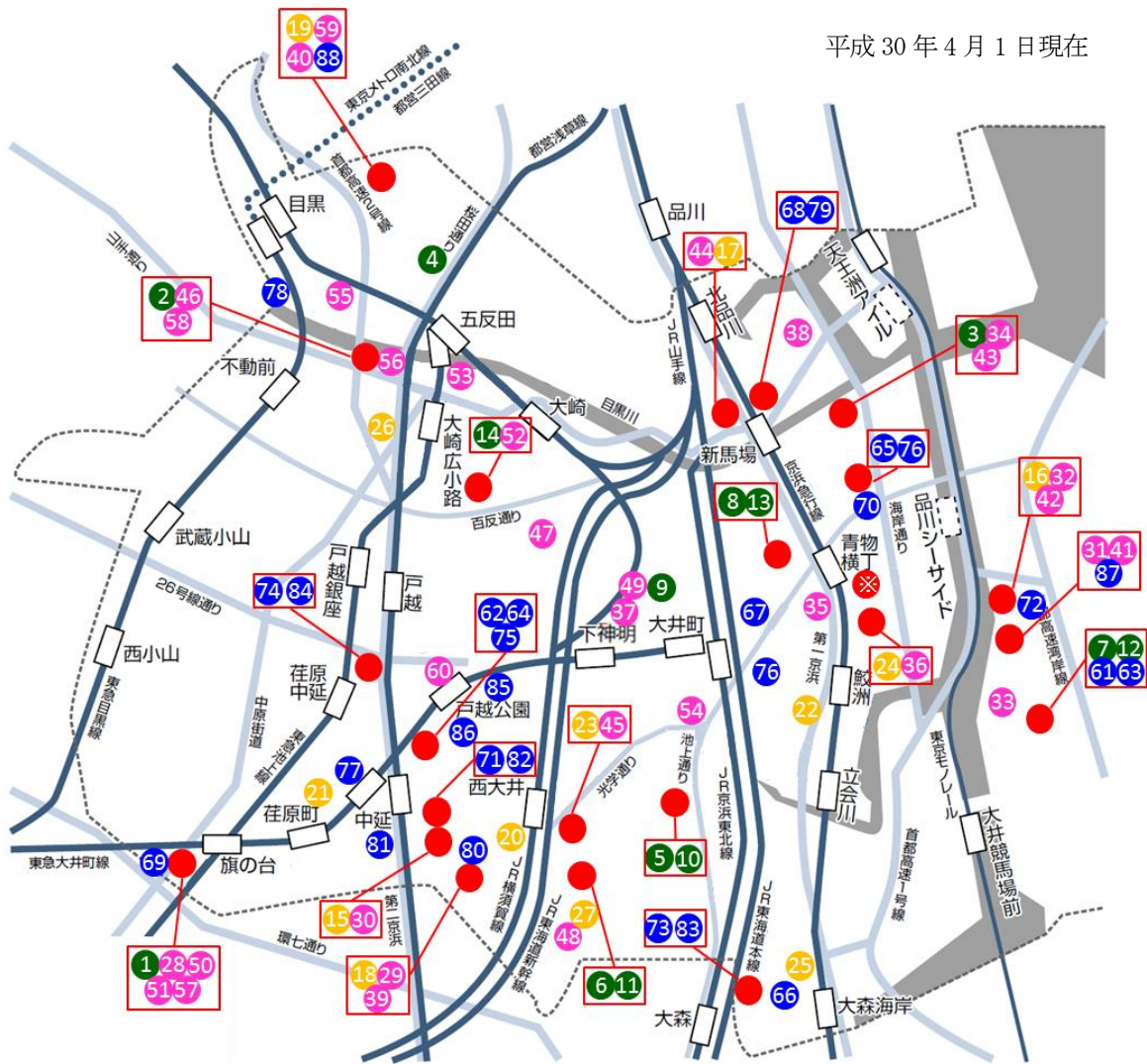
区分	種別	施設数 (定員)	名称	所在地	定員	開設
日中活動の場の確保	生活介護	8 (300)	㉔ 区立心身障害者福祉会館	旗の台 5-2-2	50	S52.7
			㉕ 区立西大井福祉園	西大井 5-7-24	25	H6.4
			㉖ 区立かがやき園	西大井 6-2-14	30	H16.5
			㉗ 区立ピッコロ (重症心身障害者通所施設)	八潮 5-3-8	5	H24.6
			㉘ (福)品川総合福祉センター かもめ園	八潮 5-1-1	100	S58.4
			㉙ (福)品川総合福祉センター サンかもめ	八潮 5-10-27	30	H14.4
			㉚ (福)福栄会 第一しいのき学園	東品川 3-1-8	40	H2.5
			㉛ (福)福栄会 南品川むつみ園	南品川 5-16-25	20	H26.4
	就労継続支援A型	2 (60)	㉜ (福)品川総合福祉センター 福祉工場しながわ	東大井 1-3-10	40	H10.4
			㉝ 出張所 パン工房「プチレーブ」	二葉 1-6-1		H10.4
			㉞ すまいる・さばーと品川	東品川 1-17-2	20	H27.6
	就労継続支援B型	10 (270)	㉟ 区立西大井福祉園	西大井 5-7-24	15	H6.4
			㊱ 区立発達障害者支援施設「ぶらーす」 ガーデン	上大崎 1-20-12	20	H26.4
			㊲ (福)品川総合福祉センター さつき	八潮 5-3-8	20	S58.4
			㊳ (福)品川総合福祉センター さつき	八潮 5-1-1	20	S58.4
			㊴ (福)福栄会 第二しいのき学園	東品川 3-1-8	60	H2.5
			㊵ (福)福栄会 かもめ第一工房	北品川 3-7-21	25	S62.4
			㊶ (福)福栄会 かもめ第二工房	西大井 1-8-7	20	H2.4
			㊷ (福)福栄会 かもめ第三工房	西五反田 2-24-2	20	H6.4
			㊸ トット文化館	西品川 2-2-16	20	S62.4
			㊹ (福)品川区社会福祉協議会 ふれあい作業所 西大井	西大井 4-9-9	30	H27.4
			㊺ (福)品川区社会福祉協議会 ふれあい作業所 西品川	西品川 1-28-3	20	H27.4
	自立訓練 (機能訓練)	1 (6)	㊻ 区立心身障害者福祉会館	旗の台 5-2-2	6	S52.7
	自立訓練 (生活訓練)	1 (6)	㊼ 区立心身障害者福祉会館	旗の台 5-2-2	6	S52.7
	就労移行支援	5 (90)	㊽ げんき品川	大崎 4-11-12	20	H24.4
			㊾ ジョブサ品川区	西五反田 1-13-7	20	H26.5
			㊿ ～キセキの杜～ ジョブステーション大井町	大井 4-1-2	10	H27.11
㋀ LITALICOワークス五反田			西五反田 3-6-20	20	H28.8	
㋁ 就労移行支援事業所サンライト			西五反田 2-31-9	20	H29.1	
地域活動支援センター	2	㋂ 区立地域活動支援センター 「逢(あえる)」 (心身障害者福祉会館内)	旗の台 5-2-2	—	H24.4	
		㋃ 精神障害者地域生活支援センター 「たいむ」	西五反田 2-24-2	—	H17.10	

区分	種別	施設数 (定員)	名称	所在地	定員	開設
場の確保 日中活動の	居場所・交流の場の提供等	2	㉟発達障害者成人期支援事業「リクト」 (発達障害者支援施設「ぷらーす」内)	上大崎 1-20-12	—	H26.4
			㊿精神障害者交流スペース「憩いの場」	戸越 5-11-1	—	H19.4
障害児支援	子ども発達相談室	2	㊿区立品川児童学園 ※ (児童発達支援センター)	八潮 5-9-11	—	S57.4
			㊿区立品川児童学園分室 戸越ルーム ※ (児童発達支援センター)	戸越 6-16-14	—	H26.7
	児童発達支援	12 (125)	㊿区立品川児童学園 ※ (児童発達支援センター)	八潮 5-9-11	20	S33.4
			㊿区立品川児童学園分室 (コンパス) ※	戸越 6-16-14	10	H19.7
			㊿ちびっこタイム品川	東品川 3-25-16	10	H19.6
			㊿めるへんキッズ南大井園	南大井 3-24-14	10	H24.8
			㊿LITALICOジュニア 大井町東口教室	東大井 5-11-4	10	H27.8
			㊿アプリ児童デイサービス北品川	北品川 2-18-2	10	H27.11
			㊿ぶつく旗の台教室	旗の台 5-15-15	10	H29.4
			㊿ほわわ品川	東品川 3-27-25	5	H29.4
			㊿キッズアイランドワイキキ	二葉 4-4-19	10	H29.6
			㊿明晴プレスクールめだか	八潮 5-2-1	10	H29.6
			㊿めるへんキッズ大森園	南大井 6-16-1-101	10	H29.6
			㊿スタジオそら品川戸越	東中延 1-3-11	10	H29.6
	放課後等デイサービス	11 (109)	㊿区立品川児童学園分室 (コンパス) ※	戸越 6-16-14	10	H19.7
			㊿ちびっこタイム品川	東大井 5-23-16-110	9	H19.6
			㊿このこのリーフ中延	中延 3-13-19	10	H26.12
			㊿アプリ児童デイサービス不動前	西五反田 3-13-14	10	H27.3
			㊿アプリ児童デイサービス北品川	北品川 2-18-2	10	H27.11
			㊿スキップランド西大井	西大井 6-14-15	10	H28.8
㊿みんなの家ゆめっこ			中延 6-3-16	10	H28.9	
㊿キッズアイランドワイキキ			二葉 4-4-19	10	H29.6	
㊿めるへんキッズ大森園			南大井 6-16-1-101	10	H29.6	
㊿スタジオそら品川戸越			東中延 1-3-11	10	H29.6	
日中一時支援事業	2 (25)	㊿にじのひろば戸越	戸越 6-8-20	10	H17.9	
		㊿にじのひろば八潮	八潮 5-3-8	15	H23.7	
自立支援等	1	㊿発達障害・思春期サポート事業 「ら・るーと」 (発達障害者支援施設「ぷらーす」内)	上大崎 1-20-12	—	H20.4	

※ 区立品川児童学園と区立品川児童学園分室で行われる事業は、平成31年4月より（仮称）品川区立障害児者総合支援施設（南品川3-7-7）へ移転する予定です。

(2) 品川区の主な障害者支援施設所在地

平成30年4月1日現在



※ … (仮称) 品川区立障害児者総合支援施設 (平成31年竣工予定)

相談支援		【障害児相談支援事業所】	【共同生活援助】
【指定特定相談支援事業所】		9 品川区障害者福祉課	17 区立北品川つばさの家
1	区立障害者生活支援センター	10 ケアサークル恵愛 障害者相談支援センター	18 区立西大井つばさの家
2	精神障害者地域生活支援センター 「たいむ」	11 ケアメイト品川 居宅介護支援事業所	19 区立上大崎つばさの家
3	福栄会障害者相談支援センター	12 相談支援事業所パルレ	20 わいわいてい
4	㈱ハート・トータルサービス	13 グロー障害者相談支援センター	21 旗の台つばさの家
5	ケアサークル恵愛 障害者相談支援センター	【障害者就労支援センター】	22 海老沢寮
6	ケアメイト品川 居宅介護支援事業所	14 げんき品川	23 グループホーム森前
7	相談支援事業所パルレ	居住の場の確保	
8	グロー障害者相談支援センター	【施設入所支援(短期入所)】	24 鮫洲なぎさの家
		15 区立かがやき園	25 かもめハウス
		16 かもめ園	26 ふくふくホーム ふくふく五反田
			27 グループホーム金子山

日中活動の場の確保		【自立訓練(機能)】		【児童発達支援】	
【生活介護】		50	区立心身障害者福祉会館	63	区立品川児童学園
28	区立心身障害者福祉会館	【自立訓練(生活)】		64	区立品川児童学園分室 コンパス
29	区立西大井福祉園	51	区立心身障害者福祉会館	65	ちびっこタイム品川
30	区立かがやき園	【就労移行支援】		66	めるへんキッズ南大井園
31	区立ピッコロ (重症心身障害者通所施設)	52	げんき品川	67	LITALICO ジュニア 大井町東口教室
32	かもめ園	53	ジョブサ品川区	68	アプリ児童デイサービス北品川
33	サンかもめ	54	キセキの杜	69	ぶっく旗の台教室
34	第一しいのき学園	55	LITALICO ワークス五反田	70	ほわわ品川
35	南品川むつみ園	56	サンライト	71	キッズアイランドワイキキ
		【地域活動支援センター】		72	明晴プレスクールめだか
【就労継続支援A型】		57	区立地域活動支援センター 「逢(あえる)」	73	めるへんキッズ大森園
36	福祉工場しながわ	58	精神障害者地域生活支援センター 「たいむ」	74	スタジオそら品川戸越
37	福祉工場しながわ出張所 プチレーブ	【居場所・交流の場の提供等】		【放課後等デイサービス】	
38	すまいる・さぼーと品川	59	発達障害者成人期支援事業 「リクト」	75	区立品川児童学園分室 コンパス
【就労継続支援B型】		60	精神障害者交流スペース 「憩いの場」	76	ちびっこタイム品川
39	区立西大井福祉園	障害児支援		77	このこのリーフ中延
40	区立発達障害者支援施設 「ぶらーす」ガーデン	【子ども発達相談室】		78	アプリ児童デイサービス不動前
41	さつき	61	区立品川児童学園	79	アプリ児童デイサービス北品川
42	さつき	62	区立品川児童学園分室 戸越ルーム	80	スキップランド西大井
43	第二しいのき学園			81	みんなの家ゆめっこ
44	かもめ第一工房			82	キッズアイランドワイキキ
45	かもめ第二工房			83	めるへんキッズ大森園
46	かもめ第三工房			84	スタジオそら品川戸越
47	トット文化館			85	療育スタジオ・ピコ 戸越公園教室
48	ふれあい作業所 西大井			【日中一時支援事業】	
49	ふれあい作業所 西品川			86	にじのひろば戸越
				87	にじのひろば八潮
				【自立支援等】	
				88	発達障害・思春期サポート事業 「ら・るーと」

(3) 品川区の主な地域生活への支援事業一覧

事業名	内 容	開 始												
知的障害者 地域生活サポート 24 事業	<p>単身生活の知的障害者を対象に、日常生活の困りごとへの相談助言、賃貸契約による一般住宅への入居に必要な支援、休日・夜間を含めて 24 時間の緊急対応等を行います。</p> <p>【対象】 グループホームや地域で単身生活を継続している知的障害者</p> <p>【実績】 (単位：上段 人、下段 回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者数</td> <td>37</td> <td>40</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>利用回数</td> <td>1,065</td> <td>1,175</td> <td>1,225</td> </tr> </tbody> </table>		26 年度	27 年度	28 年度	登録者数	37	40	38	利用回数	1,065	1,175	1,225	H20.4
	26 年度	27 年度	28 年度											
登録者数	37	40	38											
利用回数	1,065	1,175	1,225											
精神障害者 地域生活サポート 24 事業	<p>単身生活の精神障害者を対象に、日常生活の困りごとへの相談助言、賃貸契約による一般住宅への入居に必要な支援、休日・夜間を含めて 24 時間の緊急対応等を行います。</p> <p>【対象】 グループホームや地域で単身生活を継続している精神障害者</p> <p>【実績】 (単位：上段 人、下段 回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者数</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>利用回数</td> <td>1,736</td> <td>1,724</td> <td>1,309</td> </tr> </tbody> </table>		26 年度	27 年度	28 年度	登録者数	30	30	36	利用回数	1,736	1,724	1,309	H20.4
	26 年度	27 年度	28 年度											
登録者数	30	30	36											
利用回数	1,736	1,724	1,309											
精神障害者 地域生活安定化支援事業 「ソル」	<p>精神障害者が地域で暮らしていくために、医療中断防止、服薬管理、社会参加や通院等の支援を行います。また、精神科医・精神保健福祉士等の家庭訪問を行います。交流室では食事、創作活動等各種活動により、地域で生活する精神障害者の交流の場を提供しています。</p> <p>【対象】 グループホームや地域で単身生活を継続している精神障害者</p> <p>【実績】 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者数</td> <td>14</td> <td>18</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>交流室 利用者数</td> <td>1,704</td> <td>1,644</td> <td>1,357</td> </tr> </tbody> </table>		26 年度	27 年度	28 年度	登録者数	14	18	21	交流室 利用者数	1,704	1,644	1,357	H23.4
	26 年度	27 年度	28 年度											
登録者数	14	18	21											
交流室 利用者数	1,704	1,644	1,357											

2 策定体制

(1) 品川区地域自立支援協議会

① 品川区地域自立支援協議会運営要綱

制定	平成 25 年 6 月 25 日	区長決定 要綱第 1 3 6 号
改正	平成 27 年 5 月 25 日	区長決定 要綱第 4 3 0 号
改正	平成 29 年 4 月 1 日	区長決定 要綱第 1 0 5 号

(設置目的)

第 1 条 品川区における相談支援事業の適切な運営および地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場とするとともに、地域の障害福祉関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を目的として、品川区地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設置し、運営する。

(所掌事項)

第 2 条 自立支援協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「障害者計画」に基づく障害者施策の推進ならびに「障害福祉計画」の評価および検証に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 1 2 3 号）に基づく自立支援給付、地域生活支援事業に関する支給決定に関して専門的見地からの助言を行うこと。
- (3) 区が相談支援を委託した場合における受託事業者または区が指定した指定特定相談支援事業者等の中立・公平性を確保するための運営評価に関すること。
- (4) 困難事例への対応のあり方に関する協議および調整に関すること。
- (5) 地域の関係機関によるネットワーク構築および調整に関すること。
- (6) 障害福祉サービスの評価および苦情、事故等への改善・助言に関すること。
- (7) 地域の社会資源の開発および改善に関すること。
- (8) 権利擁護の推進に関すること。
- (9) その他必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 自立支援協議会は、委員 3 0 人以内で組織し、次に掲げる者で構成する。

- (1) 保健、福祉、医療および教育の各機関に所属する者
- (2) 障害者団体等の代表者

- (3) 地域拠点相談支援センターの職員
 - (4) 障害福祉サービス事業所の職員
 - (5) 障害当事者を含む関係機関に所属する者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) 権利擁護関係者
 - (8) その他自立支援協議会での協議により必要と認められた者
- 2 自立支援協議会の委員は、福祉部長が任命する。
 - 3 自立支援協議会には、会長および副会長をそれぞれ1人ずつ置くこととし、委員の中から互選する。
 - 4 会長は、自立支援協議会を代表し、会務を統理する。
 - 5 自立支援協議会は、会長が招集し、その議長となる。
 - 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 7 会務は、障害者福祉課が行う。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、障害福祉計画の周期と合わせ3年とし再任を妨げない。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

- 第5条 自立支援協議会は、第2条に規定する所掌事項について、必要な検討および協議を行わせるため、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の組織および運営に関し必要な事項は、会長が自立支援協議会に諮って定める。

(その他)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別途、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

② 委員

(計 28 名、◎：委員長、○：副委員長、順不同・敬称略、所属・役職等は平成 29 年 12 月現在)

氏名	所属・役職等	
◎大塚 晃	学識経験者	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
○永尾 文子	品川区	福祉部長
島崎 妙子	障害者団体代表	品川区重症心身障害児(者)を守る会会長
大上 好江	障害者団体代表	品川区知的障害者育成会会長
宮平 寛	医師会代表	品川区医師会会長
鈴木 治仁	歯科医師会代表	東京都荏原歯科医師会副会長
木下 徹	社会福祉法人代表	(福)品川区社会福祉協議会 事務局長
金子 正博	社会福祉法人代表	(福)福栄会 常務理事
小野 孝	社会福祉法人代表	(福)品川総合福祉センター 常務理事
田中 正博	学識経験者	全国手をつなぐ育成会連合会・統括
熊谷 晋一郎	医師	東大先端科学技術研究センター准教授
荒川 敦明	相談支援事業所	障害者生活支援センター長
湯本 麻美子	相談支援事業所	精神障害者地域生活支援センター 所長
藤野 けい子	相談支援事業所	福栄会障害者相談支援センター 所長
中村 良	相談支援事業所	グロー障害者相談支援センター 所長
伊藤 美佐	就労支援事業所	障害者就労支援センター責任者
志子田 悦郎	NPO法人代表	NPO法人 アーテム代表
渡邊 義弘	NPO法人代表	NPO法人 品川ケア協議会
紙子 達子	弁護士	紙子法律事務所代表
平塚 雄二	東京都	品川特別支援学校長
岩瀬 昌保	東京都	港特別支援学校長
和田 喜久男	東京都	城南特別支援学校長
興梠 昭彦	東京都	品川児童相談所 心理指導担当係長
本城 善之	品川区	教育委員会教育次長
福島 進	品川区	子ども未来部長
西田 みちよ	品川区	品川区保健所長
大井 貴	区民委員	公募区民
新井 宏	区民委員	公募区民

③ 事務局

(計8名、所属・役職等は平成29年12月現在)

氏名	所属・役職	
中山 文子	福祉部	参事 (障害者福祉課長事務取扱)
飛田 則文		障害者施策推進担当課長
大串 史和		福祉計画課長
佐々木 浩一		障害者福祉課障害者福祉係長
矢鋪 一樹		障害者福祉課福祉改革担当
宮木 廉		障害者福祉課障害者相談係長
菊池 修		障害者福祉課知的・精神障害者福祉担当
三枝 世理子		障害者福祉課療育支援担当

(2) 庁内連絡会

(計22名、所属・役職等は平成29年12月現在)

氏名	所属・役職	
永尾 文子	福祉部	福祉部長
中山 文子		参事 (障害者福祉課長事務取扱)
飛田 則文		障害者施策推進担当課長
大串 史和		福祉計画課長
寺嶋 清		高齢者福祉課長
松山 香里		高齢者地域支援課長
矢木 すみを		生活福祉課長
柏原 敦		企画部
島袋 裕子	総務部	人権啓発課長
山崎 修二	地域振興部	商業・ものづくり課長
池田 剛	文化スポーツ振興部	スポーツ推進課長
高山 崇	子ども未来部	子ども育成課長
佐藤 憲宜		保育課長
川島 淳成	健康推進部	健康課長
西田 みちよ	品川区保健所	品川区保健所長
鷹箸 右子		参事 (品川保健センター所長事務取扱)
間部 雅之		大井保健センター所長
榎本 芳美		荏原保健センター所長
中村 敏明	都市環境部	都市計画課長
古巻 祐介	防災まちづくり部	防災課長
大関 浩仁	教育委員会事務局	教育総合支援センター長
辻 亜紀	(福)品川区社会福祉協議会	事務局次長

3 策定経過

(1) 品川区地域自立支援協議会検討経過

実施日	内容
平成 29 年 6 月 23 日	<ol style="list-style-type: none"> 第 5 期品川区障害福祉計画、第 1 期品川区障害児福祉計画策定について 第 4 期品川区障害福祉計画実績について その他
平成 29 年 11 月 20 日	<ol style="list-style-type: none"> 品川区障害児実態・意向調査結果について 第 5 期品川区障害福祉計画、第 1 期品川区障害児福祉計画素案について 第 5 期品川区障害福祉計画、第 1 期品川区障害児福祉計画素案におけるパブリックコメントの実施について その他
平成 30 年 3 月 2 日	<ol style="list-style-type: none"> 第 5 期品川区障害福祉計画、第 1 期品川区障害児福祉計画素案におけるパブリックコメントの結果について 第 5 期品川区障害福祉計画、第 1 期品川区障害児福祉計画修正案について その他

(2) 障害者団体ヒアリング

実施日	団体数	参加者数	内容
平成 29 年 10～11 月	計 10 団体	58 人	<ol style="list-style-type: none"> 第 5 期品川区障害福祉計画、第 1 期品川区障害児福祉計画策定について 意見聴取・意見交換 その他

(3) 計画策定意見交換会

実施日	対象者	参加者数	内容
平成 29 年 11 月 17 日	品川区障害者七団体協議会、障害者相談員	23 人	<ol style="list-style-type: none"> 第 5 期品川区障害福祉計画、第 1 期品川区障害児福祉計画策定について 意見聴取・意見交換 その他

(4) 庁内連絡会

実施日	内容
平成 29 年 12 月 11 日	<ol style="list-style-type: none"> 第 5 期品川区障害福祉計画、第 1 期品川区障害児福祉計画素案およびパブリックコメントの実施について その他

(5) パブリックコメントの実施

① 意見募集期間 平成 29 年 12 月 11 日(月)～平成 30 年 1 月 10 日(水)

② 提出方法別の提出人数および意見数

提出方法	提出人数	意見数
直接持参	1	8
電子メール	14	156
F A X	0	0
郵便	0	0
合 計	15	164

※同一人で複数意見をいただいている場合があるため、提出人数と意見数は一致しません。

③ ご意見いただいた方の資格要件別提出人数

資格要件	提出人数
区内に住所を有する方	15
区内に事務所または事業所を有する個人の方および法人その他の団体	0
区内に存する事務所または事業所に勤務する方	0
区内に存する学校に在学する方	0
区内に住所を有しないが、区に対して納税義務を有する方	0
その他パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する方	0
合 計	15

④ 項目ごとの意見数

対象項目	意見数	
全 体	23	
第 1 章 計画策定の概要	12	
第 2 章 障害者の現状	5	
第 3 章 障害者施策推進の取組みと課題	41	
第 4 章 計画における成果目標	11	
第 5 章 サービス見込量および 確保のための方策	1 障害福祉サービス	14
	2 児童福祉法に基づく障害児サービス	23
	3 地域生活支援事業	22
第 6 章 資料編	15	
その他	4	
合 計	170	

※同一意見が複数の項目に跨る場合があるため、②と④の意見数は一致しません。

4 品川区障害児実態・意向調査

(1) 調査概要

① 調査対象

18歳以下の障害児のいる世帯の保護者全員（平成29年6月末日現在）

- a. 未就学児：308人
- b. 就学児以上18歳以下の方：533人

② 調査期間

平成29年8月10日～28日

③ 調査方法

郵送による配布・回収

④ 配布・回収状況

配布・回収状況	配布数	回収数	有効回収率
未就学児	308	176	57.1%
就学児以上18歳以下の方	533	259	48.6%
全体	841	435	51.7%

(2) 調査結果概要

① お子さんが所持している手帳の種類等について（未就学児、就学児以上18歳以下の方）

○所持している手帳の種類は未就学児では「いずれも持っていない」が過半数、就学児以上18歳以下の方では「愛の手帳」の所持者が半数以上、また、身体障害のある児童では、知的障害を併せ持つケースが比較的多い。

（未就学児：問3、就学児以上18歳以下の方：問3）

調査対象者が所持している障害者手帳の種類は、未就学児では「いずれも持っていない」が51.7%、「愛の手帳」が25.6%、就学児以上18歳以下の方では「いずれも持っていない」が22.0%、「愛の手帳」が56.4%、「身体障害者手帳」が25.5%となっています。

手帳の重複状況（下表）をみると、1種類のみ所持者は未就学児では44.3%、就学児以上18歳以下の方では68.4%となっています。

2種類の所持では「身体障害者手帳」と「愛の手帳」の所持者は未就学児で3.4%、就学児以上18歳以下の方で7.7%みられます。

したがって、身体障害のある児童では、知的障害を併せ持つケースが比較的多いとみられます。

手帳の種類等		未就学児 (176 人)			就学児以上 18 歳以下の方 (259 人)				
		回答者数	割合		回答者数	割合			
1 種類	身体障害者手帳	25	78	14.2%	177	46	17.8%		
	愛の手帳	38		21.6%		125	48.3%		
	精神障害者保健福祉手帳	0		0.0%		1	0.4%		
	特定医療費(指定難病)受給者証、 小児慢性特定疾病医療受給者証	15		8.5%		5	1.9%		
2 種類	身体障害者手帳	7	7	3.4%	21	20	7.7%		
	愛の手帳			4.0%					
	愛の手帳								
	精神障害者保健福祉手帳	0		0.0%		1	0.4%		
いずれも持っていない		91		51.7%		57		22.0%	
無回答		0		0.0%		4		1.5%	

②お子さんの障害・疾病の状況について（未就学児、就学児以上 18 歳以下の方）

○障害に最初に気付いた時期について、身体障害や知的障害、重症心身障害では「出生時」、発達障害では「1 歳」の割合が高い。

（未就学児：問7と問9、就学児以上 18 歳以下の方：問6と問8）

障害の種類別に障害に最初に気付いた時期について、未就学児、就学児以上 18 歳以下の方を合算すると、下表のとおりです。

このうち、「身体障害」の5種類と「重症心身障害」では「出生時」の割合が高く、3歳までに気付くケースが多数となっています。なお、身体障害でも「聴覚障害・平衡機能障害」と「音声・言語・そしゃく障害」では「9～11歳」の回答があり、就学してから障害に気付いたケースもみられます。

知的障害では、「出生時」が28.0%と高い割合となっていますが、2歳以下の各区分で10～20%台みられるほか、「4歳」を除く各年齢層で回答がみられ、成長してから障害に気付くケースがみられます。

発達障害では、「1歳」が27.7%、「2歳」が26.9%、「3歳」で19.2%となっており、1～3歳で7割以上となっています。なお「12歳以上」までの各年齢階層で回答がみられ、成長してから障害に気付くケースがみられます。

上段：回答者数、下段：割合

		障害に最初に気付いたのはいつ頃か（就学児以上 18 歳以下の方、未就学児の回答を合算）											
		出生時	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6～8 歳	9～11 歳	12 歳以上	無回答	
全体		435	108 24.8	55 12.6	95 21.8	81 18.6	59 13.6	7 1.6	9 2.1	10 2.3	7 1.6	2 0.5	2 0.5
障害の種類 (複数回答)	身体障害(視覚障害)	14	7 50.0	3 21.4	3 21.4	0 0.0	1 7.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	身体障害(聴覚障害・平衡機能障害)	35	21 60.0	5 14.3	5 14.3	2 5.7	1 2.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.9	0 0.0	0 0.0
	身体障害(音・言語・そしゃく障害)	37	18 48.6	7 18.9	5 13.5	4 10.8	2 5.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.7	0 0.0	0 0.0
	身体障害(肢体不自由)	55	28 50.9	18 32.7	7 12.7	0 0.0	2 3.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	身体障害(内部障害)	30	26 86.7	3 10.0	1 3.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	知的障害	175	49 28.0	25 14.3	43 24.6	32 18.3	14 8.0	0 0.0	2 1.1	5 2.9	4 2.3	1 0.6	0 0.0
	重症心身障害	13	7 53.8	3 23.1	1 7.7	0 0.0	2 15.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	高次脳機能障害	5	1 20.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0
	発達障害	260	20 7.7	22 8.5	72 27.7	70 26.9	50 19.2	7 2.7	8 3.1	6 2.3	4 1.5	1 0.4	0 0.0
	その他	27	6 22.2	2 7.4	8 29.6	2 7.4	5 18.5	0 0.0	1 3.7	3 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。

③困りごとの相談、介助者への支援について（未就学児、就学児以上18歳以下の方）

○主な介助者は「母親」が78.4%。夫婦で介助している世帯が多いが、「サポートしてくれる人はいない」も1割以上みられる。

（未就学児：問11と問12、就学児以上18歳以下の方：問10と問11）

主な介助者と主な介助者をサポートしてくれる親族・知人について、未就学児、就学児以上18歳以下の方を合算すると、下表のとおりです。

主な介助者は、「母親」が78.4%（435人中341人）、「父親」が6.0%（435人中26人）、「同居している祖父母」が0.2%（435人中1人）となっています。

主な介助者別に主な介助者をサポートしてくれる親族・知人をみると、主な介助者が「母親」の世帯では、「父親」が73.0%、「その他親族」が17.6%となっているほか、「兄弟姉妹」も15.8%となっています。

主な介助者が「父親」の世帯では、「母親」が42.3%（26人中11人）、「その他親族」が26.9%（26人中7人）となっており、主な介助者が「母親」の世帯と比べて「その他親族」の支援を受けている世帯が多くなっています。

なお、「サポートしてくれる人はいない」は、主な介助者が「父親」の世帯で15.4%（26人中4人）、「母親」の世帯で12.0%となっており、父親のみまたは母親のみで介助している世帯が1割以上みられます。

上段：回答者数、下段：割合

		主な介助者をサポートしてくれる親族・知人（複数回答）									
		父親	母親	兄弟姉妹	同居している祖父母	その他親族	近所の人	その他	サポートしてくれる人はいない	無回答	非該当
全体	368	258 70.1	30 8.2	55 14.9	19 5.2	67 18.2	12 3.3	28 7.6	45 12.2	12 3.3	67
主な介助者	父親	26	11 42.3	1 3.8	1 3.8	7 26.9	2 7.7	2 7.7	4 15.4	0 0.0	0
	母親	341	249 73.0	54 15.8	18 5.3	60 17.6	10 2.9	26 7.6	41 12.0	12 3.5	0
	同居している祖父母	1	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。また、主な介助者は回答のあった項目のみ表示。

※主な介助者と主な介助者をサポートしてくれる親族・知人が同一の回答（父親－父親8人、母親－母親18人）は集計表から削除。

父親のみ、または、母親のみで介助している世帯の世帯構成（下表）をみると、両親がいても一方のみが子どもを介助している世帯が全体の66%になります。

介助者	世帯構成別該当者数	
	両親がいる世帯	ひとり親世帯
父親：4人	3人	1人
母親：41人	27人	14人

○子育てについて困っていることは、未就学児では「お子さんから目が離せない」、就学児以上18歳以下の方では「気持ちが休まらない」の割合が最も高い。

(未就学児：問13、就学児以上18歳以下の方：問12)

子育てについて困っていることは、未就学児では「お子さんから目が離せない」が33.0%と最も割合が高く、次いで「気持ちが休まらない」が30.7%となっています。また、就学児以上18歳以下の方では「気持ちが休まらない」が34.4%と最も割合が高く、次いで「お子さんから目が離せない」が22.8%となっており、未就学児の回答と1位、2位が入れ替わっているものの、ほぼ同じ傾向といえます。

○相談窓口の相談しやすさについて、概ね「気軽に相談できる」という評価だが、一部窓口では「時間や手間がかかる」「相談しにくい」の感想もみられる。

(未就学児：問14と問15②、就学児以上18歳以下の方：問13と問14②)

家族や知人以外の相談先の相談しやすさについて、未就学児、就学児以上18歳以下の方を合算すると、下表のとおりです。

全体では「気軽に相談できる」が60.0%と半数以上となっています。また、機関・窓口別でも「気軽に相談できる」の回答が多くみられます。

その一方で、「障害者福祉課以外の区の窓口」では該当者4人中2人が「相談しにくい」と回答しています。また、「区の障害者福祉課」も14.0%が「相談しにくい」と回答しています。

上段：回答者数、下段：割合

			その相談先は、相談しやすいか			
			気軽に相談できる	時間や手間はかかるが、相談に応じてもらえる	相談しにくい	無回答
全体		435	261 60.0	95 21.8	15 3.4	64 14.7
家族や知人以外の相談先 (複数回答)	医療機関	139	78 56.1	51 36.7	4 2.9	6 4.3
	区の障害者福祉課	43	20 46.5	13 30.2	6 14.0	4 9.3
	保健センター	4	2 50.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0
	障害者福祉課以外の区の窓口	4	1 25.0	1 25.0	2 50.0	0 0.0
	品川児童学園「子ども発達相談室」	53	36 67.9	14 26.4	1 1.9	2 3.8
	幼稚園・保育園	49	41 83.7	3 6.1	3 6.1	2 4.1
	利用している療育施設	155	118 76.1	33 21.3	3 1.9	1 0.6
	相談支援事業所	7	3 42.9	4 57.1	0 0.0	0 0.0
	利用しているサービス	65	49 75.4	14 21.5	2 3.1	0 0.0
	障害者の会や家族の会	25	20 80.0	4 16.0	1 4.0	0 0.0
	その他	82	62 75.6	13 15.9	2 2.4	5 6.1

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。また、相談先は回答のあった項目のみ表示。

○区や事業者などの相談窓口に期待することについて、未就学児、就学児以上18歳以下の方ともに「お子さんに適したサービス情報の提供」の割合が最も高い。

(未就学児：問16、就学児以上18歳以下の方：問15)

区や事業者などの相談窓口に期待することについて、「お子さんに適したサービス情報の提供」が未就学児で73.3%、就学児以上18歳以下の方で66.8%と最も高い割合となっています。

なお、未就学児では「障害・病気に適した専門的なアドバイス」、就学児以上18歳以下の方では「新しい施策やサービスなどの情報提供」の割合が比較的高く、年齢層によって、期待する内容に違いがみられます。

○主な介助者・子育てに必要な支援について、未就学児では「早期の療育」、就学児以上18歳以下の方は「専門的な相談支援体制」の割合が最も高い。

(未就学児：問17、就学児以上18歳以下の方：問16)

主な介助者・子育てへの支援について、未就学児では「早期の療育」が52.8%、「専門的な相談支援体制」が46.0%となっています。また、就学児以上18歳以下の方は「専門的な相談支援体制」が43.2%と最も割合が高く、次いで「経済的な支援」が30.9%となっており、障害児の年齢層に応じて異なる支援が期待されています。

その一方で「専門的な相談支援体制」は未就学児、就学児以上18歳以下の方ともに4割以上となっており、相談体制の充実が期待されているとみられます。

④医療的ケアの必要なお子さんについて（未就学児、就学児以上18歳以下の方）

○医療的ケアの必要な障害児は、未就学児で11.4%、就学児以上18歳以下の方で6.2%が該当している。医療的ケアは「母親」が担っている世帯が多い。

(未就学児：問18と問19①、就学児以上18歳以下の方：問17と問18①)

医療的ケアの必要な障害児は、未就学児で11.4%（176人中20人）、就学児以上18歳以下の方で6.2%（259人中16人）となっており、未就学児で比較的割合が高く、回答者の1割以上となっています。

その内訳は、未就学児では「たん吸引」と「酸素吸入」がともに4.5%、「その他」が4.0%となっています。また、就学児以上18歳以下の方で「その他」が3.1%、「胃瘻・腸瘻」が1.9%となっており、その他の医療的ケアは1%以下となっています。

医療的ケアを行っている人は、「母親」が未就学児で85.0%（20人中17人）、就学児以上18歳以下の方で81.3%（16人中13人）となっており、いずれも8割以上となっています。なお、「母親」以外の回答は、未就学児では3人のうち2人が「父親」、1人は無回答、就学児以上18歳以下の方では「父親」「医師・看護師」「その他」が各1人となっています。

⑤お子さんの生活について（未就学児）

○幼稚園・保育園・療育施設等の生活での困りごと・心配ごとについて、「通わせる施設の利用が少なく」「周囲の子どもとの関係」の割合が高い。また、幼稚園・保育園・療育施設等以外の過ごし方の希望について、「習い事・スポーツ」「同世代の子どもとの遊び」の回答が多くみられる。

(未就学児：問20①③)

幼稚園・保育園・療育施設等の生活での困りごと・心配ごとについて、「周囲の子どもとの関係」が36.2%と最も割合が高く、次いで「通わせる施設の選択肢が少ない」が28.8%となっています。

また、幼稚園・保育園・療育施設等以外の過ごし方の希望について、「習い事・スポーツ」「同世代の子どもとの遊び・交流」の回答が多くみられます。これは、自宅で家族と過ごす障害児が多いことから、同世代の子どもとのコミュニケーションの経験を積むこと、体を動かす活動の希望が多いものとみられます。

○障害児の小学校入学時の進路について、「小学校の通常学級」が31.3%と多いものの、「わからない」も25.8%みられる。また、進学先の判断や進学後の学校生活を心配する保護者は多い。

(未就学児：問21と問22)

小学校入学時の進路希望について、「小学校の通常学級」が31.3%、「小学校の通常学級（特別支援教室・通級指導学級）」が17.2%となっていますが、「わからない」が25.8%となっています。

なお、「わからない」の回答者（163人中42人）の年齢別の内訳は以下のとおりです。3歳、4歳、5歳の各年齢において、10人以上が「わからない」と回答しています。

「わからない」の回答者（42人）の年齢別人数	
1歳	1人
2歳	7人
3歳	11人
4歳	12人
5歳	11人

また、今後の生活や進学等についての心配ごとにおいても、「進学先の選択について」「学業・学校生活について」の回答が多くみられたことから、入学直前まで、判断に悩む保護者が多いとみられます。

⑥お父さんの進路・将来について（就学児以上18歳以下の方）

○障害児の進路・将来について、中学校（中等部）卒業後は「高等学校」または「特別支援学校の高等部」、高等学校（高等部）卒業後は「企業等へ就職する（一般就労）」の希望が多い。

(就学児以上18歳以下の方：問20と問21)

小学校（小学部）、中学校（中等部）に通学している児童・生徒の中学校（中等部）卒業後の進路希望は「特別支援学校の高等部」が38.7%、「高等学校（夜間を含む）」が37.6%となっており、合わせて76.3%が進学を希望しています。

なお、「わからない」が19.6%（194人中38人）みられます。その内訳は下表のとおりです。

38人のうち、35人が小学校（小学部）、3人が中学校（中等部）となっており、小学校（小学部）の段階では、進路を決めかねている状況があります。

「わからない」の回答者（38人）の通学状況別人数		
小学校の通常学級	4人	35人
小学校の通常学級（特別支援教室・通級指導学級）	10人	
小学校の特別支援学級	13人	
特別支援学校の小学部	8人	
中学校の通常級（通級指導学級）	1人	3人
中学校の特別支援学級	2人	

高等学校（高等部）に通学している生徒の卒業後の進路希望は、「企業等へ就職する（一般就労）」が39.7%と最も割合が高く、次いで「生活介護の施設へ通う」が17.2%、「就労継続支援事業所や就労移行支援事業所へ通う」が15.5%となっています。なお、「大学や短期大学へ通う」は6.9%、「専門学校や専修学校へ通う」は0.0%となっています。

なお、「大学や短期大学へ通う」の回答者（4人）は、いずれも身体障害者手帳所持者となっています。障害の種類は「内部障害」が2人、「聴覚障害・平衡機能障害」が1人、「聴覚障害・平衡機能障害」と「発達障害」が1人となっています。

○現在の生活での困りごと・心配ごとについて、「通わせる施設の選択肢が少ない」「周囲の子どもとの関係」の割合が高い。また、放課後や長期休暇中などの過ごし方の希望では「療育・福祉サービス」「塾・習い事」「同世代の子どもとの遊び・交流」の回答が多くみられる。

（就学児以上18歳以下の方：問22①③）

現在の生活での困りごと・心配ごとについて、「通わせる施設の選択肢が少ない」が30.2%と最も割合が高く、次いで「周囲の子どもとの関係」が27.8%となっています。

また、放課後や長期休暇中などの過ごし方の希望では「療育・福祉サービス」「塾・習い事」「同世代の子どもとの遊び・交流」の回答が多くなっています。

⑦児童福祉法による障害児通所支援について（未就学児、就学児以上18歳以下の方）

○児童発達支援は回答者の80.1%が利用している。そのうち、80.9%が今後も利用を希望している。

（未就学児：問23）

児童発達支援は、回答者の80.1%（176人中141人）が「利用している」と回答しています。このうち、「（今後も）利用したい」が80.9%（141人中114人）、「利用希望はない」が0.0%、「わからない」が2.1%となっており、現在の利用者の多くが継続的な利用を希望しています。

上段：回答者数、下段：割合

			児童発達支援				
			（今後も）利用したい	利用したいが、できない	利用希望はない	わからない	無回答
全体		176	117 66.5	10 5.7	10 5.7	11 6.3	28 15.9
児童 発達 支援	利用している	141	114 80.9	6 4.3	0 0.0	3 2.1	18 12.8
	利用していない	31	3 9.7	4 12.9	10 32.3	8 25.8	6 19.4

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。

また、現在「利用していない」と回答した31人のうち、「(今後も) 利用したい」は3人(9.7%)となっています。その年齢は0歳、4歳、5歳が各1人となっています。

○医療型児童発達支援は回答者の11.9%が利用している。そのうち、76.2%が今後も利用を希望している。

(未就学児：問23)

医療型児童発達支援は、回答者の11.9% (176人中21人) が「利用している」と回答しています。このうち、「(今後も) 利用したい」が76.2% (21人中16人)、「利用希望はない」が0.0%、「わからない」が4.8% (21人中1人) となっており、現在の利用者の多くが継続的な利用を希望しています。

上段：回答者数、下段：割合

			医療型児童発達支援の利用希望				
			(今後も) 利用 したい	利用したい が、できない	利用希望は ない	わからな い	無回答
全体		176	26 14.8	14 8.0	25 14.2	25 14.2	86 48.9
医療型児童 発達支 援の利用 状況	利用している	21	16 76.2	2 9.5	0 0.0	1 4.8	2 9.5
	利用していない	82	10 12.2	9 11.0	23 28.0	20 24.4	20 24.4

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。

また、現在「利用していない」と回答した82人のうち、「(今後も) 利用したい」は10人(12.2%)となっています。その年齢は0歳が2人、3歳が3人、4歳が2人、5歳が3人となっています。

○放課後等デイサービスは回答者の53.7%が利用している。そのうち、82.0%が今後も利用を希望している。

(就学児以上18歳以下の方：問23)

放課後等デイサービスは、回答者の53.7% (259人中139人) が「利用している」と回答しています。このうち、「(今後も) 利用したい」が82.0% (139人中114人) となっており、現在の利用者の多くが継続的な利用を希望しています。なお、現在の利用者のうち「利用したいが、できない」と回答した6人の通学状況は、「小学校の通常学級」が3人、「中学校の特別支援学級」が1人、「特別支援学校の高等部」が2人となっています。

上段：回答者数、下段：割合

			放課後等デイサービスの利用希望				
			(今後も) 利用 したい	利用したい が、できない	利用希望は ない	わからな い	無回答
全体		259	128 49.4	23 8.9	30 11.6	41 15.8	37 14.3
放課後等 デイサー ビスの利 用状況	利用している	139	114 82.0	6 4.3	0 0.0	4 2.9	15 10.8
	利用していない	110	13 11.8	16 14.5	26 23.6	37 33.6	18 16.4

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。

また、現在「利用していない」と回答した110人のうち、「(今後も) 利用したい」は13人(11.8%)となっています。その通学状況は、下表のとおり小学生が6人となっていますが、各年齢層に分散しています。

新規の利用希望者（13人）の通学状況別人数		
小学校の通常学級	2人	6人
小学校の通常学級（特別支援教室・通級指導学級）	1人	
小学校の特別支援学級	1人	
特別支援学校の小学部	2人	
中学校の特別支援学級	1人	3人
特別支援学校の中学部	2人	
特別支援学校の高等部	4人	4人

○保育所等訪問支援は、未就学児では3.4%（6人）が利用しており、その半数が今後も利用を希望している。また、就学児以上18歳未満では回答者の0.4%（1人）が利用しており、今後も利用を希望している。

（未就学児：問23、就学児以上18歳以下の方：問23）

未就学児の保育所等訪問支援は、回答者の3.4%（176人中6人）が「利用している」と回答しており、そのうち半数の3人が今後も利用を希望しています。

上段：回答者数、下段：割合

			保育所等訪問支援				
			（今後も） 利用した い	利用した いが、でき ない	利用希望 はない	わから ない	無回答
全体		176	17 9.7	11 6.3	22 12.5	35 19.9	91 51.7
保育所等訪問支 援の利用状況	利用して いる	6	3 50.0	0 0.0	0 0.0	2 33.3	1 16.7
	利用して いない	96	14 14.6	9 9.4	19 19.8	30 31.3	24 25.0

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。

また、現在「利用していない」と回答した96人のうち、「（今後も）利用したい」は14人（14.6%）となっています。その年齢は0歳と2歳が各1人、3歳が6人、4歳と5歳が各3人となっており、3歳から5歳で新規のニーズが想定できます。

就学児以上18歳未満の保育所等訪問支援は、回答者の0.4%（259人中1人）が「利用している」と回答しており、今後も利用を希望しています。

上段：回答者数、下段：割合

			保育所等訪問支援				
			（今後も） 利用した い	利用した いが、でき ない	利用希望は ない	わからない	無回答
全体		259	8 3.1	7 2.7	58 22.4	42 16.2	144 55.6
利用状況 訪問支援 の 保育所等	利用して いる	1	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	利用して いない	149	7 4.7	7 4.7	54 36.2	41 27.5	40 26.8

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。

また、現在「利用していない」と回答した149人のうち、「(今後も)利用したい」は7人(4.7%)となっています。その通学状況は、下表のとおりです。

新規の利用希望者(13人)の通学状況別人数		
小学校の通常学級(特別支援教室・通級指導学級)	2人	4人
特別支援学校の小学部	2人	
特別支援学校の中学部		2人
特別支援学校の高等部		1人

○利用している障害児福祉サービスの満足度について、各サービスとも「満足」「やや満足」の回答が多い。

(未就学児：問24①④、就学児以上18歳以下の方：問24①④)

利用している障害児福祉サービスの満足度について、「児童発達支援」(未就学児のみ141人)では、「満足」が44.0%、「やや満足」が39.0%となっており、合わせて83.0%が満足しているとみられます。その一方で、「やや不満」が12.8%、「不満」が2.1%となっています。「やや不満」「不満」の理由として、「職員の専門性が低い」が61.9%と半数以上となっています。

「医療型児童発達支援」(未就学児のみ21人)では、「満足」が23.8%、「やや満足」が47.6%となっており、合わせて71.4%が満足しているとみられます。その一方で、「やや不満」が23.8%となっています。「やや不満」(5人)の理由として、「要望・苦情への対応が遅い」と「その他」(事業者や土日の利用の選択肢が少ない、アクセスが悪く予約がとりづらい)が各2人となっています。

「放課後デイサービス」(就学児以上18歳以下の方のみ139人)では、「満足」が33.8%、「やや満足」が43.2%となっており、合わせて77.0%が満足しているとみられます。その一方で、「やや不満」が18.7%、「不満」が2.9%となっており、合わせて21.6%が不満を感じているとみられます。また、不満を感じている回答者(30人)の理由については「職員の専門性が低い」が43.3%と「個々の状況に合わせた柔軟な対応ができない」が30.0%となっています。「その他」が50.0%となっています。「支給日数が少ない」「費用が高い」「“療育”より“学習塾”に思える」「意識が低い」など、不満が多くみられます。

保育所等訪問支援(未就学児6人、就学児以上18歳以下の方1人)について、未就学児では「満足」が66.7%、「やや満足」が16.7%となっており、「やや不満」「不満」の回答は0.0%となっています。また、就学児以上18歳以下の方から「やや不満」の回答を得ています。その理由については「利用したくても品川区の支給決定が出ないと利用できず、なかなか支給決定が出ない」という区の手続きに対する不満となっています。

○障害児福祉サービスを「利用したいが、利用できない」理由について、未就学児では「利用方法がわからない」、就学児以上18歳以下の方では「その他」(年齢的な理由、時間が合わない、本人が利用したがるらない など)の回答が多い。

(未就学児：問25、就学児以上18歳以下の方：問25)

障害児福祉サービスを「利用したいが、利用できない」理由について、未就学児(30人)では「利用方法がわからない」が46.7%と最も割合が高く、次いで「近くに施設がない」と「定員に空きがない」が33.3%となっています。

また、就学児以上18歳以下の方(25人)では「利用方法がわからない」が28.0%、「近くに施設がない」が20.0%となっています。また、その他52.0%の声として、「本人が利用したがるらない」「時間が合わない」などがあります。

未就学児、就学児以上18歳以下の方ともに、利用方法についての情報提供の工夫が必要です。

⑧障害福祉サービスの利用状況・利用希望について（未就学児、就学児以上18歳以下の方）

○障害福祉サービスの利用状況と利用希望を比較すると、5種類のサービスで利用希望者が多くみられる。

（未就学児：問26、就学児以上18歳以下の方：問26）

障害福祉サービスの利用状況と利用希望を比較すると、下表のとおりとなります。

未就学児では、「(今後も) 利用したい」から「利用している」への割合の上昇が「居宅介護（ホームヘルプ）」では5.2ポイント（1.1%→6.3%）、「短期入所（ショートステイ）」では6.3ポイント（1.7%→8.0%）となっています。

就学児以上18歳以下の方では、「居宅介護（ホームヘルプ）」「行動援護」「短期入所（ショートステイ）」「移動支援事業」「日中一時支援事業」の5サービスで、「(今後も) 利用したい」が「利用している」を5ポイント以上上回っています。この中で特に「短期入所（ショートステイ）」では13.9ポイント（4.6%→18.5%）、「移動支援事業」では17.3ポイント（6.6%→23.9%）上回っており、この2サービスの利用希望は大きいものとみられます。また、現在「利用している」が0.0%の「同行援護」「要約筆記者派遣事業」2サービスでは、「(今後も) 利用したい」がそれぞれ2.3%、3.9%と利用希望がみられます。

各サービスのうち、「居宅介護（ホームヘルプ）」「短期入所（ショートステイ）」の2サービスは、未就学児、就学児以上18歳以下の方ともに利用希望が比較的大きいサービスといえます。

	未就学児（176人）				就学児以上18歳以下の方（259人）			
	利用している		（今後も）利用したい		利用している		（今後も）利用したい	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
居宅介護（ホームヘルプ）	2	1.1%	11	6.3%	5	1.9%	20	7.7%
同行援護					0	0.0%	6	2.3%
行動援護	1	0.6%	9	5.1%	1	0.4%	15	5.8%
短期入所（ショートステイ）	3	1.7%	14	8.0%	12	4.6%	48	18.5%
移動支援事業					17	6.6%	62	23.9%
日中一時支援事業					30	11.6%	52	20.1%
手話通訳者派遣事業					2	0.8%	13	5.0%
要約筆記者派遣事業					0	0.0%	10	3.9%
日常生活用具給付等事業					18	6.9%	26	10.0%

※「利用している」から「(今後も) 利用したい」の割合が5ポイント以上上昇したサービスを着色。

○現在利用している障害福祉サービスの満足度について、概ね「満足」「やや満足」の割合が高いが、「短期入所」「日中一時支援事業」では「やや不満」の割合が比較的高い。

（未就学児：問27①、就学児以上18歳以下の方：問27①）

現在利用している障害福祉サービスの満足度について、未就学児では「居宅介護（ホームヘルプ）」（2人）で「やや満足」「行動援護」（1人）で「満足」と回答し、「やや不満」「不満」の回答はみられません。なお、「短期入所（ショートステイ）」では、3人中2人が「やや満足」と回答していますが、1人が「やや不満」と回答しています。

就学児以上18歳以下の方では、「居宅介護（ホームヘルプ）」と「行動援護」では「満足」と「やや満足」のみの回答となっており、その他のサービスでも「満足」と「やや満足」の比率が高くなっています。その中で比較的「やや不満」「不満」の高いものは、「短期入所（ショートステイ）」（12人）では「やや不満」が33.3%（4人）、「不満」が8.3%（1人）と

なっています。また、「日中一時支援事業」(30人)では「やや不満」が26.7%(8人)、「不満」が3.3%(1人)となっています。

○現在利用しているサービスについての困りごとについて、「利用できる時間や日数、回数が少ない」の回答が多い。

(未就学児：問27②、就学児以上18歳以下の方：問27②)

現在利用しているサービスについての困りごとについて、未就学児では「居宅介護(ホームヘルプ)」(2人)で「利用できる時間や日数、回数が少ない」と「利用者負担が大きい」が各1人、「短期入所(ショートステイ)」(3人)では、4項目に各1人(複数回答あり)が回答しています。

就学児以上18歳以下の方では、「居宅介護(ホームヘルプ)」「短期入所(ショートステイ)」「移動支援事業」「日中一時支援事業」の4サービスで「利用できる時間や日数、回数が少ない」が最も高い割合となっています。

なお、「利用者負担が大きい」の回答について、「居宅介護」で40.0%、「日常生活用具給付等事業」や「日中一時支援」で16.7%となっています。

○障害福祉サービスを利用しない理由について、各サービスとも「必要がない」の割合が最も高い。

(未就学児：問28、就学児以上18歳以下の方：問28)

障害福祉サービスを利用しない理由について、各サービスとも「必要がない」の割合が最も高くなっています。

その他の回答をみると、各サービスとも「サービスを知らなかった」「利用方法がわからない」の割合が比較的高く、未就学児が利用できる3サービスでは16.1%~21.0%の範囲内で回答がみられます。また、就学児以上18歳以下の方では「短期入所(ショートステイ)」「移動支援事業」において「利用方法がわからない」がそれぞれ16.1%、18.2%となっており、相談支援のなかで対象者にサービスの内容・利用方法についての情報提供の工夫が必要です。

⑨障害に対する理解について(未就学児、就学児以上18歳以下の方)

○障害や病気への差別・偏見について、障害の種類に係わらず、「ときどき感じる」の割合が高い。

(未就学児：問29、就学児以上18歳以下の方：問29)

障害や病気への差別・偏見の感じ方について、未就学児、就学児以上18歳以下の方を合算すると、下表のとおりです。

障害児全体では「ときどき感じる」が55.2%と半数以上となり、「あまり感じない」が16.6%、「常を感じる」が16.1%となっています。

これを障害の種類別でみると、障害の種類に係わらず「ときどき感じる」の割合が高く、特に「身体障害(肢体不自由)」では61.8%となり、「常を感じる」(21.8%)と合わせると83.6%(55人中46人)が差別や偏見を感じているとみられます。

また、「常を感じる」と「ときどき感じる」を合わせて「差別・偏見を感じる」とすると、ほとんどの障害が7割を超えています。中でも「身体障害(視覚障害)」で92.9%、「身体障害(肢体不自由)」で83.6%、「高次脳機能障害」で80.0%(5人中4人)が8割以上とな

っています。「発達障害」では69.6%、「その他」では48.1%となっており、身体障害や知的障害などと比べて、低い割合となっています。

上段：回答者数、下段：割合

		普段の暮らしの中で、障害や病気への差別・偏見を感じる時						差別・偏見を感じる	
		常に感じる	ときどき感じる	あまり感じない	まったく感じない	わからない	無回答		
全体	435	70 16.1	240 55.2	72 16.6	18 4.1	23 5.3	12 2.8	310 71.3	
障害の種類 (複数回答)	身体障害(視覚障害)	14	5 35.7	8 57.1	1 7.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	13 92.9
	身体障害(聴覚障害・平衡機能障害)	35	9 25.7	18 51.4	1 2.9	2 5.7	2 5.7	3 8.6	27 77.1
	身体障害(音声・言語・そしゃく障害)	37	9 24.3	20 54.1	3 8.1	1 2.7	2 5.4	2 5.4	29 78.4
	身体障害(肢体不自由)	55	12 21.8	34 61.8	8 14.5	0 0.0	0 0.0	1 1.8	46 83.6
	身体障害(内部障害)	30	6 20.0	17 56.7	2 6.7	3 10.0	2 6.7	0 0.0	23 76.7
	知的障害	175	38 21.7	100 57.1	26 14.9	3 1.7	4 2.3	4 2.3	138 78.9
	重症心身障害	13	3 23.1	7 53.8	2 15.4	0 0.0	0 0.0	1 7.7	10 76.9
	高次脳機能障害	5	2 40.0	2 40.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 80.0
	発達障害	260	40 15.4	141 54.2	47 18.1	7 2.7	17 6.5	8 3.1	181 69.6
	その他	27	1 3.7	12 44.4	9 33.3	3 11.1	2 7.4	0 0.0	13 48.1

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。

○品川区の暮らしやすさについて、視覚障害、重症心身障害を除く各障害で「どちらかというとも暮らしやすい」の割合が高い。また、差別・偏見を感じるほど暮らしにくさを感じる傾向が強い。

(未就学児：問31、就学児以上18歳以下の方：問31)

品川区の暮らしやすさについて、未就学児、就学児以上18歳以下の方を合算すると、下表(2種)のとおりです。

障害児全体では、「どちらかというとも暮らしやすい」が48.7%と最も割合が高く、次いで「わからない」が14.9%、「どちらかというとも暮らしにくい」が13.6%となっています。なお、「とても暮らしやすい」と「どちらかというとも暮らしやすい」を合わせて「暮らしやすさを感じる」とすると、61.6%が「暮らしやすさを感じる」に該当します。

これを障害の種類別で見ると、視覚障害、重症心身障害を除く各障害で「どちらかというとも暮らしやすい」の割合が最も高く、「暮らしやすさを感じる」でも、比較的高い割合となっています。また、視覚障害、重症心身障害では暮らしにくさを感じる傾向が強いとみられます。

上段：回答者数、下段：割合

		品川区は、お子さんやご家族の方にとって暮らしやすいまちか						暮らしやすさを感じる		暮らしにくさを感じる	
		とても暮らしやすい	どちらかという暮らしやすい	どちらかという暮らしにくい	暮らしにくい	わからない	無回答				
全体		435	56 12.9	212 48.7	59 13.6	34 7.8	65 14.9	9 2.1	268 61.6	93 21.4	
障害の種類 (複数回答)	身体障害(視覚障害)	14	1 7.1	2 14.3	4 28.6	3 21.4	4 28.6	0 0.0	3 21.4	7 50.0	
	身体障害(聴覚障害・平衡機能障害)	35	3 8.6	17 48.6	3 8.6	5 14.3	7 20.0	0 0.0	20 57.1	8 22.9	
	身体障害(音声・言語・そしゃく障害)	37	2 5.4	12 32.4	4 10.8	6 16.2	10 27.0	3 8.1	14 37.8	10 27.0	
	身体障害(肢体不自由)	55	6 10.9	18 32.7	9 16.4	9 16.4	12 21.8	1 1.8	24 43.6	18 32.7	
	身体障害(内部障害)	30	5 16.7	13 43.3	0 0.0	2 6.7	10 33.3	0 0.0	18 60.0	2 6.7	
	知的障害	175	15 8.6	77 44.0	30 17.1	23 13.1	27 15.4	3 1.7	92 52.6	53 30.3	
	重症心身障害	13	1 7.7	3 23.1	2 15.4	2 15.4	4 30.8	1 7.7	4 30.8	4 30.8	
	高次脳機能障害	5	0 0.0	3 60.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	3 60.0	1 20.0	
	発達障害	260	35 13.5	132 50.8	37 14.2	17 6.5	32 12.3	7 2.7	167 64.2	54 20.8	
	その他	27	1 3.7	17 63.0	5 18.5	1 3.7	3 11.1	0 0.0	18 66.7	6 22.2	

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。

品川区の暮らしやすさを差別・偏見の感じ方別でみると、各分類とも「どちらかという暮らしやすい」の割合が最も高くなっています。

このうち、差別・偏見を「常を感じる」では、「とても暮らしやすい」の7.1%に対して、「暮らしにくい」は21.4%と3倍の割合となっています。また、「暮らしにくさを感じる」でも、「常を感じる」回答者では40.0%が該当しますが、差別・偏見の感じ方が弱くなるほど、「暮らしにくさを感じる」の割合も低くなっています。

上段：回答者数、下段：割合

		品川区は、お子さんやご家族の方にとって暮らしやすいまちか						暮らしやすさを感じる		暮らしにくさを感じる	
		とても暮らしやすい	どちらかという暮らしやすい	どちらかという暮らしにくい	暮らしにくい	わからない	無回答				
全体		435	56 12.9	212 48.7	59 13.6	34 7.8	65 14.9	9 2.1	268 61.6	93 21.4	
差別・偏見の感じ方	常を感じる	70	5 7.1	26 37.1	13 18.6	15 21.4	11 15.7	0 0.0	31 44.3	28 40.0	
	ときどき感じる	240	23 9.6	126 52.5	34 14.2	15 6.3	40 16.7	2 0.8	149 62.1	49 20.4	
	あまり感じない	72	17 23.6	39 54.2	9 12.5	2 2.8	5 6.9	0 0.0	56 77.8	11 15.3	
	まったく感じない	18	5 27.8	8 44.4	0 0.0	1 5.6	4 22.2	0 0.0	13 72.2	1 5.6	
	わからない	23	6 26.1	10 43.5	1 4.3	1 4.3	5 21.7	0 0.0	16 69.6	2 8.7	

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。

⑩生活の状況・区の施策について（未就学児、就学児以上18歳以下の方）

○障害児支援の重要施策について、「子どもの成長を支える療育・家族支援体制の充実」が45.7%。暮らしにくさを感じる回答者では、回答が分散する傾向がみられる。

（未就学児：問32、就学児以上18歳以下の方：問32）

障害児支援の重要施策について、未就学児、就学児以上18歳以下の方を合算すると、下表のとおりです。

障害児全体では、「子どもの成長を支える療育・家族支援体制の充実」が45.7%と最も割合が高く、次いで「一人ひとりの状況に合わせた支援を行える、サービス提供体制の充実」が31.3%、「障害の有無に係わらずともに生活できる、理解と共感が深まる意識啓発」が25.7%となっています。

これを品川区の暮らしやすさ別でみると、「とても暮らしやすい」「どちらかという暮らしやすい」「どちらかという暮らしにくい」の3区分では「子どもの成長を支える療育・家族支援体制の充実」の割合が最も高くなっています。また、「暮らしにくい」回答者では「障害の有無に係わらずともに生活できる、理解と共感が深まる意識啓発」が32.4%（34人中11人）と最も高い割合となっていますが、「子どもの成長を支える療育・家族支援体制の充実」と「一人ひとりの状況に合わせた支援を行える、サービス提供体制の充実」がともに29.4%（34人中10人）となっており、回答が分散しています。

上段：回答者数、下段：割合

		障害のある方が地域で安心して暮らしていくため重要な施策（複数回答）												
		気軽に相談できる、相談支援体制の充実	地域で自立した生活をおくるための、地域生活支援体制の充実	子どもの成長を支える療育・家族支援体制の充実	緊急時や災害時の安全を確保するための、安心・安全な生活基盤の確保	育成	障害のある方の生活をサポートする、人材	一人ひとりの状況に合わせた支援を行える、サービス提供体制の充実	一人ひとりの状況に応じて働ける、就労支援体制の充実	一人ひとりの権利や尊厳を守る、権利擁護体制の構築	障害の有無に係わらずともに生活できる、理解と共感が深まる意識啓発	その他	特になし	無回答
全体	435	84 19.3	102 23.4	199 45.7	35 8.0	49 11.3	136 31.3	100 23.0	18 4.1	112 25.7	17 3.9	1 0.2	13 3.0	
品川区の暮らしやすさ	とても暮らしやすい	56 25.0	14 30.4	17 55.4	6 10.7	2 3.6	8 14.3	10 17.9	0 0.0	17 30.4	1 1.8	0 0.0	2 3.6	
	どちらかという暮らしやすい	212 21.2	45 22.6	48 45.8	11 5.2	28 13.2	60 28.3	62 29.2	12 5.7	62 29.2	9 4.2	1 0.5	3 1.4	
	どちらかという暮らしにくい	59 18.6	11 23.7	14 52.5	6 10.2	8 13.6	22 37.3	8 13.6	2 3.4	10 16.9	4 6.8	0 0.0	1 1.7	
	暮らしにくい	34 11.8	4 23.5	8 29.4	10 29.4	3 8.8	4 11.8	10 29.4	9 26.5	2 5.9	11 32.4	1 2.9	0 0.0	4 11.8
	わからない	65 12.3	8 21.5	14 41.5	7 10.8	7 10.8	7 49.2	32 15.4	10 3.1	2 18.5	12 3.1	2 0.0	0 0.0	1 1.5

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。

○障害児の支援施策（自由意見）について、就学児以上18歳未満の方では「サービス・質の向上について」、未就学児では「行政施策・体制について」の回答が多くみられる。

（未就学児：問33、就学児以上18歳以下の方：問33）

障害児の支援施策（自由記述）について記述内容を分類すると、未就学児では「行政施策・体制について」の内容が最も多く、次いで「サービス・質の向上について」の内容が多くみられます。また、就学児以上18歳未満では「サービス・質の向上について」の内容が最も多く、次いで「行政施策・体制について」の内容が多くみられます。

このうち、「サービス・質の向上について」では、福祉事業所や支援学級の不足、サービスの支給時間・日数に関する意見が多くみられます。また、「スタッフの専門性の向上」や「親切な対応」など、事業所の取組みに対する意見もみられます。

「行政施策・体制について」では、区の職員の対応や、国・都を含めた障害者施策への要望がみられます。また、「担当職員が少ない」「身近な特別支援学校から遠方（東京テレポート駅の方）へ区域が変更されるらしい」といった意見もみられます。

このほか、サービスと行政施策の両方にまたがる意見も多く、「放課後等デイサービスの支給量「基本10日」の方針を廃止してください。」（就学児以上18歳以下の方、愛の手帳所持者）など、区の施策に対しての具体的な意見もみられます。

さらに、少数ですが、他自治体と比較して、サービス支給量の少なさを訴える意見や、保護者が働き続けられる環境整備に関する意見もみられます。

(3) 調査票

■ 未就学児への調査

支援の必要なお子さんへのアンケート調査 (未就学児)

～アンケート調査へのご協力をお願い～

日頃から、品川区の福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
区では、児童福祉法の改正に伴い、今年度に「品川区障害児福祉計画」を策定します。
そのため、区内で生活をしている世帯のうち、行政からの支援を受けている、もしくは
障害者手帳を所持している就学前のお子さん（未就学児）のいる世帯を対象に、生活の
様子やサービスの利用状況、支援への意向を把握するためのアンケート調査を実施しま
す。

調査は無記名で行いますので、個人が特定されたり、個人の回答内容が明らかになる
ことはありません。また、お答えいただいた内容は統計的に処理したうえで、計画策定
の基礎資料としてのみ活用し、その他の目的に使用することは一切ありません。

調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますよう、お願いいたします。

平成 29 年 8 月

品川区 福祉部 障害者福祉課

ご記入にあたっての注意事項

- ① 回答は、ご家族や介助者の方が、封筒のあて名のお子さんのことについてお答え
ください。
- ② 回答は、○印を記入していただく設問、数字を記入していただく設問、内容を記
入していただく設問があります。それぞれの指示に従って記入してください。
- ③ ○印を記入していただく設問について、あてはまる選択肢の番号に直接○印を記
入してください。なお、「1つに○」「あてはまるものすべてに○」等、指示にし
たがって記入してください。
- ④ 「その他」に○印を記入したときは、その内容を（ ）内にご記入ください。

記入した調査票は、三つ折りにして同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに

平成 29 年 8 月 28 日（月）までに、ポストに投函してください。

問合せ先

品川区 福祉部 障害者福祉課 福祉改革担当

電話：03-5742-6762 FAX：03-3775-2000

お子さん・世帯の状況について

問1 お子さんの性別をお答えください。(1つに○)

1 男性	2 女性
------	------

問2 平成29年4月2日現在のお子さんの年齢をお答えください。(数字を記入)

	歳
--	---

問3 お子さんがお持ちの障害者手帳の種類と等級をお答えください。

(あてはまるものすべてに○)

手帳の種類	等級			
1 身体障害者手帳	1 1級	3 3級	5 5級	
	2 2級	4 4級	6 6級	
2 愛の手帳	1 1度	2 2度	3 3度	4 4度
3 精神障害者保健福祉手帳	1 1級	2 2級	3 3級	
4 特定医療費(指定難病)受給者証、マル都医療券、小児慢性特定疾病医療受給者証				
5 いずれも持っていない				

問4 現在お住まいの地区をお答えください。(1つに○)

1 品川地区	3 大井地区	5 八潮地区
2 大崎地区	4 荏原地区	

問5 現在同居している家族をすべてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

1 父親	3 兄弟姉妹	5 その他親族
2 母親	4 祖父母	6 その他()

問6 お子さんは、日頃どこに通っていますか。(1つに○)

1 保育園	4 保育園や幼稚園と療育施設の併用
2 幼稚園	5 どこにも通っていない(自宅にいる)
3 障害児の療育施設	6 その他()

お子さんの障害・疾病の状況について

問7 お子さんの障害（もしくは、発達・発育で気になる点）に最初に気付いたのはいつ頃ですか。
（1つに○）

1 出生時	3 1歳	5 3歳	7 5歳
2 0歳	4 2歳	6 4歳	8 6歳

問8 お子さんの障害（もしくは、発達・発育で気になる点）について、最初に気付いたのはどのようなときでしたか。（1つに○）

1 出生時	4 3歳児健診	7 保育園、幼稚園の教職員
2 家族や周りの人	5 育児相談等	8 その他（ ）
3 1歳6か月児健診	6 医療機関で診察したとき	9 覚えていない

問9 お子さんには、どのような障害がありますか。（あてはまるものすべてに○）

1 身体障害（視覚障害）	} 問11へ
2 身体障害（聴覚障害・平衡機能障害）	
3 身体障害（音声・言語・そしゃく障害）	
4 身体障害（肢体不自由）	
5 身体障害（内部障害）	
6 知的障害	
7 重症心身障害	
8 高次脳機能障害	
9 発達障害	→ 問10へ
10 その他（ ）	→ 問11へ

問10 問9で「9」と回答した方におたずねします。おさんは次のような診断を受けていますか。
（あてはまるものすべてに○）

1 広汎性発達障害	6 学習障害（LD）
2 自閉症・自閉症スペクトラム	7 非定型自閉症
3 高機能自閉症・高機能広汎性発達障害	8 その他（ ）
4 アスペルガー症候群	9 診断は受けていない
5 注意欠陥多動性障害（ADHD）	

困りごとの相談、介助者への支援について

問 11 お子さんを主に介助している方（主な介助者）はどなたですか。（1つに○）

1 父親	} 問 12 へ	6 その他	} 問 13 へ
2 母親		()	
3 兄弟姉妹		7 介助は受けていない・不要	
4 同居している祖父母			
5 その他親族			

問 12 問 11 で「1」から「5」のいずれかに回答した方におたずねします。主な介助者をサポートしてくれる親族・知人の方はいますか。（主なもの2つまでに○）

1 父親	4 同居している祖父母	7 その他 ()
2 母親	5 その他親族	8 サポートしてくれる人はいない
3 兄弟姉妹	6 近所の人	

問 13 子育てについて、困っていることはありますか。（主なもの2つまでに○）

1 お子さんから目が離せない	6 買い物等の外出ができない
2 兄弟姉妹の面倒がみられない	7 近所や親族の協力・理解が得られない
3 気持ちが休まらない	8 自由な時間が取れない
4 身体の疲労がぬけない	9 その他 ()
5 出費が多い	10 特に困っていることはない

問 14 家族や知人以外で、日常生活の中で困ったときの相談先はどこですか。
（主なもの2つまでに○）

1 医療機関	} 問 15 へ	8 相談支援事業所	} 問 15 へ
2 区の障害者福祉課		9 利用しているサービス事業者	
3 保健センター		10 障害者の会や家族の会	
4 障害者福祉課以外の区の窓口		11 民生委員・児童委員	
5 品川児童学園 「子ども発達相談室」		12 その他	
6 幼稚園・保育園		()	
7 利用している療育施設		13 相談する相手はいない	

問 15 問 14 で「1」から「12」と回答した方におたずねします。

① 主な相談内容は何ですか。具体的にお書きください。

② その相談先は、相談しやすいですか。(1つに○)

1 気軽に相談できる	}	問 16 へ		
2 時間や手間はかかるが、相談に応じてもらえる				
3 相談しにくい				
				→ ③へ

③ ②で「3」と回答した方におたずねします。「相談しにくい」と感じる理由は何ですか。具体的にお書きください。

問 16 区や事業者などの相談窓口に期待することはありますか。(主なもの2つまでに○)

1 日常生活・介助についてのアドバイス	4 お子さんに適したサービス情報の提供
2 新しい施策やサービスなどの情報提供	5 その他 ()
3 障害・病気に適した専門的なアドバイス	6 特にない

問 17 子育てのために、必要な支援は何ですか。(主なもの2つまでに○)

1 早期の療育	6 家事の支援
2 働き続けられる保育環境	7 経済的な支援
3 お子さんの一時的預かり	8 兄弟姉妹の相手・面倒
4 同じ状況の保護者同士の交流	9 その他 ()
5 専門的な相談支援体制	10 特に必要ない

医療的ケアの必要なお子さんについて

問 18 お子さんは日常生活において、以下の医療的ケアを必要としていますか。

(あてはまるものすべてに○)

1 たん吸引	} 問 19 へ	6 気管切開	} 問 19 へ
2 経管栄養		7 人工呼吸器	
3 胃瘻・腸瘻		8 その他	
4 酸素吸入		()	
5 導尿		9 必要な医療的ケアはない	

問 19 問 18 で「1」から「8」のいずれかに回答した方におたずねします。

① 主に医療的ケアを行っているのはどなたですか。(1つに○)

1 父親	5 その他親族
2 母親	6 医師・看護師
3 兄弟姉妹	7 その他 ()
4 同居している祖父母	

② 主な介助者の方は、現在働いていますか。(1つに○)

1 フルタイムで働いている	} ⑥ へ	4 産休または育休中	} ③ へ
2 パートタイムで働いている		5 働いていない	
3 自営業で働いている			

③ ②で「4」または「5」と回答した方におたずねします。主な介助者の方は、今後、働きたいと思いませんか。(1つに○)

1 働きたい	} ④ へ	3 働きたいとは思わない	} ⑥ へ
2 条件が合えば、働きたい		4 わからない	

④ ③で「1」または「2」と回答した方におたずねします。働くにあたり、どのようなサービスを利用したいと思いませんか。(1つに○)

1 保育園	} ⑤ へ	4 その他の療育施設	} ⑥ へ
2 幼稚園		5 利用希望はない	
3 認定こども園			

- ⑤ ④で「1」から「3」のいずれかに回答した方におたずねします。いつ頃からの利用を希望しますか。(1つに○)

1 来年度から	2 2年後から	3 3年後から	4 時期は未定
---------	---------	---------	---------

- ⑥ 医療的ケアの必要なお子さんの日常生活について、困っていること、今後の希望等がありましたら、ご自由にお書きください。

お子さんの生活について

問 20 幼稚園や保育園、療育施設等を利用している方におたずねします。

- ① 幼稚園や保育園、療育施設等の生活で、困っていることや心配していることはありますか。(主なもの2つまでに○)

1 療育施設への送迎	7 周囲の子どもとの関係
2 療育施設での本人の成長	8 周囲の保護者との関係
3 通わせる施設の選択肢が少ない	9 困ったときの相談窓口がわからない
4 費用等の経済的な負担	10 その他 ()
5 保育や教育・療育に関する情報が少ない	11 特に困っていることや心配はない
6 療育・リハビリテーションの機会が少ない	

- ② 幼稚園や保育園、療育施設等にいる以外の時間は、どのように過ごしていますか。(あてはまるものすべてに○)

1 家族と過ごしている	4 習い事や塾へ行っている
2 友人、知人と過ごしている	5 その他 ()
3 一人で過ごしている	6 特に何もしていない

③ 幼稚園や保育園、療育施設等にいる以外の時間について、現在の過ごし方以外にどのような過ごし方を希望しますか。ご自由にお書きください。

問 21 小学校入学時は、どの教育機関を希望しますか。（1つに○）

- | | |
|---------------------------|--------------|
| 1 小学校の通常学級 | 4 特別支援学校の小学部 |
| 2 小学校の通常学級（特別支援教室・通級指導学級） | 5 わからない |
| 3 小学校の特別支援学級 | |

問 22 お子さんの今後の生活や進学等について、心配していることがありましたら、ご自由にお書きください。



児童福祉法による障害児通所支援について

※ 問 23～問 25 は、下表の児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスについて、利用状況・利用希望をおたずねします。

サービス名	サービスの内容
ア 児童発達支援	日常生活における基本動作の指導、知識技能への指導、集団生活への適応訓練等を行います。
イ 医療型児童発達支援	「児童発達支援」の中で、理学療法士等の機能訓練または医療的管理下での支援を行います。
ウ 保育所等訪問支援	専門職が障害児のいる保育所等の施設を訪問し、集団生活に適応できるよう、専門的な支援等を行います。

問 23 ア～ウのサービスの「現在の利用状況」と「今後の利用希望」をお答えください。

利用している方は、利用日数も記入してください。

(それぞれの項目について、現在、今後に1つずつ〇)

サービスの種類	現在の利用状況		今後の利用希望			
	利用している	利用していない	利用したい (今後も)	利用できないが、 利用したいが、	利用希望はない	わからない
ア 児童発達支援	1 (_____ 日/月)	2	1	2	3	4
イ 医療型児童 発達支援	1 (_____ 日/月)	2	1	2	3	4
ウ 保育所等訪問支援	1 (_____ 日/月)	2	1	2	3	4

↓
問 24 へ

↓
問 26 へ

↓
問 25 へ

問 24 問 23 でア～ウの「現在の利用状況」のいずれかで「1」（利用している）と回答した方におたずねします。

- ① 現在利用しているサービスについて、どのように感じますか。
 （現在利用しているサービスごとに、1つに○）

サービスの種類	満足	やや満足	やや不満	不満
ア 児童発達支援	1	2	3	4
イ 医療型児童発達支援	1	2	3	4
ウ 保育所等訪問支援	1	2	3	4

- ② 現在利用しているサービスについて、困っていることがありますか。
 （現在利用しているサービスごとに、主なもの2つまでに○）

サービスの種類	利用できない時間や日数、回数が少ない	区役所での手続きが大変	サービスに関する情報が少ない	事業者との利用日等の調整が大変	サービスの質が良くない	利用者負担が大きい	その他（具体的に）	特にない
ア 児童発達支援	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
イ 医療型児童発達支援	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
ウ 保育所等訪問支援	1	2	3	4	5	6	7 ()	8

↓
③へ

③ ②でア～ウのいずれかで「1」（利用できる時間や日数、回数が少ない）と回答した方におたずねします。現在利用しているサービスについて、そう感じる理由は何ですか。具体的にお書きください。

④ ①でア～ウのいずれかで「3」または「4」（不満）と回答した方におたずねします。不満な理由は何ですか。（現在利用しているサービスごとに、主なもの2つまでに○）

サービスの種類	職員の専門性が低い	個々の状況に合わせた柔軟な対応ができない	緊急時の対応が遅い	要望・苦情への対応が遅い	その他（具体的に）
ア 児童発達支援	1	2	3	4	5 ()
イ 医療型児童発達支援	1	2	3	4	5 ()
ウ 保育所等訪問支援	1	2	3	4	5 ()

問 25 問 23 でア～ウの「今後の利用希望」のいずれかで「2」（利用したいが、利用できない）と回答した方におたずねします。その理由は何ですか。（主なもの2つまでに○）

1 近くに施設がない	4 利用方法がわからない
2 定員に空きがない	5 その他 ()
3 利用者負担が大きい	

障害福祉サービスの利用状況・利用希望について

※ 問 26～問 28 は、下表の障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや関連する事業について、利用状況・利用希望をおたずねします。

サービス名	サービスの内容
ア 居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で身体介護や家事援助等を行います。
イ 行動援護	行動障害のある方に、移動介護や危険回避の援護等を行います。
ウ 短期入所（ショートステイ）	介助者が介助できないとき、短期間、施設で生活できます。

問 26 ア～ウのサービスの「現在の利用状況」と「今後の利用希望」をお答えください。
（それぞれの項目について、現在、今後に1つずつ〇）

サービスの種類	現在の利用状況		今後の利用希望		
	利用している	利用していない	利用したい （今後も）	利用希望はない	わからない
ア 居宅介護（ホームヘルプ）	1	2	1	2	3
イ 行動援護	1	2	1	2	3
ウ 短期入所（ショートステイ）	1	2	1	2	3

↓ ↓
問 27 へ 問 28 へ

問 27 問 26 でア～ウの「現在の利用状況」のいずれかで「1」（利用している）と回答した方におたずねします

- ① 現在利用しているサービスについて、どのように感じますか。
（現在利用しているサービスごとに、1つに〇）

サービスの種類	満足	やや満足	やや不満	不満
ア 居宅介護（ホームヘルプ）	1	2	3	4
イ 行動援護	1	2	3	4
ウ 短期入所（ショートステイ）	1	2	3	4

② 現在利用しているサービスについて、困っていることがありますか。

(現在利用しているサービスごとに、主なもの2つまでに○)

サービスの種類	利用できる時間や日数、回数が少ない	区役所での手続きが大変	サービスに関する情報が少ない	事業者との利用日等の調整が大変	サービスの質が良くない	利用者負担が大きい	その他(具体的に)	特にない
ア 居宅介護 (ホームヘルプ)	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
イ 行動援護	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
ウ 短期入所 (ショートステイ)	1	2	3	4	5	6	7 ()	8

③ ①でア～ウのいずれかで「3」または「4」(不満)と回答した方におたずねします。不満な理由は何ですか。(現在利用しているサービスごとに、主なもの2つまでに○)

サービスの種類	職員の専門性が低い	個々の状況に合わせた柔軟な対応ができない	緊急時の対応が遅い	遅い 要望・苦情への対応が	その他(具体的に)
ア 居宅介護 (ホームヘルプ)	1	2	3	4	5 ()
イ 行動援護	1	2	3	4	5 ()
ウ 短期入所 (ショートステイ)	1	2	3	4	5 ()

問 28 問 26 でア～ウの「現在の利用状況」のいずれかで「2」（利用していない）と回答した方におたずねします。現在利用していないサービスについて、その理由は何ですか。（現在利用していないサービスごとに、主なもの2つまでに○）

サービスの種類	サービス事業者が不足している	利用者負担が大きい	施設・設備の水準が低い	サービスを知らなかった	利用方法がわからない	手続きが面倒	その他（具体的に）	必要がない
ア 居宅介護 （ホームヘルプ）	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
イ 行動援護	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
ウ 短期入所 （ショートステイ）	1	2	3	4	5	6	7 ()	8



障害に対する理解について

問 29 普段の暮らしの中で、障害や病気への差別・偏見を感じる時がありますか。

(1つに○)

- | | |
|-----------|------------|
| 1 常を感じる | 4 まったく感じない |
| 2 ときどき感じる | 5 わからない |
| 3 あまり感じない | |

問 30 周囲の人たちに対して、障害への理解を進めていくためにどのようなことを重視すべきだと思いますか。(主なもの2つまでに○)

- | |
|-------------------------------|
| 1 障害や障害者の生活を伝えるパンフレットの発行 |
| 2 障害者作品展やイベントの開催 |
| 3 地域や学校等で交流の機会を増やすこと |
| 4 学校や生涯学習の場において、障害に関する講習や情報提供 |
| 5 障害についての講演会や疑似体験会の開催 |
| 6 障害者の一般就労の促進 |
| 7 その他 () |
| 8 特になし |

問 31 品川区は、お子さんやご家族の方にとって暮らしやすいまちですか。(1つに○)

- | | |
|-----------------|----------|
| 1 とても暮らしやすい | 4 暮らしにくい |
| 2 どちらかという暮らしやすい | 5 わからない |
| 3 どちらかという暮らしにくい | |

生活の状況・区の施策について

問 32 障害のある方が地域で安心して暮らしていくためには、どのような施策が重要だと思いますか。
(主なものを2つまでに○)

- 1 気軽に相談できる、相談支援体制の充実
- 2 地域で自立した生活をおくるための、地域生活支援体制の充実
- 3 子どもの成長を支える療育・家族支援体制の充実
- 4 緊急時や災害時の安全を確保するための、安心・安全な生活基盤の確保
- 5 障害のある方の生活をサポートする、人材育成
- 6 一人ひとりの状況に合わせた支援を行える、サービス提供体制の充実
- 7 一人ひとりの状況に応じて働ける、就労支援体制の充実
- 8 一人ひとりの権利や尊厳を守る、権利擁護体制の構築
- 9 障害の有無に係わらずともに生活できる、理解と共感が深まる意識啓発
- 10 その他 ()
- 11 特になし

問 33 障害のある方への支援施策について、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

お答えいただき、ありがとうございました。

記入した調査票は、三つ折りにして同封の返信用封筒に封入して、切手を貼らずに、

平成 29 年 8 月 28 日 (月) までにポストに投函してください。

■ 就学児以上 18 歳以下の方への調査

支援の必要なお子さんへのアンケート調査 (就学児以上 18 歳以下の方)

～アンケート調査へのご協力をお願い～

日頃から、品川区の福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
区では、児童福祉法の改正に伴い、今年度に「品川区障害児福祉計画」を策定します。そのため、区内で生活をしている世帯のうち、行政からの支援を受けている、もしくは障害者手帳を所持している就学児以上 18 歳以下のお子さんのいる世帯を対象に、生活の様子やサービスの利用状況、支援への意向を把握するためのアンケート調査を実施します。

調査は無記名で行いますので、個人が特定されたり、個人の回答内容が明らかになることはありません。また、お答えいただいた内容は統計的に処理したうえで、計画策定の基礎資料としてのみ活用し、その他の目的に使用することは一切ありません。

調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますよう、お願いいたします。

平成 29 年 8 月

品川区 福祉部 障害者福祉課

ご記入にあたっての注意事項

- ① 回答は、ご家族や介助者の方が、封筒のあて名のお子さんについてお答えください。
- ② 回答は、○印を記入していただく設問、数字を記入していただく設問、内容を記入していただく設問があります。それぞれの指示に従って記入してください。
- ③ ○印を記入していただく設問について、あてはまる選択肢の番号に直接○印を記入してください。なお、「1つに○」「あてはまるものすべてに○」等、指示にしたがって記入してください。
- ④ 「その他」に○印を記入したときは、その内容を（ ）内にご記入ください。

記入した調査票は、三つ折りにして同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに
平成 29 年 8 月 28 日(月)までに、ポストに投函してください。

問合せ先

品川区 福祉部 障害者福祉課 福祉改革担当

お子さん・世帯の状況について

問1 お子さんの性別をお答えください。(1つに○)

1 男性	2 女性
------	------

問2 平成29年4月2日現在のお子さんの年齢をお答えください。(数字を記入)

	歳
--	---

問3 お子さんがお持ちの障害者手帳の種類と等級をお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

手帳の種類	等級			
1 身体障害者手帳	1 1級	3 3級	5 5級	
	2 2級	4 4級	6 6級	
2 愛の手帳	1 1度	2 2度	3 3度	4 4度
3 精神障害者保健福祉手帳	1 1級	2 2級	3 3級	
4 特定医療費(指定難病)受給者証、マル都医療券、小児慢性特定疾病医療受給者証				
5 いずれも持っていない				

問4 現在お住まいの地区をお答えください。(1つに○)

1 品川地区	3 大井地区	5 八潮地区
2 大崎地区	4 荏原地区	

問5 現在同居している家族をすべてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

1 父親	3 兄弟姉妹	5 その他親族
2 母親	4 祖父母	6 その他()

お子さんの障害・疾病の状況について

問6 お子さんの障害(もしくは、発達・発育で気になる点)に最初に気付いたのはいつ頃ですか。
(1つに○)

1 出生時	4 2歳	7 5歳	9 9~11歳
2 0歳	5 3歳	8 6~8歳	10 12歳以上
3 1歳	6 4歳		

問7 お子さんの障害（もしくは、発達・発育で気になる点）について、最初に気付いたのはどのようなときでしたか。（1つに○）

1 出生時	6 医療機関で診察したとき
2 家族や周りの人	7 保育園、幼稚園の教職員
3 1歳6か月児健診	8 その他（ ）
4 3歳児健診	9 覚えていない
5 育児相談等	

問8 お子さんには、どのような障害がありますか。（あてはまるものすべてに○）

1 身体障害（視覚障害）	}	問10へ
2 身体障害（聴覚障害・平衡機能障害）		
3 身体障害（音声・言語・そしゃく障害）		
4 身体障害（肢体不自由）		
5 身体障害（内部障害）		
6 知的障害		
7 重症心身障害		
8 高次脳機能障害		
9 発達障害		→ 問9へ
10 その他（ ）		→ 問10へ

問9 問8で「9」と回答した方におたずねします。お子さんは次のような診断を受けていますか。（あてはまるものすべてに○）

1 広汎性発達障害	6 学習障害（LD）
2 自閉症・自閉症スペクトラム	7 非定型自閉症
3 高機能自閉症・高機能広汎性発達障害	8 その他（ ）
4 アスペルガー症候群	9 診断は受けていない
5 注意欠陥多動性障害（ADHD）	

困りごとの相談、介助者への支援について

問 10 お子さんを主に介助している方（主な介助者）はどなたですか。（1つに○）

1 父親	} 問 11 へ	6 その他	} 問 12 へ
2 母親		()	
3 兄弟姉妹		7 介助は受けていない・不要	
4 同居している祖父母			
5 その他親族			

問 11 問 10 で「1」から「5」のいずれかに回答した方におたずねします。主な介助者をサポートしてくれる親族・知人の方はいますか。（主なもの2つまでに○）

1 父親	5 その他親族
2 母親	6 近所の人
3 兄弟姉妹	7 その他 ()
4 同居している祖父母	8 サポートしてくれる人はいない

問 12 子育てについて、困っていることはありますか。（主なもの2つまでに○）

1 お子さんから目が離せない	6 買い物等の外出ができない
2 兄弟姉妹の面倒がみられない	7 近所や親族の協力・理解が得られない
3 気持ちが休まらない	8 自由な時間が取れない
4 身体の疲労がぬけない	9 その他 ()
5 出費が多い	10 特に困っていることはない

問 13 家族や知人以外で、日常生活の中で困ったときの相談先はどこですか。（主なもの2つまでに○）

1 医療機関	} 問 14 へ	8 相談支援事業所	} 問 14 へ
2 区の障害者福祉課		9 利用しているサービス事業者	
3 保健センター		10 障害者の会や家族の会	
4 障害者福祉課以外の区の窓口		11 民生委員・児童委員	
5 品川児童学園 「子ども発達相談室」		12 その他 ()	
6 幼稚園・保育園		13 相談する相手はいない	
7 利用している療育施設			

問 14 問 13 で「1」から「12」と回答した方におたずねします。

① 主な相談内容は何ですか。具体的にお書きください。

② その相談先は、相談しやすいですか。（1つに○）

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| 1 気軽に相談できる | } 問 15 へ
→ ③ へ |
| 2 時間や手間はかかるが、相談に応じてもらえる | |
| 3 相談しにくい | |

③ ②で「3」と回答した方におたずねします。「相談しにくい」と感じる理由は何ですか。具体的にお書きください。

問 15 区や事業者などの相談窓口に期待することはありますか。（主なもの2つまでに○）

- | | |
|----------------------|-------------------------------|
| 1 日常生活・介助についてのアドバイス | 4 お子さんに適したサービス情報の提供 |
| 2 新しい施策やサービスなどの情報提供 | 5 その他（ ） |
| 3 障害・病気に適した専門的なアドバイス | 6 特にない |

問 16 主な介助者のために、必要な支援は何ですか。（主なもの2つまでに○）

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| 1 早期の療育 | 6 家事の支援 |
| 2 働き続けられる保育環境 | 7 経済的な支援 |
| 3 お子さんの一時的預かり | 8 兄弟姉妹の相手・面倒 |
| 4 同じ状況の保護者同士の交流 | 9 その他（ ） |
| 5 専門的な相談支援体制 | 10 特に必要ない |

医療的ケアの必要なお子さんについて

問 17 お子さんは日常生活において、以下の医療的ケアを必要としていますか。
(あてはまるものすべてに○)

1 たん吸引	} 問 18 へ	6 気管切開	} 問 18 へ
2 経管栄養		7 人工呼吸器	
3 胃瘻・腸瘻		8 その他	
4 酸素吸入		()	
5 導尿		9 必要な医療的ケアはない → 問 19 へ	

問 18 問 17 で「1」から「8」のいずれかに回答した方におたずねします。

① 主に医療的ケアを行っているのはどなたですか。(1つに○)

1 父親	4 同居している祖父母	6 医師・看護師
2 母親	5 その他親族	7 その他 ()
3 兄弟姉妹		

② 医療的ケアの必要なお子さんの日常生活について、困っていること、今後の希望等がありましたら、ご自由にお書きください。

お子さんの進路・将来について

問 19 お子さんの通学状況をお答えください。(1つに○)

1 小学校の通常学級	} 問 20 へ	9 高等学校	} 問 21 へ
2 小学校の通常学級 (特別支援教室・通級指導学級)		10 特別支援学校の高等部	
3 小学校の特別支援学級		11 その他の学校	問 22 へ
4 特別支援学校の小学部		12 自宅で過ごしている	} 問 23 へ
5 中学校の通常学級		13 その他	
6 中学校の通常級 (通級指導学級)		()	
7 中学校の特別支援学級			
8 特別支援学校の中学部			

問 20 問 19 で「1」から「8」のいずれかに回答した方におたずねします。中学校（中学部）卒業後はどのような進路を希望しますか。（1つに○）

- | | |
|------------------|------------|
| 1 高等学校（夜間を含む） | 5 どこにも通わない |
| 2 特別支援学校の高等部 | 6 その他（ ） |
| 3 通信制高校等 | 7 わからない |
| 4 生活訓練や就労支援の訓練施設 | |

問 21 問 19 で「9」または「10」と回答した方におたずねします。高等学校（高等部）卒業後はどのような進路を希望しますか。（1つに○）

- | | |
|------------------|--------------------------|
| 1 大学や短期大学へ通う | 6 就労継続支援事業所や就労移行支援事業所へ通う |
| 2 専門学校や専修学校へ通う | 7 生活介護の施設へ通う |
| 3 職業訓練学校へ通う | 8 地域活動支援センターへ通う |
| 4 企業等へ就職する（一般就労） | 9 その他（ ） |
| 5 自分で仕事する（自営業等） | 10 わからない |

問 22 問 19 で「1」から「11」のいずれかに回答した方におたずねします。

① お子さんの現在の生活で、困っていることや心配していることはありますか。（主なもの2つまでに○）

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1 療育施設への送迎 | 7 周囲の子どもとの関係 |
| 2 療育施設での本人の成長 | 8 周囲の保護者との関係 |
| 3 通わせる施設の選択肢が少ない | 9 困ったときの相談窓口がわからない |
| 4 費用等の経済的な負担 | 10 その他（ ） |
| 5 教育・療育に関する情報が少ない | 11 特に困っていることや心配はない |
| 6 療育・リハビリテーションの機会が少ない | |

② 学校等にいる以外の時間（放課後や長期休業中など）は、どのように過ごしていますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1 家族と過ごしている | 6 にじのひろばを利用している |
| 2 友人、知人と過ごしている | 7 習い事や塾へ行っている |
| 3 一人で過ごしている | 8 その他（ ） |
| 4 すまいるスクールを利用している | 9 特に何もしていない |
| 5 放課後等デイサービスを利用している | |

- ③ 学校等にいる以外の時間（放課後や長期休業中など）について、現在の過ごし方以外にどのような過ごし方を希望しますか。ご自由にお書きください。

--

児童福祉法による障害児通所支援について

※ 問 23～問 25 は、下表の児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスについて、利用状況・利用希望をおたずねします。

サービス名	サービスの内容
ア 放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上の訓練等を行うとともに、社会参加の機会を提供します。
イ 保育所等訪問支援	専門職が障害児のいる保育所等の施設を訪問し、集団生活に適應できるように、専門的な支援等を行います。

問 23 ア、イのサービスの「現在の利用状況」と「今後の利用希望」をお答えください。
 利用している方は、利用日数も記入してください。
 （それぞれの項目について、現在、今後に1つずつ○）

サービスの種類	現在の利用状況		今後の利用希望			
	利用している	利用していない	利用したい (今後も)	利用できないが、 利用したい	利用希望はない	わからない
ア 放課後等 デイサービス	1 (_____ 日/月)	2	1	2	3	4
イ 保育所等訪問支援	1 (_____ 日/月)	2	1	2	3	4

↓ 問 24 へ
 ↓ 問 26 へ
 ↓ 問 25 へ

問 24 問 23 でア、イの「現在の利用状況」のいずれかで「1」（利用している）と回答した方におたずねします。

- ① 現在利用しているサービスについて、どのように感じますか。
 （現在利用しているサービスごとに、1つに○）

サービスの種類	満足	やや満足	やや不満	不満
ア 放課後等デイサービス	1	2	3	4
イ 保育所等訪問支援	1	2	3	4

- ② 現在利用しているサービスについて、困っていることがありますか。
 (現在利用しているサービスごとに、主なもの2つまでに○)

サービスの種類	利用できる時間や日数、回数が少ない	区役所での手続きが大変	サービスに関する情報が少ない	事業者との利用日等の調整が大変	サービスの質が良くない	利用者負担が大きい	その他(具体的に)	特にない
ア 放課後等 デイサービス	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
イ 保育所等 訪問支援	1	2	3	4	5	6	7 ()	8

↓
③へ

- ③ ②でア、イのいずれかで「1」(利用できる時間や日数、回数が少ない)と回答した方におたずねします。現在利用しているサービスについて、そう感じる理由は何ですか。具体的にお書きください。

- ④ ①でア、イのいずれかで「3」または「4」(不満)と回答した方におたずねします。不満な理由は何ですか。(現在利用しているサービスごとに、主なもの2つまでに○)

サービスの種類	職員の専門性が低い	個々の状況に合わせた柔軟な対応ができない	緊急時の対応が遅い	要望・苦情への対応が遅い	その他(具体的に)
ア 放課後等 デイサービス	1	2	3	4	5 ()
イ 保育所等訪問支援	1	2	3	4	5 ()

問 25 問 23 でア、イの「今後の利用希望」のいずれかで「2」（利用したいが、利用できない）と回答した方におたずねします。その理由は何ですか。（主なものを2つまでに○）

1 近くに施設がない	3 利用者負担が大きい	5 その他（ ）
2 定員に空きがない	4 利用方法がわからない	

障害福祉サービスの利用状況・利用希望について

※ 問 26～問 28 は、下表の障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや関連する事業について、利用状況・利用希望をおたずねします。

分類	サービス名	サービスの内容
訪問系サービス	ア 居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で身体介護や家事援助等を行います。
	イ 同行援護	視覚障害のある方に、外出先で代筆、代読、移動等の支援を行います。
	ウ 行動援護	行動障害のある方に、移動介護や危険回避の援護等を行います。
	エ 短期入所 (ショートステイ)	介助者が介助できないとき、短期間、施設で生活できます。
地域生活支援事業	オ 移動支援事業	自立生活や社会参加のための外出時に、ヘルパーの支援を受けられます。
	カ 日中一時支援事業	特別支援学校に通学する知的障害児の放課後や夏休み等の長期休暇中の活動の場を確保します。
	キ 手話通訳者派遣事業	手話通訳者の派遣により、コミュニケーションを支援します。
	ク 要約筆記者派遣事業	要約筆記者の派遣により、コミュニケーションを支援します。
	ケ 日常生活用具給付等事業	日常生活に必要な福祉用具の給付または貸与を行います。

問 26 ア～ケのサービスの「現在の利用状況」と「今後の利用希望」をお答えください。
 (それぞれの項目について、現在、今後に1つずつ○)

サービスの種類	現在の利用状況		今後の利用希望		
	利用している	利用していない	利用したい (今後も)	利用希望はない	わからない
ア 居宅介護 (ホームヘルプ)	1	2	1	2	3
イ 同行援護	1	2	1	2	3
ウ 行動援護	1	2	1	2	3
エ 短期入所 (ショートステイ)	1	2	1	2	3
オ 移動支援事業	1	2	1	2	3
カ 日中一時支援事業	1	2	1	2	3
キ 手話通訳者派遣事業	1	2	1	2	3
ク 要約筆記者派遣事業	1	2	1	2	3
ケ 日常生活用具給付等事業	1	2	1	2	3

↓ ↓
 問 27 へ 問 28 へ

問 27 問 26 でア～ケの「現在の利用状況」のいずれかで「1」(利用している)と回答した方におたずねします。

- ① 現在利用しているサービスについて、どのように感じますか。
 (現在利用しているサービスごとに、1つに○)

サービスの種類	満足	やや満足	やや不満	不満
ア 居宅介護 (ホームヘルプ)	1	2	3	4
イ 同行援護	1	2	3	4
ウ 行動援護	1	2	3	4
エ 短期入所 (ショートステイ)	1	2	3	4
オ 移動支援事業	1	2	3	4
カ 日中一時支援事業	1	2	3	4
キ 手話通訳者派遣事業	1	2	3	4
ク 要約筆記者派遣事業	1	2	3	4
ケ 日常生活用具給付等事業	1	2	3	4

② 現在利用しているサービスについて、困っていることがありますか。
 (現在利用しているサービスごとに、主なもの2つまでに○)

サービスの種類	利用できる時間や回数、回数が少ない	区役所での手続きが大変	サービスに関する情報が少ない	事業者との利用日等の調整が大変	サービスの質が良くない	利用者負担が大きい	その他(具体的に)	特にな
ア 居宅介護 (ホームヘルプ)	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
イ 同行援護	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
ウ 行動援護	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
エ 短期入所 (ショートステイ)	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
オ 移動支援事業	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
カ 日中一時支援事業	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
キ 手話通訳者派遣事業	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
ク 要約筆記者派遣事業	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
ケ 日常生活用具給付等事業	1	2	3	4	5	6	7 ()	8

③ ①でア～ケのいずれかで「3」または「4」（不満）と回答した方におたずねします。不満な理由は何ですか。（現在利用しているサービスごとに、主なもの2つまでに○）

サービスの種類	職員の専門性が低い	個々の状況に合わせた柔軟な対応ができない	緊急時の対応が遅い	遅い 要望・苦情への対応が	その他（具体的に）
ア 居宅介護（ホームヘルプ）	1	2	3	4	5 ()
イ 同行援護	1	2	3	4	5 ()
ウ 行動援護	1	2	3	4	5 ()
エ 短期入所（ショートステイ）	1	2	3	4	5 ()
オ 移動支援事業	1	2	3	4	5 ()
カ 日中一時支援事業	1	2	3	4	5 ()
キ 手話通訳者派遣事業	1	2	3	4	5 ()
ク 要約筆記者派遣事業	1	2	3	4	5 ()
ケ 日常生活用具給付等事業	1	2	3	4	5 ()

問 28 問 26 でア～ケの「現在の利用状況」のいずれかで「2」（利用していない）と回答した方におたずねします。現在利用していないサービスについて、その理由は何ですか。（現在利用していないサービスごとに、主なもの2つまでに○）

サービスの種類	サービス事業者が不足している	利用者負担が大きい	施設・設備の水準が低い	サービスを知らなかった	利用方法がわからない	手続きが面倒	その他（具体的に）	必要がない
ア 居宅介護 （ホームヘルプ）	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
イ 同行援護	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
ウ 行動援護	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
エ 短期入所 （ショートステイ）	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
オ 移動支援事業	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
カ 日中一時支援事業	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
キ 手話通訳者 派遣事業	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
ク 要約筆記者 派遣事業	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
ケ 日常生活用具 給付等事業	1	2	3	4	5	6	7 ()	8

障害に対する理解について

問 29 普段の暮らしの中で、障害や病気への差別・偏見を感じるときがありますか。
(1つに○)

- | | |
|-----------|------------|
| 1 常を感じる | 4 まったく感じない |
| 2 ときどき感じる | 5 わからない |
| 3 あまり感じない | |

問 30 周囲の人たちに対して、障害への理解を進めていくためにどのようなことを重視すべきだと思いますか。(主なもの2つまでに○)

- | |
|-------------------------------|
| 1 障害や障害者の生活を伝えるパンフレットの発行 |
| 2 障害者作品展やイベントの開催 |
| 3 地域や学校等で交流の機会を増やすこと |
| 4 学校や生涯学習の場において、障害に関する講習や情報提供 |
| 5 障害についての講演会や疑似体験会の開催 |
| 6 障害者の一般就労の促進 |
| 7 その他 () |
| 8 特にない |

問 31 品川区は、お子さんやご家族の方にとって暮らしやすいまちですか。(1つに○)

- | | |
|-----------------|----------|
| 1 とても暮らしやすい | 4 暮らしにくい |
| 2 どちらかという暮らしやすい | 5 わからない |
| 3 どちらかという暮らしにくい | |

第 5 期 品 川 区 障 害 福 祉 計 画
第 1 期 品 川 区 障 害 児 福 祉 計 画

発行年月 平成30年4月
発 行 品川区
編 集 品川区福祉部障害者福祉課
〒140-8715 品川区広町 2-1-36
電話 03-5742-6762